

山形大学大学院
社会文化システム研究科

紀 要

第11号

目 次

論 文

- 最上義光文書の古文書学 判物・印判状・書状……………松尾 剛次 (1)78
パフォーマティヴ理論とカール・ファレンティン喜劇…………… 撰津 隆信 1
小川尚義の著作に見る国語意識……………中澤 信幸 17
ワイドディスプレイにおける情報表示領域と作業領域の配置に関する検討
……………門間 政亮・本多 薫 33

国際学術講演会

- 『ナスカとパルパの地上絵と社会：考古学研究の最前線』……………坂井 正人 43

- 社会文化システム研究科彙報（2013年度）……………45

- 投稿規程……………49

平成26年9月

パフォーマティヴ理論とカール・ファレンティン喜劇

撰 津 隆 信

はじめに

本稿は20世紀前半から中葉にミュンヘンで活躍したカール・ファレンティン(1882-1948)の喜劇作品を研究する足がかりとして、ここ10年ほどで身体表象研究のメインストリームになりつつある「パフォーマティヴィティ研究」との関連を探るものである。ファレンティンの名を知る人々にとっては「喜劇役者 Komiker」という肩書が最も馴染み深いはずだが、実際の彼の活動は極めて多岐にわたっている。彼は優れた役者(Schauspieler)であり、舞台の流れを設計する演出家であり、モノローグ、ディアローグ、小芝居、小唄など400以上のテキストを残した作家であり、芝居で用いられる小道具を自ら作成する職人であり、様々な楽器を弾きこなせるミュージシャンであり、ラジオドラマを積極的に放送し、映画を多数撮影したメディアタレントであり、何よりも人々の日常をつぶさに観察しその不可思議さを劇化した日常の<研究者>であった。このような彼の多彩な活動を考慮すれば、彼の舞台を実際に見た同時代の作家・批評家たちによる劇評や人物評もまた多種多様になるのは自然なことである。たとえば、ウィーン生まれの著述家フランツ・ブライ、同じくウィーンで活躍したジャーナリストであるアルフレート・ポルガー、ミュンヘンの俳優ドルフ・フェルナウなどは、彼を一介のコメディアンとしてではなく普段の生活においても学術研究の場においても通常は俎上に上げられることのない、些細でありながらも決して解決されることのないアポリアに立ち向かう「哲学者」とみなしている。¹一方、劇作家カール・ツックマイヤーやミュンヘン市立資料館の元館長で批評家のリヒャルト・パウアーはファレンティンを純粹なフォルクスゼンガー[Volkssänger]と捉えてそ

のローカリティを笑いと理解の基軸に据えているのに対し、政治学者ドルフ・シュテルンベルガーは彼を„Ein deutscher Klassiker“と呼び、ミュンヘンやバイエルンといった地域性にとどまらない普遍性をファレンティン作品の中に看取している。²これら以外にもカール・ファレンティンについての寸評や伝記などは多数発表されているが、彼が学術領域においてメジャーな研究対象になっているとは言いがたい。ドイツで絶大な知名度を誇っているにもかかわらず、ファレンティン喜劇が学術的に研究されることが少ない理由には様々なことが考えられるが、筆者は彼の活動に学術的な価値を認めて研究を進めてきた。³本稿ではファレンティンの喜劇作品を具体的に取り上げるかわりに、この研究が孕む諸問題を概観し、その解決法を示すことでパフォーマティヴ研究とファレンティン喜劇が交差する地点を提示する。主要な問題はひとまず、民族性をも含む地域性ならびに上演の一回性とそれにまつわるメディアの問題に集約されるだろう。

¹ 「彼[ファレンティン]がふさわしいのは、哲学者のカテゴリだ」(Blei, Franz: Der Clown Valentin. In: Helmut Bachmaier (Hrsg.): Kurzer Rede Langer Sinn. München 1990. S. 279), 「他愛のなさや深遠な意味が驚くほどミックスされた彼のユーモアは形而上学的な滑稽である」(Polgar, Alfred: Karl Valentin. In: Kurzer Rede Langer Sinn. S. 352), 「私にとって彼はむしろ哲学するバイエルン版ドン・キホーテに見える」(Fernau, Rudolf: Als Lied begann' s. Lebenstagebuch eines Schauspielers. München 1975. S.113)。

² Sternberger, Dolf: Ein deutscher Klassiker: Karl Valentin. In: Kurzer Rede Langer Sinn. S. 365-370.

³ これについては例えば拙論『アンチ・コメディアン、カール・ファレンティン 一対話劇『家族の心配事』(1943)一』(『ワセダブレッター 18号』, 早稲田大学ドイツ語学・文学会, 19-34頁, 2011年), 『胡蝶の夢, あるいはアヒルの夢? 一カール・ファレンティン『ミュンヘンに迫る強盗騎士団』(1924)一』(『過去の未来と未来の過去 一保坂一夫先生古希記念論文集一』, 保坂一夫先生古希記念論文集編集委員会, 同社, 359-370頁, 2013年)などを参照されたい。

1. 民衆性と環境

リヒャルト・バウアーはその著書『カール・ファレンティンのミュンヘン』の中で、「カール・ファレンティンの芸術作品を理解するためにはミュンヘンの環境を知ることが不可欠である」⁴と述べている。また、前章で既に紹介したが、カール・ツックマイヤーも「カール・ファレンティンとは何者だったのか？ファレンティンを直接見たことのない若者にこれを説明することは難しい。…彼は全くオリジナルな、全く他の誰とも異なるクリエイティブな芸術家だったが、それはひとえに彼が徹頭徹尾「Volkskomiker」⁵であったからである」とバウアーと同様の主張を行っており、同じ時空間に生きていなかった者にとってファレンティンを理解することがいかに難しいかを語っている。バウアーの言う「環境」とは、その場で生活をし、その場で話されている言葉を話し、そこに住む人々のメンタリティを斟酌し、その場に根付く伝統の中に身を置いてはじめて感知される雰囲気と考えていだろう。そして、語族・血族的連関を持つ狭義の Volk（民族）というより、そのような雰囲気の中で日常生活を送る市井の人々、すなわち民衆としての Volk の方を重視すれば、フォルクスコミカー（バウアーはフォルクスゼンガー [Volkssänger] と呼んでいる）の孕む意味は重層的なものになる。〈民衆の喜劇役者〉あるいは〈民衆の歌手〉と直訳されるこの名称は、果たして何を意味しているのか。この場合三つの位相が考えられる。第一に、舞台に立つパフォーマーが中産階級に属し、その受容者もまたそれに属していたということ、第二に、そこで供される演し物がいわゆるハイカルチャーとしての文学や演劇などよりも下位にカテゴライズされていたというこ

⁴ Bauer, Richart: Karl Valentin als »Geheimer Privat-Historiker der kgl. Haupt- und Residenzstadt München«. In: Bauer, Richart / Graf, Eva (Hrsg.): Karl Valentins München. Stereoskop-Photographien von 1855 bis 1880. München 2007. S. 6-26. S. 6.

⁵ Zuckmayer, Carl: *Volkssänger, weiter nichts*. In: Kurzer Rede Langer Sinn. S. 375-379. S. 376.

と、そして第三に、パフォーマーたちが中産階級の立場を代表し [Repräsentieren] 何らかのメッセージを発していたということである。ファレンティンは家具運送業を営む家庭に生まれ、大学には進学せず指物師として生計を立てようと志した中産階級の人間であったため、第一と第二の見方には密接な関係があると考えられる。文学や歴史などの専門的知識をバックグラウンドに持たないこのような人間が行う芝居や喜劇は間違いなく Volk の喜劇と言えるであろうし、大学で専門的知識を学んだ後に演劇活動を開始した者たちとの差異はここで生まれるのである。また第三の見方に触れると、例えば歴史学者のロバート・エーベン・サケットは、フォルクスゼンガーは各種の歴史的状況に対する観客の反応をそのまま舞台上で表現していたと述べている。⁶これは、比較的小規模のキャバレー（カバレット）やビアホールや芝居小屋などで供されるパフォーマンスを研究する際、演者が個々の素材をどのように扱い、それをどのようにして自らの芸として発信するかという生産者の側の研究だけでは不十分であり、それらを受容する観客の政治的・社会的状況を鑑みた上で観客のパフォーマンスへの反応を包括的に捉えなければならないということの意味する。この点にツックマイヤーが述べた Volkskomiker の本意が存すると思えば、ファレンティンという対象を学術的に取り上げる難しさの理由も理解されるだろう。すなわち、バウアーが語るようなミュンヘンの環境、刻々と変化する政治的・経済的基盤、ファレンティンを取り巻いていた当時の観客などを把握する必要があるにもかかわらず、現代の研究者の前に立ちはだかる時間的空間的距離はあまりにも大きいのである。そして言うまでもなく、言葉の問題も残されている。ミュンヘン方言が使われたテキスト、より正確に言えば20世紀初旬のミュンヘンで通用していた言葉による笑いを理解できるかという「入り口」の議論は

⁶ サケット、ロバート・エーベン：『ミュンヘン・キャバレー・政治』（大島かおり訳、晶文社、1988年）9頁。

古くから続く難題の一つである。国や言語が変われば笑いの質も変わるというのはドイツ文学や喜劇研究といった枠組みを越えて共有されている一種の常識であり、例えばクリストファー・バームは「方言と地域性はアリストファネスの時代以来つねに喜劇の源泉であった」⁷と述べている。またファレンティン自身も、自分の喜劇はタール(ミュンヘン中心地に位置する通りの名)から一步外れたら全く理解されないのではないかとの懸念を抱いていたという。⁸このように考えると、外国喜劇研究には言葉、場所、時間という三つの壁が立ちはだかっており、それらを乗り越えることは容易ではない。

2. 上演の一回性

だが研究にまつわる困難は言葉や地域性ばかりにあるのではなく、そこには舞台芸術研究に特有の「上演」という懸案が存在する。悲劇であれ喜劇であれ、現代劇であれ古典劇であれ、コントであれ漫才であれ、舞台芸術はライブ性を重視する。その場で実際に観劇し、役者の語る調子を聴き分け、シーンによって使い分けられる音楽と共に演技を感受することが演劇体験の前提とみなされてきた。そればかりでなく、従来の「演劇作品」という枠から外れた、戯曲や台本あるいはプロットや筋といったエクリチュールに依存しない「パフォーマティヴな出来事」(第5章で詳述)などもその直接体験を前提としている。戯曲や映像といったメディアを介する受容行為では、演じ手と受容者の共在によって作り上げられる出来事の中の「オートポイエシスのフィードバック循環」(エリカ・フィッシャー=リヒテ)は期待できない

とする思考もまた存在するのである。ここで彼女の影響力ある書物『パフォーマンスの美学』⁹から、上演の特徴について見てみよう。

彼女はまず、昨今の最新メディア技術を利用したパフォーマンスの評価として、「生産と受容が別々に行われるメディア・テクノロジーによるパフォーマンス」は「俳優／パフォーマーと観客の^{ライブ}身体^の共在によって構成されるオートポイエシスのフィードバックで循環する『ライブ』パフォーマンス」程の影響力を持たないとする。これは最近の舞台芸術上演とは切り離せなくなったように思える映像技術などのみならず、戯曲やシナリオといった文字によるメディアのことも含意している。この主張の背景の一つにあるのは、広義における舞台芸術表現の受容者は、生身の身体^の身振り(パフォーマンス)を目撃するものであるという古今東西で常識とみなされてきた見方に、昨今のロックコンサートなどを例にして否を突きつけたフィリップ・オースランダーの研究である。彼はその著書“Liveness –Performance in a media-tized culture –”¹⁰で「ライブ・イベントとメディア化されたイベントとの間にどのような区別を想定するにせよ、それは崩壊している。なぜならライブ・イベントはますますメディア化されたイベントと同一のものになっているからだ」として、「皮肉なことに、親密さや直接性というのはまさ

⁷ Balme, Christopher B.: Metonymien des Zeitgeistes. Tora-san und Heinz Erhardt als Komiker der Nation. In: Bayerdörfer, Hans-Peter/Scholz-Cionca, Stanca (Hrsg.): Befremdendes Lachen. Komik auf der heutigen Bühne im japanisch-deutschen Vergleich. München 2005. S. 175-192. S. 175.

⁸ Pemsel, Klaus: Volksverbunden – falsch verbunden? (Triumph des Unwillens). In: Till, Wolfgang (Hrsg.): Karl Valentin. Volks-Sänger? Dadaist? München 1982. S. 77-100. S. 87.

⁹ Fischer-Lichte, Erika: Ästhetik des Performativen. Frankfurt am Main 2004. 翻訳に際しては以下の既訳を利用した。『パフォーマンスの美学』(論創社, 中島裕昭, 平田栄一郎, 寺尾格, 三輪玲子, 四ツ谷亮子, 萩原健記, 2009年)。通常、「パフォーマンス」と「パフォーマティヴ」は、前者が身体的実践の所産として、後者が言説的構築の所産として区別される。『パフォーマンスの美学』の原題は„Ästhetik des Performativen.”であるから、本来は『パフォーマティヴなもの美学』となるはずである。この点について訳者の中島によれば、「とりわけ本書では芸術的な上演について論じられており、特にこの語を新しい用語として導入しようというよりは、このパフォーマティヴなものを含む芸術的な上演の美学を構築しようとしている」として、「パフォーマティヴを含んだ上での日本語としての分かりやすさを優先して、あえて『パフォーマンスの美学』とすることにした」という。『パフォーマンスの美学』, 335頁。

¹⁰ Auslander, Philip: Liveness –Performance in a media-tized culture –. New York 1999.

しくテレビに特徴的なクオリティであり、そのことによってテレビはライブ・パフォーマンスに取って代わったのだ」と主張する。¹¹その上で彼は「我々の文化にあらゆる種類のパフォーマンスの再生産が遍在することによって、ライブな存在の価値が下落するという結果が引き起こされた。これは、ライブなものの知覚経験をメディア化されたもののそれに可能な限り近づけることによってのみ補われる、たとえば、ライブ・イベントが近しさという自らのブランドを発揮する場合であっても」¹²と、いわばライブ・パフォーマンス研究のリストラクチュアリング宣言を行った。フィッシャー=リヒテはこのオースランダーの論に反駁するため、上記の主張をするに至ったのである。彼女の反論を端的にまとめれば以下ようになる。「メディア化されたパフォーマンスの再生産可能性がパフォーマンスの大量流通と自在なアクセス可能性をもたらした」のは事実だとしても、それは「オースランダーがアメリカ合衆国で確認しているような、メディアの文化的優位性に必ずしも帰着するものではない。というのも『ライブ』パフォーマンスで可能となる経験は自在に再生産されず、またいつ誰にでもアクセスできないからこそ、『ライブ』パフォーマンスの方にメディア化されたパフォーマンスよりも高い文化的価値が認められる」こともありうるからである。¹³フィッシャー=リヒテにとって問題なのは、作り手と受容者の「双方向性」こそが現代パフォーマンス・アートの真骨頂であり、「『ライブ』パフォーマンスがメディア化されたパフォーマンスよりも、双方向性という点ではるかに優位であったということ、従って電子メディアが今後いっそう発展しようとする場合、『ライブ』パフォーマンスを生じさせるオートポイエーシスのフィードバック循環から、なお多くのこと学び取り込んでいこうという事は、決して見過ごされてはならない」¹⁴

と、彼女はあくまでライブ・パフォーマンスの優位を強調するのである。これは現代の高度なメディア技術を用いたイベントに対する攻撃と捉えられるばかりでなく、彼女が絶対視するところの「ライブ」パフォーマンスは時間と空間を超越することはできないが故にアクセス制限が掛かっているという点で、ファレンティン研究に大きな課題を突きつけている。ファレンティンの喜劇をライブで体験することはもはや不可能であり、喜劇の特質である即興的な出来事も追体験できないからだ。もちろん、彼女は記録メディアそのものを否定しているわけではない。たとえば、リチャード・シェクナーのパフォーマンス・グループやヘルマン・ニッチュ、ヨーゼフ・ボイス、マリーナ・アブラモヴィッチによる1960年代・1970年代のパフォーマンス・アーティスト達を例に挙げ、彼らは「新しいメディアに触れることに何らの不安も持っていなかった」とし、「むしろメディアの力を借りて、その場限りで消えてしまうパフォーマンスを記録に留める可能性を徹底して利用したのである」とフィッシャー=リヒテは述べている。¹⁵このような事情についてはカール・ファレンティンの場合も同様である。ファレンティンは20世紀初頭に登場したラジオや映画メディアに鋭敏に反応し、自らの芝居をラジオドラマとして放送したり、映画に作り変えるという作業を行っていた。¹⁶実際、その時代の最新メディアを自らのアート・パフォーマンスに活用する芸術家は枚挙に暇がないはずであり、メディア技術とライブ・パフォーマンスの関係についての考察をさらに深めるためにも、このことは一層強調されてよい事

¹⁵ Fischer-Lichte, S. 119. 『パフォーマンスの美学』103頁。

¹⁶ これに関しては拙論「親子の悲喜劇 —ファレンティン劇『受堅者』におけるコミック—」(『規則的、変則的、偶然的 大久保進先生古稀記念論文集』, 大久保進先生古稀記念論文集編集委員会, 朝日出版社, 2011年), 『MYSTERIUM DER MYSTERIEN EINES FRISIERSALONS VON KARL VALENTIN』(Akten des VII. Internationalen Germanistenkongresses Warschau 2010 *Vielheit und Einheit der Germanistik weltweit*. Hrsg. von Franciszek Gruzca, Peter Lang, S. 133-138, 2012年)などを参照されたい。

¹¹ Auslander, P. 32.

¹² Auslander, P. 36.

¹³ Fischer-Lichte, S. 117. 『パフォーマンスの美学』101頁。

¹⁴ Fischer-Lichte, S. 121. 『パフォーマンスの美学』104頁。

実だと思われる。

3. 上演とその理解不可能性

さらに彼女は「言語による記述や意味付けによって上演を後から理解する試みはすべて、テキストの産出に貢献するのであり、テキストは、自身の規則に従い、その生成のプロセスの中で独立するので、上演の記憶という出発点からはつねにますます遠ざかる」ために、上演を理解することは不可能だと断言する。¹⁷ 上演中、あるいは上演が終わった後にそれを理解しようという試みは、どれほどその上演に衝撃や影響を受け、詳細に語る事ができたとしても、それが記憶に依存しているという点で、また非言語的要素をも言語に「翻訳」しなければならないという点で、「克服しがたい困難」との不毛な戦いとなる。フィッシャー=リヒテによれば、上演を後から理解するためには「エピソード的記憶」と「意味論的記憶」が重要だという。前者は「空間での俳優の立ち位置、音楽が挿入された瞬間に空間を横切る俳優の動き、そのメロディやリズム、俳優に当たる照明や、それが徐々に青に変わる特別な様子、さらに語りのリズムと動きのリズムとの呼応やズレ」などの舞台空間における具体的な諸現象を思い起こさせるものであるのに対し、後者の「意味論的記憶」は「上演中に発話された言葉の数々とともに、上演中の私の思考や意味付け」などの「すべての言語的な意味」を想起させるものである。通常ではこれらの「エピソード的記憶」と「意味論的記憶」は相互に統合し支え合うものであるが、近年の記憶研究で明らかにされているように、記憶の多くは信頼できないものであり、さらに同じ演出をくり返し見たとしても「二回目」の経験が「一回目」の記憶を絶えず更新し、ズレを生ぜしめる。そもそもエピソード的記憶で想起されるものは限定的にしか言語で説明できないが故に上演は事後的な理解が不可能なのだ。¹⁸ ただ、問題の根幹は記憶に

のみあるわけではない。ここでテーマとなっているのは作品ではなく、上演である。小説にしる戯曲にしる映画にしる絵画にしる楽譜にしる、「書き込まれた」作品は固定・伝播可能であるのに対して、上演は生身の身体が関与している以上、固定不可能である。シェークスピアでもチェーホフでもいい、一般的な舞台上演を例に採っても事情は同じである。仮に全く同じメンバーたちによって同一の演目が同じように再演されたとしても、彼らが発する言葉のスピードや会話の間(ま)、足を踏み出すタイミングや手を振り挙げる角度などが同一であろうはずがない。ましてや、上演に対する観客の反応は千差万別である。「二回目」の経験による「一回目」の記憶の更新は、上演そのものにおいても行われるのだ。その観客たちはシェークスピアなりチェーホフなりの作品・物語内容について語ることはできるが、その際の上演について全面的に語ることはできない。そもそも、観客が上演を見るときは何をもって見るというのだろうか。文字の羅列を順番に追い、時には自分のペースで前に戻ったり休みを入れることができる「読む」行為に対して、生身の人間が動き回る舞台上では視点が固定されず、自らのペースで見ることがかなわない。例えば主人公が情熱を込めて何かを語る時、その姿にばかり注目していると他の登場人物の表情や動きが目に入らなくなるということはよく起こりうる事例である。それに次から次へと会話が展開される舞台上演では、一度聞き逃した台詞を把握することもまた不可能だ。仮にその作品を隈なく記憶していて、前後の脈絡から聞き逃した台詞が何であったかをわかるにしても、それは俳優によって発された上演における台詞と同一ではない。すなわち、記憶の不確実性もさることながら、真の意味で上演を「見る(聞く)」ことができないため、その理解もまた部分的なものに留まらざるをえないのである。¹⁹

フィッシャー=リヒテのこれらの研究は、1900年代初頭に演劇研究の端緒を開いたマックス・ヘ

¹⁷ Fischer-Lichte, S. 280. 『パフォーマンスの美学』235頁。

¹⁸ Fischer-Lichte, S. 280. 『パフォーマンスの美学』235頁。

ルマンの書物がその下敷きになっているとはいえず、²⁰1960年代以降のパフォーマンスを素材にして書かれたものであるため、一見するとファレンティン研究とは無縁のようにも思える。しかし「上演」とはその出来事の現場に居合わせて直接経験することだとするならば、やはりそれは先に挙げたパウアーやツックマイヤーの考えに類似している。ここでも同じ時間、同じ場所に存在することが要件となっており、テキストやメディアによる理解は二次的なものとされているからである。もし彼らの言うことが正しいとするなら、ファレンティン喜劇は当時の、実際に彼の上演を見たことのある人々にしか理解できないことになる。そうだとすれば、ファレンティン喜劇の現在に対する影響と、現代の受容者や研究者たちの役割は、どのようなものになるだろうか。以下カール・ファレンティンというクリエイティブな芸術家の仕事に時空を乗り越えて対峙するために何が必要なのか、その試論を述べてみたい。

4. 環境の不可知性と「再コンテクスト化」

ファレンティンを理解するために知る必要があるとパウアーが述べるところの環境とは、その場で生活をし、その場で話されている言葉を話し、そこに住む人々のメンタリティを斟酌し、その場に根付く伝統の中に身を置いてはじめて感知される雰囲気であると第一章で指摘した。この「環境」という言葉にここで少し拘ってみると、マーシャル・マクルーハンの『メディア論』におけるある

一節が思い浮かぶ。マクルーハン曰く、「…人間は自身をとり囲む環境の体系あるいは文化の基本的規則をけっして自覚することがない」。²¹マクルーハンがこのように述べたのは電子工学や機械技術などの「新しい技術」が環境を更新していくという文脈であったが、牧歌的なバイエルン州都としてのミュンヘンと、BMW やジーメンスなどのイノベティブな大企業を抱える経済都市ミュンヘンとの対比をイメージすれば、ここでマクルーハンの説を持ち出すのはあながち的外れとも思えない。現にファレンティンが少年時代を過ごした「十九世紀末のミュンヘンは、様式も気風も外観も、目の回りそうなスピードで変化しつつあった」。²²その場で日常生活を送っている人々は通常、自らの生活環境や雰囲気を意識しない(あるいは、できない)。マクルーハンによれば、そのような環境を人々に知らしめるのは「反環境」としての芸術であり、「反環境としての芸術は以前にもまして知覚と判断を訓練する手段となる」(その例としてサミュエル・ベケット、アーサー・ミラー、ジャン=ポール・サルトルなどの劇作家たちの名が挙げられているのは興味深いことである)。²³

事情をファレンティンに移して考えると、ミュンヘンという環境が先立って存在したのではなく、道化ファレンティンが喜劇化した諸々の形姿や出来事が受容者の中で「ミュンヘンの環境」として構築されていったのではないかと考えてもよいのではないだろうか。すなわち、ファレンティンが当時の都市や受容者たちの「反環境」として機能し、自らがどのような場所でもどのように生きているかを知らしめる役割を果たしていたのだ。これについてはサケットの主張が裏付けとなるだろう。「意識してかしないかで、彼はミュンヘンのおどけ者、民衆的な嘲笑の対象、そのこっ

¹⁹ このような上演の理解不可能性は芸術的パフォーマンスに限ったことではない。例えば阿部公彦は野球を「不可視のスポーツ」とみなしているが、それでも人々が野球を見るのは「『野球』そのものを見られなくとも、野球の『部分』を見ることができからである。そもそも野球の全体などというものはないのだ。部分を見ることは、部分しか見ないことを意味するのではなく、部分を経由してさらにその向こうの何かを見ることを意味する」と、いささかロマン主義的な見方を展開している。阿部公彦：「即興と額縁 不可視なる野球、ジャンプする小島信夫」、『21世紀文学の創造 6 声と身体のある場所』(高橋康也編、岩波書店、2002年)所収、239-274頁。

²⁰ Fischer-Lichte, S. 42-57. 『パフォーマンスの美学』40-51頁。

²¹ マクルーハン、マーシャル：『メディア論 人間の拡張の諸相』(栗原裕、河本仲聖訳、みすず書房、1987年)iv頁。

²² サケット、59頁。

²³ マクルーハン、同上。

けいな不運のかずかずで人びとが『インサイダー』であることを確認できる『アウトサイダー』の役割を、引き受けたのである」。²⁴ファレンティンは1948年に没しているため、現在、ファレンティンの芝居を直接体験したという人々はほとんどいないか、極めて少なくなっているはずだ。しかし、ファレンティン喜劇を直接体験したことのない人間が大多数を占める世界においてなお、「ドイツのチャップリン」として彼は未だに人々の記憶に残っている。それは、人々が彼の戯曲を読み、彼の作品をビデオ、DVDなどの映像メディアで鑑賞し、多くの研究者たちがその中身について記し、ファレンティンの姿と仕事を伝えているからである（ファレンティン関連商品の売買という経済的側面も無視してはならないが、本論では棚上げする）。頻度は多くないにせよ、何人もの役者やコメディアンたちがカール・ファレンティンの作品を演じ、様々な場所でファレンティン映画を流すということの背景にあるのは、ファレンティンを伝えようとする側と受け取ろうとする側のエコノミーが成立している証拠である。そして「ミュンヘンのメトニミー [換喩] としてのファレンティン」²⁵という視点に立てば、少なくとも時間的差異は全く問題にならない。これはここまで論じてきた「二次的な理解」を助長するものではない。メトニミーにおいて肝要なのは、その時代の政治、経済、歴史的的重大性を予備知識として保持していることではなく、ましてや同じ時間と空間を共有することでもない。むしろ、受容者がファレンティンの戯曲や映像を読み解くことで新たなファレンティン像を見出す「再コンテクスト化」(マーヴィン・カールソン)こそ重要である。²⁶カールソンは現代の演劇研究の状況を展望した論

²⁴ サケット, 78頁。

²⁵ メトニミーとは、ある総体を表すのにその構成要素の一部の名称でもって表現する修辞技法である。例えば日本政治を説明するのに「永田町」と呼んだり、「鳥居」でもって「神社」を表すのがこれに当たる。メトニミーと喜劇役者の関連については拙論「鏡、あるいは浸透膜 喜劇役者カール・ファレンティン研究の意義」(『外国語論集第13号』, 駒澤大学総合教育研究部外国語第1・第2部門, 2012年) 159-173頁を参照されたい。

文において次のように述べる。「そのもっとも尊重されているテキスト(戯曲)でさえ、新しい役者、新しいデザイナー、新しい演出家によって取り上げられ、新しい観客の前に提示されるのであるから、常に再解釈されることを必然とする。」²⁷このような視点に立てば、たとえそれが古典演劇作品であったとしても、外国語や方言などの時代や地域に密着した言葉も、再コンテクスト化を余儀なくされる。確かにファレンティンの笑いとその言葉を理解することは簡単ではないが、その問題は非ドイツ語話者にのみ当てはまる問題ではなく、全てのドイツ語話者がミュンヘン、バイエルンの特徴なるものを理解可能かということも問われなければならない。たとえ同じ地域・場所であるとしても、時代の変化につれて言葉もまた変化するという事は論を俟たない。ファレンティンが生活した場所であるミュンヘンに暮らしている人々が、現在でもファレンティンの世代が話していたものと全く同一のミュンヘン方言を話しているとは限らず、その言葉によって受容者の中に生じる作用が同一である保証はない。そして重要なことは、彼の笑いの殆どは一種の言語批判であり、ファレンティン自身が言葉の諸規則に対応できない愚者を演じることによってそのルールの恣意性や不安定さを暴露する喜劇が多い。そのような言葉のルールを司る法は、いまもって社会で無意識のうちに通用している。その意味で彼の喜劇はただ博物館のガラスケースの中に展示されるかのような存在ではなく、未だ大きな効果を持つコミュニケーション手段である言葉を用いて、時代を越えてその不可思議性を喜劇的かつパフォーマティヴにさらけ出すものなのである。従ってバウアーの「カール・ファレンティンの芸術作品を理解するためにはミュンヘンの環境を知ることが不可欠である」という言葉は「ファレンティンの作品を読めば、ミュンヘンの環境にア

²⁶ カールソン, マーヴィン:「演劇研究の新しい状況」(岸田真訳)毛利三彌編:『演劇論の変貌 ー今日の演劇をどうとらえるか』(論創社, 2007年)所収, 31頁。

²⁷ 同上。

クセスすることができる」と読み替えられるべきであり、ツックマイヤーの「カール・ファレンティンとは何者だったのか？ファレンティンを直接見たことのない若者にこれを説明することは難しい。…彼は全くオリジナルな、全く他の誰とも異なるクリエイティブな芸術家だったが、それはひとえに彼が徹頭徹尾「Volkskomiker」だったからである」という言葉は「われわれ」と「その他」を峻別するためのノスタルジックかつパフォーマティヴな言説と捉えられる。²⁸本論は「ファレンティンを直接知らないものに彼を理解することはできない」という陥穽に落ち込むことなく、「現在でも人気を博しているファレンティンのアクチュアリティを探る」という態度をとる。

5. フィッシャー＝リヒテの パフォーマティヴ理論

次に「上演の一回性とその理解不可能性」についてだが、そのことを論じる前提としてフィッシャー＝リヒテのパフォーマティヴ論の検討を行いたい。彼女はこれを上演の直接的経験とパフォーマー・観客間の相互作用と間主体性について論じるための土台としているが、この理論を分析することは現代の視点からファレンティン喜劇を読み解くためにも有効なのではないかと考えられる。

「パフォーマティヴィティ」もしくは「パフォーマティヴ」というタームは、ジョン・L. オースティンの言語行為理論に端を発している。周知のようにオースティンは、それまでの哲学の歴史に

において唯一妥当性を持つとされてきた陳述文の役割、すなわち言葉は何らかの事態の真偽を決定するもの（事実確認的文）という想定に対して、我々が通常用いる会話や文章にはそれにそぐわないものもあると述べ、「その文を口に出して言うことは、当の行為を実際に行なうことにほかならない」²⁹発言や文を「パフォーマティヴ（行為遂行的）な発言／文」として理論化した。彼が「パフォーマティヴな発言／文」を導くために引いた例は結婚式における宣誓、因習的な儀式に則った命名、遺言状の中の文言、そして賭けであり、その評価の基準は「真／偽」ではなく「成功／不成功」である。とりわけ中心的な概念とされるのが「パフォーマティヴ」の持つ自己言及性と現実構成力あるいは改変力、そして間主体的共在関係である。たとえば結婚に際して、式や役所などで「そうします（私はこの女性を、私の法律上婚姻関係にある妻と認めます）」と発言することは、その行為を行うことであり、その発言＝行為によって新たな婚姻関係が制度的かつ現実的に生み出される。そして、本研究にとって最も大事なことだが、そこに居合わせた人々各自の関与があって初めて、このような現実が構成される。「戸籍役人や聖職者などの前で『そうします』と言う時に、私は、結婚という事件を報告しているのではなく、その事件に当事者として参与しているのである。」³⁰したがってこれらの発言＝行為は「まじめな」場合にのみ適用されるとオースティンは条件をつけるが³¹、自己言及性、現実構成（改変）力、間主体性

²⁸ 高橋雄一郎は東京・九段下にある昭和館の展示を例にとり、「昭和館の展示は、現実には存在しなかった不在の過去を構築し、個人の小さな記憶を、より大きな家族としての国家の集合的記憶に重ね合わせるパフォーマンスである」と断じている。高橋は、日本人の戦争責任を忘却して、いわゆる「古き良き日本人の生活」の記憶をパフォーマティヴに構築する昭和館の展示を批判しているが、上記の引用はツックマイヤーの件の発言をも批判するもののように私には受け取られる。ツックマイヤーは自らの体験を語ることによって、実際には存在しない「ファレンティンの真実」のようなものをノスタルジックに構築しているだけである。高橋雄一郎：『身体化される知 パフォーマンス研究』（せりか書房、2005年）93頁。

²⁹ オースティン、ジョン・L：『言語と行為』（坂本百大訳、大修館書店、1978年）11頁。

³⁰ 同上。

³¹ たとえばオースティンは「舞台の上で役者によって語られたり、詩の中で用いられたり、独り言の中で述べられたりしたときに、独特の仕方、実質のないものとなったり、あるいは、無効なものとなったりするような」言語遂行的発言は「正常の用法に寄生する仕方で使用されている」（強調は引用元による）として、考察の対象外とした。（オースティン、38頁）この態度に異議を唱えたジャック・デリダと、そのデリダの異議はオースティンの「誤読」でしかない」と断じたジョン・サールとの間でいわゆる「デリダ・サール論争」が起こったのは有名であるが、この件についてここでは深入りしない。

という三つの観点からフィッシャー=リヒテは「パフォーマティヴ」理論を芸術的パフォーマンスに応用することを企てた。彼女は1975年にマリナ・アブラモヴィッチがインスブルックで行ったパフォーマンス『トーマスの唇』を例に挙げる。このパフォーマンスにおいてアブラモヴィッチは、コンヴェンショナルな文学・演劇批評で言うところの「意味」を観客に与えるようなことはしなかった。その代わりに、彼女はフィクショナルな世界ではなく現実世界の中で上演を行った。彼女は服を脱いで裸になり、ペンタグラムで縁取られた、自分とよく似た男の写真を壁に留め、蜂蜜を一キロ食べ、ワインを一本飲み干し、そのワインを注いでいたグラスを握りつぶし、自らの腹に剃刀でペンタグラムを刻みつけ、先程貼り付けた写真のもとに跪き、背中を鞭で打った。少々長いが、この後はフィッシャー=リヒテの報告を引用しよう。

続いて彼女は、十字架の形に置かれた氷の塊の上に、両腕を大きく広げて横になった。天井からは熱線を放つ器具が吊っており、彼女の腹に向けられていた。その熱のせいで、傷つけられた彼女の腹からさらに血が流れた。アブラモヴィッチは身動きひとつせず、氷の上に横たわったままだった。その様子から察するに、熱で氷が全部溶けてしまうまで苦痛に身を任すつもりのようなだった。三十分も氷の十字架の上で彼女がじっとして、この拷問を打ち切る気配がないのを見て、もはや耐えられなくなった観客が幾人か出てきた。彼らは氷塊に駆け寄り、彼女を抱えあげ、十字架から引き離れた。彼らのこうした行動がパフォーマンスを終わらせることになった。³²

フィッシャー=リヒテはこのパフォーマンスを「伝統や慣習や何らかの基準によって企画され評価さ

れてきた造形芸術や表現芸術とは全く異なる、一つの出来事であった」と述べている。³³アブラモヴィッチのマゾヒスティックで多分に象徴的な行為は一義的な解釈を拒否する、文字通り「マゾヒスティックで象徴的な」パフォーマンスとしか言いようのないものであり、「この芸術家は、自身の身体を変化させる行為を、つまり蜂蜜やワインを体内に取り込み、身体に目に見える傷をつけるという行為だけを遂行し、そのような身体の変化だけを知覚可能となるようにしており、それによって引き起こされる内的な状態を表す外的記号を少しも示さなかった」³⁴点で自己言及的なのである。なおかつそのパフォーマンスは制度・場としてのパフォーマンス芸術と現実との境界を曖昧にし、傍観者であったはずの観客をパフォーマンスの主体に変化させた。小道具の血糊ではなく本物の血液が彼女の体から流れるのを目撃し、苦痛に身を委ねる姿を看過できなくなった観客たちの手によって、アブラモヴィッチのパフォーマンスは終えられたのだ。彼女のパフォーマンスはテキスト化された芸術的意味等を伝達するものではなく、観客の現実的行動に作用を及ぼすものであった点において、新たな現実を構成したのである。

6. 芸術的パフォーマティヴ理論の広がり

美学的パフォーマンスにおけるフィッシャー=リヒテの理論は、リチャード・シェクナーの『パフォーマンス研究』やハンス-ティース・レーマンの『ポストドラマ演劇』の後追いという側面を含みながらも、「テキスト」と「意味の伝達」とを重要視してきたそれまでの舞台芸術理論に一石を投じるものだった。「パフォーマティヴ」の理論はいまや言語哲学の世界のみならず文学研究や演劇研究といった創作芸術のフィールドにも応用され、一種の流行概念になったともいえる。³⁵しかしフィッシャー=リヒテは研究サンプルのジャンルを極度に限定して自らの「パフォーマティヴィ

³² Fischer-Lichte, S. 9f. 『パフォーマンスの美学』12-13頁。

³³ Fischer-Lichte, S. 10. 『パフォーマンスの美学』13頁。
³⁴ 同上。

ティ」論を構成している印象は否めない。彼女は『パフォーマンスの美学』の「日本語版への序文」において次のように記している。「…私が念頭に置いているのは演劇研究者や演劇芸術家たちだけではありません。たしかに演劇やパフォーマンス・アートについての理論を展開しているのですから、その専門家たちがこの書の第一の読者と想定されるのは当然ですが、しかし、この理論自体は、芸術や美学の問いに、芸術哲学の問いに、知覚や現象学に関心を持つすべての人々に、あるいはまた、儀式や祭り、スポーツの催し、政治集会などの文化的上演／カルチュラル・パフォーマンスと演劇との関係に関心を持つすべての人々に向けられています。実際のところ、パフォーマンスの美学によってカバーされる領域はたいへん広いのです。』³⁶パフォーマンスとは、高橋雄一郎に倣えば、「一、舞台芸術、芸能として捉えられるパフォーマンス」「二、日常生活におけるパフォーマンス」「三、文化的パフォーマンス」に大別されるが、高橋自身この分類が決定的なものとはみなしておらず、「パフォーマンスが立ち上がる現場では、パフォーマンスは多孔的で相互に浸透性を持つ」³⁷ため、彼女が言うように、パフォーマティヴ理論とパフォーマンス理論がカバーする領域は広大である。彼女の美学的パフォーマティヴ理論は作り手と受容者のフィードバック循環を理論の中心に据えた点で、演劇やパフォーマンスに必要な不可欠な「観る者」を理論化し、それが一つの「行

為」をなすということを証明する画期的なものだった。そのことに異論を挟む余地はないが、しかし、その理論を築くための素材はアバンギャルドに属する一部のパフォーマンスにすぎない。彼女の美学が取り上げるのは「演劇」「アクション・アート」「パフォーマンス・アート」³⁸の上演であり、しかもそれはあえて言葉への依存を縮減させているパフォーマンスばかりだ。その地点から彼女が述べた「スポーツの催し、政治集会」などへジャンプするにはいくつかの飛び石が必要である。たとえば、言葉が力を一切持たない政治集会などはおそらく存在しないし、仮に言葉以外の要素がその場で力を発揮しているとしても、言葉が完全に無力化されたわけではなく、むしろ言葉とそれ以外の要素は互いの効果を強めるために補完的役割を果たすはずである（ヒトラーの演説ではフットライトや沈黙がヒトラーの空疎ながら挑発的なテキストを強める役割を果たしたことは周知のとおりである）。このような言葉と身体的パフォーマンスの相互補完的機能はスポーツ・イベントなどにも適用されうる。最もわかりやすい例はアメリカのプロレス団体、ワールドレスリング・エンターテインメント（WWE）の興行である。この団体の選手たち（WWEは彼らをレスラーとは呼ばずスーパースターという呼称で統一している）は、体の強さ、肉体美、技の華麗さのみならず、話術までも鍛えあげられる。一般にマイクパフォーマンスと呼ばれるこの話術によって観客はアジテートされ、試合におけるベビーフェイス（ヒーロー）とヒール（悪役）の区分が明確になる。このラインが明らかになることで、実際の試合において、ベビーフェイスがヒールを倒した時には観客にカタルシスをもたらし、逆にヒールが卑怯な手段で勝ち残った時には、その抗争を継続させて観客のフラストレーションを維持させ彼らの関心とストーリーを長続きさせる役割を果たす。³⁹そして、ヒールを演じるスーパースター

³⁵ 例えば社会学の分野でジュディス・バトラーが“Gender Trouble: feminism and the subversion of identity” (New York; London 1990.邦訳『ジェンダー・トラブル フェミニズムとアイデンティティの攪乱』[竹村和子訳、青土社、1999年])を著し、ジェンダー・性差の構築にパフォーマティヴな言説が作用していることを論じたのは周知の通りである。また文学研究の領域では河野英二がオーストリアの作家カール・クラウス(1874 - 1936)の諷刺を読解するためにそれを利用している。河野英二：“Geschriebene Schauspielkunst” Die Performativität der Satire bei Karl Kraus und ihr historischer sowie sprachkritischer Hintergrund. (博士(文学)学位請求論文、早稲田大学、2009年) 参照。

³⁶ 『パフォーマンスの美学』3頁。この文章は原典に掲載されていない。

³⁷ 高橋、17頁。

³⁸ 同上、51頁。

がリング上で行うマイクパフォーマンスにおいて貶されるのはベビーフェイスの選手たちばかりではなく、その場に集まっている観客やその会場が位置する地域までも含まれる。それに対して観客はブーイングや親指を地面に向けたり中指を突き立てる仕草で応じたり、サインボードという当該のスターを中傷する言葉を記したボードを掲げることで反応する。このような現象から鑑みて、WWEの興行には極めて古典的な演劇モデルとピアホールにおける寸劇で見られるようなやり取りが応用されており（そもそもこのベビーフェイスとヒールの区分自体が演劇的な役割の割り当てにすぎず、ベビーフェイスだった者が突如ヒールに変化することがよく行われる）、最新の映像技術を用いて選手たちのイメージ定着を図ったり人気のあるロックバンドやラップグループなどとタイアップすることでペイ・パー・ビューイベントの成功を狙っているのである。この場合、レスリング技術という身体的能力と、試合以外の場で相手選手や観客をアジテートするための言葉の運用能力が共に必要とされていることは特筆すべき事実である。

7. パフォーマティヴィティと ニューメディア

さらにフィッシャー＝リヒテは、音楽の上演やコメディを研究対象にはしない。オースランダーがその論の基盤としたロックコンサートはもちろん、小さなライブハウスで行われるアコースティックライブやカバレットなどで演じられているスタンダップ・コメディなども考慮の埒外にある。⁴⁰上に挙げたWWEのイベントはオースランダーが述べるところの「最新メディアを用いたロックコンサート」の側面も当然含んでおり、現在の表現方法においては極めて一般的なものだ。メディアや言語が力を持つパフォーマンスを無視

³⁹ したがって試合の結果はシナリオによって予め決められており、レフリーを含めた選手たちの会議とリハーサルがしっかり行われている。そのシナリオのことを俗語では「ブック」と呼ぶ。

するこのような態度の背景にあるのは、「上演の伝達性」の否定である。彼女によれば、「1960年代以降の演劇やパフォーマンスの芸術家たちは、「あるグループの参加者たち一俳優、演出家、舞台美術家、作曲家、あるいは戯曲の作者—が作り出した意味を、別の者—観客—に伝達するのが上演の課題ではありえないという前提」に立っているのに対して、他方「ここ三～四十年來の演劇やパフォーマンスの芸術家たち」は「素材性と記号性とが、あるいは作用と意味とが互いに排除し合うような、すなわち本質的に二分法的な関係に依拠していない」とし、「むしろ彼らがくり返し問うのは、この両者がいかに関係するかであって、それを上演のたびに異なる方法で模索している。彼らが追究するのは、そもそも上演で意味はどのように生じるか、意味は上演中になにをもたらすのか、そして意味はどのように作用するのかということである」と述べる。⁴¹上演中の意味の創発は何も「ここ三～四十年來の」演劇やパフォーマーに限ったことではなく、1900年代前半のファレンティン喜劇にも、言うまでもなくチャップリンの映画にも当てはまる。そして彼女はその意味の創発の際に言語の介在を認めない。これは、彼女が実は言語の伝達性を絶対視していることの裏返しではないかとも思われるが、⁴²彼女の伝達性の拒絶はメディアテクノロジーの拒絶にもつながっていく。しかし既に見たように、彼女のメディアテクノロジーへの拒否反応は客観的なものとは言い難く、

⁴⁰ あくまで推測だが、フィッシャー＝リヒテは能や歌舞伎のことは知っていても落語を知らないだろうと思われる。落語は、テキスト、顔や声の表情、物を食べるときの微妙な演技（蕎麦を食べる演技とうどんを食べる演技では麺をすする音や箸の動かし方が違う）、そして観客の反応が一体となった高度なパフォーマンスだと言える。多くの場合口伝によって継承され、たった一人の噺家が座布団一枚の高座で何役もの人物を演じ、言葉と仕草を用いて観客に笑いや涙を催させる落語は、ひょっとしたらカール・ファレンティンの芝居に近いのかもしれない。彼もまた舞台上の立ち位置からほとんど動かず、彼の言葉と仕草、時には音楽で観客の笑いと涙を誘ったからである。落語の場合もファレンティンの場合も、身体の動きと言葉を分離することはできないのである。フィッシャー＝リヒテが、落語はまだしも、ドイツの大衆芸能や喜劇にさえ目を向けていないことは残念である。

⁴¹ Fischer-Lichte, S. 242. 『パフォーマンスの美学』206頁。

個人的趣向の域を出ない。現代演劇の上演において「メディア化」されていない上演に出会う機会は非常に限られている。⁴³ クリストファー・バームが述べるように「もし、演劇が新しい世代の観客の心をつかむつもりがあり、二十一世紀の弦楽四重奏のような時代物になりたくないならば、他のメディアとの関係性を、ひらかれていること、生産的なやりとりができることによって定義しなければならない」⁴⁴のではないだろうか。バームは、演劇やパフォーマンス・アートの実践をライブなものやメディア化されたものの対立関係からではなく、間メディア性という視点からアプローチする。彼は演劇のメディア的特質について次のように結論付ける。「間メディア性を歴史的なパラダイムとして受けとめれば、何よりもまず演劇こそが、つねに他のメディアを統合・表象し、ときには主題化することも可能なハイパー・メディアだと理解できるにちがいない。」⁴⁵ バームはメディア化されたものとライブなものやうまく調和した演劇のパフォーマンスの一例としてドイツの劇団リミニ・プロトコルの『コール・カット』を取り上げる。これは「カルカットとベルリン二つの都市のそれぞれで市内周遊が企画され、参加

者はカルカット市内のコール・センターから動きかたを指示されるというものだった」。⁴⁶ 「モバイルフォン・シアター」なる名称を与えられたこのパフォーマンスの画期的な点は、実際に携帯電話を使って遠く離れた二つの都市の参加者を結びつけているということである。カルカットのコール・センター職員たちによって、ベルリンの「観客」たちはクロイツベルクからポツダム広場までの道を携帯電話で指示される。ただその指示は通り一遍の台本に従ったものではなく、最新のサッカーの結果や天気などについて世間話も行った。さらにコール・センターのエージェントたちは「アメリカやイギリスの電話口にいる顧客の、すぐお隣にいるというイリュージョンを強めるために」⁴⁷ 西洋風の実名をもっているふりをした。このような作業を通して、コール・センター職員と一人の「観客」の二人の人物の関係性は強められたとバームは述べる。そしてこのパフォーマンス、発信者と受容者の双方向性を考える際、携帯電話というハイパー・メディアは真正面に据えられた必要不可欠な要素となっており、ライブなものやメディア化されたものは完全に共生的であったという。

バームが持ちだしたりミニ・プロトコルの上演は、最新メディアの一つである携帯電話と芸術的パフォーマンスがうまく融合した例である。だがファレンティンの小品『イタい電話 製本業者ヴァニンガー』⁴⁸においては、ディアローグの媒介たる固定電話はメディアと人間の疎外関係を表現するものとして登場した。しががない個人製本業者のヴァニンガーがある大企業に商用で電話をする。しかし先方の対応者は全て「自分の担当ではない」と別の部署に転送し、誰もヴァニンガーの相手をしない。「自分が伝えたいこと」を伝える

⁴² ファレンティン作品を知らずとも、プレヒト演劇に親しんでいる者ならば誰もが言葉が字義通りの物事を必ずしも意味しないということを知っているはずであり、仮にそのような言葉の裏の意味が作者や演じ手などの発信者によって導かれたものだとしても、そこには受容者側の想像力が不可欠となる以上、言葉というものも発信者と受容者の間の共同理解によって成り立つパフォーマティヴな存在である。

⁴³ 例えば筆者が2009年にミュンヘンのレジデンツシアターで観たイェンス・ダニエル・ヘルツォーク演出の『トゥーランドット』では、舞台は北京ではなく、『クイズ・ミリオンア』を模倣したかのようなテレビスタジオに設定されており、舞台上には登場人物達を写すテレビカメラ、そのカメラで撮影されている映像を流すモニターがいくつも並べられていた。この作品はあえてプッチーニの名前を出さず『シラー作によるトゥーランドット』であることを強調していたが、そのためなのか、プッチーニの音楽はシンプルなBGMに格下げされ、カラフがトゥーランドットの謎を解いた時に鳴り響く「クイズ番組の正解時にありがちな電子効果音」の方が舞台の効果を強めていた。

⁴⁴ バーム、クリストファー：「舞台を代替する 演劇とニューメディア」(山下純照訳)、毛利三彌編：『演劇論の変貌』所収(145 - 180頁)所収。178頁。

⁴⁵ 同上、176頁。

⁴⁶ 同上、169頁。

⁴⁷ 同上、172頁。

⁴⁸ Valentin, Karl: Telefon-Schmerzen [Buchbinder Wanning]. In: Karl Valentin Sämtliche Werke in neun Bänden. Band 4 Dialoge. Hrsg. von Manfred Faust und Andreas Hohenadl. München Sonderausgabe 2007 (1. Auflage 1995) S.90-92.

ことが許されないヴァニガーはまともに言葉を発することさえできなくなっていき、ついには自分の名前さえも忘れてしまう。そしてようやく担当部署につながったと思ったら終業時間が来てしまい、電話は一方的に打ち切れ、「ドラマチック」なことは何も起こらないまま幕となる。この二例が明らかにするのは、メディアは時に相互行為を促進し、ときには阻害するという事実である。これ自体はとうに使い古されたクリシェなのかもしれないが、重要なのは、そのことを我々に知らせるのは芸術的パフォーマンスであり、バームが述べるところの「ハイパー・メディア」としての演劇がその特質を我々に示唆してくれることである。受容者が「経験」から何かを受け取る以上、映像などの最新テクノロジーばかりでなく、言語の伝達性もまた何らかの形で働いている。なぜならば、観客・受容者が何らかのパフォーマンスに思いを馳せたり、あるいはパフォーマンスの最中に居合わせている時、彼らは言葉を使って各々の状況や自分自身の思いを回顧するからである。確かに、フィッシャー=リヒテの言うように、上演を理解することはできない。上演は消失することを運命づけられており、テキストも曖昧な記憶に依存している限り完全な理解はありえないからである。しかし上演を伝達することはできる。たとえその伝達が不完全な内容であるとしても、パフォーマンスを共に作り上げるように、受容者はその伝達を理解しようと努め、様々な補助テキストを用いてその空白を埋めようとするのである。したがって、古今東西、どのような芸術作品・パフォーマンスであっても、言語の力を完全に消し去ることは不可能であり（むしろ言語の痕跡を消し去ろうとすればするほど言語的なるものの存在を強く意識させる場合もあり得る）、それは『パフォーマンスの美学』という書物自体が証明している。訳者の中島が「上演について書かれるテキストは、それ自体が一つのテキストを産出する行為であり、これこそがフィッシャー=リヒテの研究としての態度表明であり、まさにパフォーマ

ンスなのだと考えられる]⁴⁹と述べているように、もはや追体験できない上演について記し研究を重ねることもまたパフォーマンスでありパフォーマティヴな行為なのだ。

8. パフォーマティヴ理論と ファレンティン研究の展開

それでは、ファレンティン研究においてパフォーマティヴ理論はどのように活かされるのであろうか。今後の研究の展望を以下に述べることで、本論の締めくくりとしたい。

第一に、ファレンティン喜劇の自己言及性を手がかりにしてその演技法について知ることができる。興味深いことに、ファレンティンの演技には大きく分けて二通りの評価が存在する。一方は「彼は一切演技をしておらず、日常生活の彼自身の姿をそのまま舞台上で披露している」というものであり⁵⁰、他方は「演技をするための努力を欠かさない偉大なる芸術家」というものである。⁵¹一人の喜劇役者の演技法から（おそらく違う「作品」での演技をサンプルにしているとはいえ）ここまで正反対の印象が生まれることはとても興味深い。これはどちらかが正しくどちらかは間違っているという類の見解ではなく、どちらもファレンティンの演技が受容者に及ぼした作用の結果だと考えるのが筋だろう。前者の見方に与する者は「ありのままの自己」という自己言及性を受け取り、後者は「これが演技である」という芸術の自

⁴⁹ 『パフォーマンスの美学』、334頁。

⁵⁰ 例えばフランツ・ブライは「彼は役者以下の存在である、なぜなら彼は何の役も演じていないから。彼は役者以上の存在である、なぜなら彼は彼が演じる存在そのものであり、何かを取り入れるのではなく、常に自然な自分であり続けるからである」と述べている。Blei, S.278

⁵¹ ミュンヒェンで活躍した俳優クルト・ホルヴィッツはファレンティンの酩酊する演技を見て、本番前に何を飲んで酔っ払うのかを聞いた。ファレンティンの返答は、「水を飲んで酔っ払う」というものだった。これを聞いて「この瞬間、私はファレンティンの偉大さを理解した。彼はこのように言うことによって、芸術とは何かを無意識に伝えてくれたからである」とホルヴィッツは述懐している。Schulte, Michael (Hrsg.): *Das Valentin-Buch. Von und über Karl Valentin in Text und Bildern* (6. Aufl.). München 1997. S.152f

己言及性を見て取ったのだ。また演技法のみならず演出法によっても観客に様々な効果を与えることができる。サミュエル・ベケットが「私は1937年に町外れのカフェシアターで直接ファレンティンを見て、あまりに悲しくて笑ってしまいました」⁵²と記したように、ファレンティン喜劇には種々の要素が混在しており、受容者に相反する効果を同時に生ぜしめることもある。

第二に、言葉と身体による笑いを引き起こす喜劇において、パフォーマーと観客との間にどのような相互作用が生まれたのかが解明されうる。このことは作品解釈という文学論的視点から見て重要なばかりではなく、当時の社会的状況を調査する上でも重要になってくる。ファレンティンは小劇場やカバレットなどを中心に活躍していたが、これらの劇場に特徴的なのは、殆どの観客が食事をしたりアルコールを飲みながら芝居を見ていたという点だ。このような観客の姿が大劇場におけるそれとは全く異なることは言うまでもない。酒に酔った観客が上演中のコメディアンを大声で罵倒したり、優れたパフォーマンスに対して過剰とも言える歓声や拍手を与えるのがこういった場所で見られる通常の風景である。北田暁大はミリアム・ハンセンの言葉を借りて、サイレント期の初期映画の観客たちは「けっしてスクリーン上で展開される物語 narrative を正視しつつ解釈を加える『解釈学的受け手』などではなく、むしろ歓声を張り上げたり、弁士とのやりとりに興じるといった、その場の祝祭的な雰囲気と身体的に投企するきわめて『身体的 Kinetic』な存在であった」⁵³と述べているが、その源流はファレンティンのような芸術家を生んだ小劇場にあると見ていいだろう。ファレンティン喜劇の観客たちもまた、観客としてのパフォーマンスを行い、一つの劇場空間を作り上げていたのである。

第三に、これは戯曲研究にも関わってくるが、

⁵² Beckett, Samuel: Brief Becketts an Michael Schulte. In: Kurzer Rede Langer Sinn. S.276

⁵³ 北田暁大：『＜意味＞への抗い メディエーションの文化政治学』（せりか書房、2004年）39頁。

「喜劇的異化効果」を内に含むファレンティン喜劇の諷刺の内実を読み解くことができる。「喜劇的異化効果」とはテリー・イーグルトンがブレヒトの異化効果を分析する際に使用したタームである。ブレヒト演劇における異化効果は笑いとは密接に結びついているとイーグルトンは述べる。その理由は「思考にとって笑いにまさる出発点はない」⁵⁴からである。彼によると、ブレヒト演劇において受容者の思考は「ある種の幻影的作用＝戯れの余地を与えられ、自己が遭遇するテキスト〔上演されている劇〕を斜め横断して、自分自身の可能な世界を構築することを許される」⁵⁵とされる。この「幻影的作用」とは従来の演劇が提供してきたイリュージョンとしての擬似現実ではなく、「リラックスした脱線的な思索」⁵⁶を指す。これは「言語のパフォーマティヴィティ」と受容者との間に起る「オートポイエーシスのフィードバック循環」の一種とみなしてよいのではなかろうか。ジュディス・バトラーが『触発する言葉』の中で、「芸術的再演はその言葉を使うが、それだけでなく、それを見せつけ、それを指し示し、それがあつた種の効果を生産するために利用される言語の恣意的で現実的な例であることを明らかにする」⁵⁷と述べたのに応答するかたちで、これはブレヒトの異化効果のことであると演劇・パフォーマンス研究者のシャノン・ジャクソンは喝破したというが⁵⁸、そのブレヒトの異化効果のルーツの一つはファレンティンの喜劇にあつた。ブレヒトの異化効果とファレンティンの笑いの関連を調査することで、

⁵⁴ ベンヤミン、ヴァルター：「生産者としての作家」（石黒英男訳）『ヴァルター・ベンヤミン著作集9』（晶文社、1971年）所収、186頁。Benjamin, Walter: Der Autor als Produzent. In: Gesammelte Schriften. Band II · 2. Frankfurt am Main 1980. S. 699.

⁵⁵ イーグルトン、テリー：『ヴァルター・ベンヤミン 革命的批評に向けて』（有満麻美子、高井宏子、今村仁司訳、勁草書房、1988年）247頁。

⁵⁶ イーグルトン、同上。

⁵⁷ バトラー、ジュディス：『触発する言葉 言語・権力・行為体』（竹村和子訳、岩波書店、2004年）190頁。

⁵⁸ 内野儀：「ジュディス・バトラーへ／から アメリカ合衆国における演劇研究の「不幸」をめぐる」『現代思想 ジュディス・バトラー 触発する思想』（青土社、2006年10月臨時増刊）所収、92頁。

ファレンティンによって創りだされた言葉が、その受容者たちにどのような「思考」の機会を与え、現実との関与を深めさせていったかがこの点から明らかにされうる。

演劇を含めた広義のパフォーマンス・アートには、オリジナルなものは存在しない。仮に戯曲や台本のように固定された文字テキストがあるとしても、それが上演される場合、演出家、役者などを始めとした複数の第三者によって再解釈され、新たな地平を獲得する。それがゆえに実際の上演を経験することは確かに演劇の核心的意義といえるが、一度きりしか経験できないこと自体が伝達の可能性を閉じているわけではない。テクノロジーの進化とともに劇場は媒介され、受容者に伝達されてきたのであり、そのテクノロジーの発端はゲーテンベルクの印刷技術にまで遡ることができよう。バームが言うように「劇場はもともと媒介されうる存在であり、じっさいに媒介されてきたのだ」⁵⁹とみなすことは、再コンテキスト化の必須要件である。本研究の趣旨の一つはファレンティンの作品を広く紹介していくことにあるため、その手段はテキスト読解を中心に据えざるをえない。しかしながら誤解されてならないのは、このテキスト読解は旧来型の文学研究の延長上にあるものではなく、「演劇論的視点」に立脚する新たなアプローチ法を探るものだというのである。

⁵⁹ バーム、147頁。

Die Performativität und die Komödie von Karl Valentin

Takanobu SETTSU

Der vorliegende Aufsatz behandelt die Methoden, hauptsächlich ausgehend von der Lektüre von Erika Fischer-Lichtes Werk „Ästhetik des Performativen“, wie die Komödie Karl Valentins (1882–1948) unter dem Gesichtspunkt von »Performativität« zu untersuchen ist.

Bevor man sich den Texten oder Filmen Valentins widmen kann, gibt es einige Probleme, die gelöst werden müssen. Zuerst braucht man ein Verständnis für die Umwelt, die Volkstümlichkeit und die Sprache (Mundart) Münchens, die für die Zeit Valentins typisch waren. Als Zweites ist es wichtig, die Einmaligkeit von den künstlerischen Aufführungen zu verstehen. Drittens ist die Akzeptanz für die Unmöglichkeit, die Aufführungen zu verstehen, notwendig. Diese drei Schwierigkeiten sind vor allem für die Volkskomödie spezifisch, denn »Liveness« ist ein wesentlicher Bestandteil davon. Dass das direkte Erlebnis eine Voraussetzung der theatralischer Wahrnehmung sei, ist bisher allgemein anerkannt, da man die Aufführungen nicht nachholen kann.

Es ist die »Performativität«, die die Schlüssel zur Beseitigung der oben beschriebenen Schwierigkeiten bereithält. Die wichtigsten Elemente dieses Begriffs sind die selbstreferentielle und wirklichkeitskonstituierende Kraft sowie die Intersubjektivität zwischen Ausführenden und Teilnehmenden. Es handelt sich dabei nicht nur um die avantgardistischen Aufführungen, die seit den 1960er Jahren vielfach vorgeführt worden sind und die die Sprache außer Kraft gesetzt haben, sondern auch um Karl Valentins Komödien, in denen die Zusammenwirkung von Sprache und Körper noch gültig ist.

Die betreffenden Forschungsmethoden werden die folgenden Spezifika der valentinischen Komödie erklären: die Spielweise von Karl Valentin, die Zusammenwirkung zwischen den Spielenden und Anwesenden sowie der Verfremdungseffekt in den Texten Karl Valentins.

小川尚義の著作に見る国語意識

中澤 信幸

(文化システム専攻言語科学領域担当)

1 小川尚義について

はじめに

小川尚義 (1869~1947) は台湾語や台湾原住民諸語の研究に従事した言語学者で、最終的には台北帝国大学教授となった人物である。この小川の業績については、これまで主に言語学や台湾語学の立場から検証がなされてきた。2007年9月には、台湾で「台湾語言學一百周年國際學術研討會紀念台灣語言學先驅小川尚義教授」と銘打ったシンポジウムが開催されている¹。また林初梅が編纂した『小川尚義論文集 復刻版 日本統治時代における台湾諸言語研究』²は、これまでの小川研究の集大成であり、これからの小川研究の方向性を示すものといえる。しかしながら、小川の台湾語や台湾原住民諸語の研究に比べて、国語学 (日本語学) についてはこれまで十分に顧みられることはなかった。小川の著作『国民読本参照 仮名遣法』(1902) についても、富田哲 (1998)、黄幸素 (2009)、林初梅 (2012) 等に言及はあるものの、まだまだ十分に分析されているとはいえない。本稿はこの『国民読本参照 仮名遣法』を中心に小川の著述内容を検証し、その国語意識について考察する。そして従来言及されてきた、小川の台湾語をはじめとした言語研究とのつながりについても、考察しようとするものである。

¹ 公式ホームページ参照。http://www.ntcu.edu.tw/taiwanese/ogawal00/a/main.html

またシンポジウムの内容は、『台湾語文研究 第四期 台湾語言學一百周年國際學術研討會：紀念台灣語言學先驅小川尚義教授 論文選集』(台湾語文學會主編, 2009年7月) にまとめられている。

² 三元社, 2012。

1.1 略歴

小川尚義は1869 (明治2) 年に愛媛県松山に生まれ、1896 (明治29) 年に帝国大学文科大学 (現・東京大学) 博言学科を卒業、台湾総督府に勤務する。そこで『日台大辞典』(1907) 等の辞書編纂に携わるとともに、台湾語や台湾原住民諸語の研究に従事した。1928 (昭和3) 年の台北帝国大学の創立に伴い、文政学部言語学教室講師嘱託となったが、2年後には同教室の教授となる。1936 (昭和11) 年には、『原語による台湾高砂族伝説集』で帝国学士院 (現・日本学士院) より恩賜賞を授与されている。1947 (昭和22) 年、郷里の松山で没、享年78歳³。

1.2 学問の背景

小川尚義は帝国大学文科大学で上田万年 (1867~1937) に師事している。上田万年は帝国大学文科大学でチェンバレン (Basil Hall Chamberlain, 1850~1935) に師事し、その後当時言語学の本場であったドイツで学んだ。帰国後帝国大学教授となり、文科大学内に初めて国語研究室を設けた。現代の国語学 (日本語学) の「生みの親」といべき人である。小川もこの上田の薫陶を受けているのである。また上田には「標準語に就きて」⁴という著名な論考があるが、後に述べる小川の「標準語」論もまた、この上田の論考を承けていると考えられる。

一方、小川は大学卒業前に、上田より当時台湾総督府学務部長だった伊沢修二 (1851~1917) に

³ 林初梅 (2012) pp.614-615。

⁴ 『帝国文学』創刊号, 1895。『国語のため』所収, 富山房, 1897。

紹介され、卒業後台湾に渡ることになる⁵。伊沢は台湾における日本語教育の普及に尽力した人物として著名であるが、小川もまた伊沢によって台湾の教育に携わるようになったことに、留意する必要がある。

2 『国民読本参照 仮名遣法』

さて、小川尚義には多数の著作があるが、特に国語(日本語)について述べたものとしては、「仮名遣ニ関スル調」(1900)、「仮名遣に就て」(1900)、そして『国民読本参照 仮名遣法』(1902, 以下『仮名遣法』と略称)がある。本稿では小川の国語意識を見るために、以下『仮名遣法』を中心に著述内容を検証していくことにする。

2.1 『仮名遣法』緒言

『仮名遣法』は台湾総督府民政部総務局学務課の編纂で、1902(明治35)年に台湾日日新報社より刊行されている。その緒言には次のようである。

緒言

- 一、本書ハ曩ニ國民讀本編修ノ際ニ當リ臺灣ニ適用スベシ假名遣ニ關シ當時囑托小川尚義ヲシテ調査セシメタルモノナリ
- 二、國民讀本話方教材等ハ凡テ此ノ假名遣法ニヨリテ編成セラレタルモノナルガ故ニ本島公學校ニ於ケル國語綴方ノ標準ヲ示シ教授ノ参考ニ供センガ爲メニ此書ヲ印刷ニ附セリ

明治三十五年二月

民政部總務局學務課

(原文は縦書き。下線部は筆者による。以下同じ。)

これによれば、『仮名遣法』は小川尚義によってまとめられたことがわかる。そしてその目的として、「本島」(台湾)の「公学校」(台湾人のための学校)における「国語(日本語)綴方の標準を示

す」ことが述べられる。

2.2 『仮名遣法』と「仮名遣ニ関スル調」

この『仮名遣法』は、2年前に小川によって述べられた「仮名遣ニ関スル調」(『国語研究会会報』pp.8-37, 1900, 「日本会例会」における演説を文字化したもの)がもとになっている。ただし『仮名遣法』として刊行するにあたり、種々の修正を施している。また「仮名遣ニ関スル調」には緒言は存在しない。

巻末の表に「仮名遣ニ関スル調」と『仮名遣法』との対照一覧を示す。

なお「仮名遣に就て」(『にひたか』11, pp.6-7, 1900)は、「仮名遣ニ関スル調」の「第六 假字遣一定ノ必要」の一部(pp.16-17)と、ほぼ同じ内容となっている。(ただし漢字平仮名交じり文。)

2.3 『仮名遣法』の章立て

次に『仮名遣法』の章立てについて見ておこう。

- 第一 言語ト文字
- 第二 假名遣ノ由來
- 第三 假名遣ノ説明
- 第四 現今假名ノ濫用
- 第五 國語教授上ノ困難
- 第六 假名遣一定ノ諸方案
- 第七 記音假名説ノ得失
- 第八 標準語
- 第九 記音假名法ノ概略
- 第十 臺灣土語記音假名

この章立ては基本的に「仮名遣ニ関スル調」を踏襲しているものの、章題は一部に修正が加えられている。(詳細は巻末の表に示す。)

これを見ると、前半は仮名遣いに関する説明、後半は「記音假名」および台湾語の表記法に関する説明となっていることがわかる。また第八に「標準語」とあるなど、必ずしも仮名遣いに止まらない内容となっている。

⁵ 小川尚義「三十年前の思ひ出」(『台湾教育』272, 1925)。また林初梅(2012) pp.589-590。

3 『仮名遣法』の具体的な内容

それでは、『仮名遣法』の具体的な内容について見ていくことにしよう。

3.1 言語と文字

仮名遣いについて述べる前提として、まず言語と文字について述べる。

人ガ社會團體ノ一分子トシテ、其思想ヲ發表シ、其ノ意志ヲ通ゼントスルニ當リテ、必要ナル道具ハ、言語、文字、顔容、手眞似、身振等、種々雜多ノ方法アリト雖モ、就中最モ精確ニ其用ヲ達スルモノハ、言語ト文字ニ如クハナカルベシ。（p.1）

つまり、人間のコミュニケーションのためには、言語と文字がもっとも大切なものであるというのである。続いて言語と文字の関係について述べる。

言語ハ、音聲ニヨリテ他人ノ聽覺ヲ打ち、文字ハ形體ニヨリテ他人ノ視覺ニ訴フルモノナリト雖モ、其大主意トシテ、己レノ意ヲ他ニ通ズトイフツノ目的ヲ成就スルニ過ギザルナリ。言語ハ如何ナル野蠻人ヲ問ハズ、凡ソ一社會ヲナシ、一團體ヲ形成スル處ニハ、必然的ニ發達シアルモノナレドモ、文字ニ至リテハ人文ノ進歩、或ル程度ニ至ラザレバ發達ノ域ニ達セザルモノトス、（p.1）

つまり、音声も文字もいずれも意志を伝えるためのものであるが、音声言語がすべての人間（民族）に存在するのに対して、文字言語はある程度の文明社会でないと存在しないということを述べる。

続いて文字には「表意」（漢字など）、「熟音」（日本の仮名など）、「單音」（英語・ドイツ語の文字など）の3種類があることを述べた上で、

文字ハ直接ニ思想ヲ發表スルモノニアラズシテ、只言語ヲ有形ニ記スルノ器具タルニ過ギザルヲ知ルベシ。（p.2）

と述べる。つまり文字はあくまで音声言語に従属

するものであるというのである。そして言語の変化について次のように述べる。

言語ニハ、其内容トモイフベキ思想ト、之ヲ發表スル聲音トアリテ、始メテ其用ヲナスモノニシテ、是ノ二者亦常住不變ノモノニアラズ。（中略）言語ノ變化トハ、實ニ此ノ内外二者ノ變化ニ外ナラザルナリ、然ルニ今爰ニ文字ナルモノアリテ、言語ノ意義ヲ有形的ニ發表スルニ至リテハ、言語ノ體裁、是ニヨリテ大體ニ一致シ、皆之ニ歸著スル傾アルガ故ニ、言語變化ノ速度ハ、此ノ固定的器具ノ爲メニ大ニ阻止セラル、ヲ得ルナリ。然リト雖モ、（中略）文字モ亦或ル時期ニ至リテハ、言語ノ變化ニ從テ變化シ、之ニ相應シタル形ヲ取ラザル可カラズ。（pp.2-3）

つまり、音声言語と文字言語では変化の仕方が異なるというのである。そして文字の存在によって、言語の変化はゆるやかになることが述べられる。

日本の伝統的な言語研究、例えば仮名遣い研究や漢字研究などでは、その対象は文字言語が中心であった。一方、西洋の言語学、例えば比較言語学では、その対象は音声言語であった。小川の音声言語に関する認識は、西洋言語学に裏打ちされたものであり、こんにちでも通用するものである。

3.2 假名遣ノ由來

ここでは仮名遣いの歴史について述べる。すなわち、仮名が現れた当時においては、音声をそのまま文字として記していたが、時代が下って仮名用法に変遷が見られるようになり、「源平時代ノ末」におよんで「定家仮名遣い」が登場したことを述べる。そして「定家仮名遣い」は仮名の定め方が独断的であり、その内容も混雑していると批判する。また仮名の定め方について次のようにも述べる。

其ノ標準トスル所ハ、別ニ明言シアラズト雖モ多分音ノ輕重トモイフベキ理由ヲ基礎トシタルモノナルベシトイフ。其故ニ、定家假名

遣ニ於テ「ヲ」ト定メタルモノ、凡ソ二百許リアル中ニ、今日ノ歴史的假名遣ニ合スルモノ三分ノ二ヲ出デザル有様ナリ。(p.4)

いわゆる「定家仮名遣い」において、「お」「を」の使い分けが当時のアクセントによることは、こんにちでは定説となっている。小川にはすでにその認識があったことがわかる。

最後にいわゆる「歴史的仮名遣い」について、次のようにまとめている。

遂ニ徳川氏ニ至リテハ、難波ノ僧契沖ナルモノ傑出シテ、古書ニ基キ當時濫用シ居タル假名遣ヲ、一々ニ古代ノ適例ニ照シテ之ヲ訂正シ、爰ニ今日ノ所謂假名遣法ナルモノ、基礎ヲ置ケリ。以後本居宣長ノ、「ヲ」ノ字ヲ和行ニ配スベキコトヲ發見シ、義門ノ字音ニ於テ、唇内舌内ノ鼻音ヲ區別シタル如キアリ。如此ニシテ、遂ニ假名遣ノ方式ハ成就スルニ至リシナリ。(p.5)

ここでは小川は、契沖を始めとした近世国学者たち、そして「歴史的仮名遣い」を評価しているようである⁶。

3.3 假名遣ノ説明

ここでは実際の仮名遣いについて、「字音」,「國語(即純粹ノ日本語)」,「外國輸入語」の順に説明する。「字音」の項では、まず「漢音」「吳音」「唐音」の三つがあることを説明し、続いていわゆる「字音仮名遣い」について次のように述べる。

然レバ字音假名遣法ハ、是一種ノ死語ヲ記スルガ爲メノ法ニシテ、學者好奇者トシテハ之ヲ研究スベキ必要アランナレドモ今日他ニ是ヨリモ尚要用ニシテ必ズ習フベキ課業ノ多キ人々ニハ、到底此ノ如キ實用的ナラザルモノヲ課スル必要ナキモノトイハザル可ラズ。今字音ガ如何ニ難澁ナル課目ナルカヲ示サン爲メニ左ニ其ノ略表ヲ擧ゲン (p.7)

⁶ ただし「假名遣ニ関スル調」では、この後に「古代の人々はその時代の発音通りに記録したのと同じ理由で、現今の人が現今の発音通りに談話を記録するのは、当然のことである」と述べられる。巻末の表参照。

小川に言わせれば、「字音仮名遣い」は「学者」や「好き者」には必要かも知れないが、その他の人たちにとってはまったく実用的ではない、ということになる。これに続けて、「難澁な字音仮名遣い」の具体例を列挙している。

「國語」の項では、「語詞」(名詞),「テニヲハ」(助詞),「動詞ノ語尾」(活用語尾)の順に、仮名遣いの具体例を列挙する。

「外國輸入語(支那語以外ノ語)」の項では、まず「外國輸入語」(外来語)には、まだ一定の仮名遣い法が定まっていなると述べる。そしてこれらは早晩いずれかに決定すべきであるものの、台湾においては「内地」(日本本土)ほどにはその必要性は認められないと述べる。

3.4 現今假名ノ濫用

ここで小川は、現今行われている仮名遣いが何らかの法則に依ることなく、新聞紙などもこれを顧みていないことを述べる。そして

本國ニ於ケル形勢ニ此ノ如シ、此ノ新領土タル臺灣ニ於テ國語ヲ教授スルニ當リテハ、如何ゾ此ノ如キモノヲ用キルヲ得ベケンヤ、爰ニ於テ假名遣法一定ノ必要ハ起ルナリ。(p.15)

と述べ、新たな仮名遣い法の必要性を訴える。

3.5 國語教授上ノ困難

ここで小川は、台湾においてはまず「談話語」を教えることが急務であると述べる。そして日本語母語話者でない台湾人に日本語を教えることの困難さ、特に「テニヲハ」を教えることの困難さを説く。そして仮名遣いについては次のように述べる。

國語教授ノ困難ナル如此ナルニモ拘ハラズ、尚之ニ加フルニ今日本國人ノ間ニ行ハル、如キ、鶴的ノ假名遣ヲ教フルニ於テハ、彼等ヲシテ其歸着スル所ヲ知ラザラシムルノミナラズ、無用ノ勞力ノ爲メニ、大ニ受教ノ勢力ヲ消耗セシムルノミニシテ、一ノ良結果ヲ得ル

見込ナキコト、實ニ火ヲ睹ルヨリ明ナリトイフベシ。(p.17)

つまり小川は、ただでさえ台湾人に（母語ではない）日本語を教えるのは大変なのに、「鶴のような」仮名遣いを教え込むことは無駄なだけであると述べている。

3.6 仮名遣一定ノ諸方案

ここで小川は、まず次のように述べる。

本國ニ於テ、普通學力アル人々ニヨリテ用キラレ居ル彼ノ亂脈ナル假名遣ハ、到底其ノ儘ニ本島人ニ教授スベキモノニアラズ。否教授スル丈ノ價値アルモノニアラズトスレバ、爰ニ其亂脈ヲ一定シテ之ヲ教授スルノ必要ヲ生ズ。其ノ一定ノ方法ニ付テハ、大略左ノ三主義アリ、(pp.17-18)

つまり小川は、日本において用いられる「乱脈な」仮名遣いは、台湾人には教えるべきではなく（教えるだけの価値はなく）、その「乱脈」を整備した上で教える必要があることを述べる。

この後に、「擬古説」（契沖以来の仮名遣いを厳正に採用）、「折衷説」（「擬古説」と「記音説」との折衷案、「テニヲハ」は古い仮名遣いによる等）、「記音説」（発音通りに記す）の三つの主義を挙げる。その中で小川は「擬古説」と「折衷説」を批判し、「記音説」を支持して次のように述べる。

(三) 記音説 吾人ガ發音スル通りヲ記セント説クモノナリ。是説ハ今日現ニ行ハレ、生命ヲ有セル國語ノ寫眞ヲ作ラントスルモノナレバ、理論上ニ於テハ敢テ非難スベキ點アルコトナシ。此ノ記音説ハ、今日初メテ我國ニ起リタル新問題ニアラズシテ、英國ナドニハ已ニ早クヨリ其ノ説ノ喧傳セラル、モノアリテ、今日ニ至ルマデモ未タ實行ノ運ニ至ラザルハ、實ニ遺憾ナルコトナリト雖モ、其ニハ又種々ノ困難ナル事情アリ、併シ日本、殊ニ臺灣ノ地ニ於テハ、其ニ對シテ起ルベキ困難ハ左程ニ甚シカラザルベキヲ信ズ。今左ニ記音説ノ利害ヲ考究シテ、如何此ノ方法ガ現時

ノ臺灣ニ適當ナルカラ見ントス。(pp.21-22)

小川はこの「記音説」を、理論的には何ら非難するところのない説であるとする。ただこれを実行するには種々の困難があるが、特に台湾においてはそれほど困難はないはずであると述べる。

小川にとっては、発音の通りに記す「記音説」はまさに理想であり、その理想を実現できるのが台湾という場だったのである。

3.7 記音假名説ノ得失

ここでは小川の支持する「記音仮名」について、その長所と短所を述べる。

まず長所として、(イ) 発音のままに記すので理論的である、(ロ) 古い仮名遣いを学ぶのに比べて、習得に際して「無用の労力」をかける必要がない、といったことを述べる。

次に短所について挙げ、それについて反論する。

まず(イ) 旧來行われてきた仮名遣いという慣習を破壊することは、あまりにも大胆であり、このようなことは一朝一夕に実行すべきでないという意見を挙げる。これに対して、実際にはこの慣習を守っていたのは、契沖以来の一部の学者たちであり、普通一般の文章や新聞紙等は守っていないと述べる。そして「記音仮名」は普通の談話語を記す場合に用いるものであり、文章語にまでこれを適用するものではないとする。

次に(ロ) 古い仮名遣いでは区分して書き分けられる語を、「記音仮名」では書き分けられないという意見を挙げる。これについては「記音仮名」の弱点を認めながらも、古い仮名遣いについてもそれを正確に記憶していなければ無意味であると反論する。そして日常語でも仮名遣いの使い分けは難解であることを述べ、「厳正な仮名遣い法を主張する人々は、まずこれらの混雑した仮名遣いを使い分けられるだけの覚悟が必要である」と皮肉る。

(ハ) 古い仮名遣いでは語本来の意義を知ることができるといふ意見については、語源を尋ねるには古い文籍を見ればよいのであり、こんにちの

生きた言語まで「死法に従って記す必要があろうか」と一蹴する。

(二)「記音仮名」には一定の標準がない、例えば「ツチ」(槌)が複合語になると「カナズチ」(金槌)となってしまうという意見については、「ツチ」が「ズチ」と変わるのとは、「カネ」(金)が「カナ」に変わるのと同じ理であるとし、やはり一蹴する。

最後に(ホ)日本には各地に方言があるので、「記音仮名」にすると互いの意思の疎通ができなくなる、古い仮名遣いによっておけば、学問のある者はこれで互いに意思の疎通を図ることができる、という意見を挙げる。これについて小川は次のように述べる。

即チ談話語ヲ記シテ、互ニ理解セラル、ニ至ルニハ、第一ニ諸方ノ談話語ヲ可成一致セシムルコト、即チ一定ノ標準トスベキ語ヲ定メテ、凡テノ人ガ之ヲ中心トシ、之ニ擬シテ書ク様ニスル必要アリ、是ニ於テ標準語ノ問題ハ起ルナリ。(p.33)

つまり、談話語を記して互いに理解できるようにするためには、各地の談話語を一致させること、すなわち「標準語」を定める必要があることを説いているのである。

3.8 標準語

ここでは、まず「標準語」の必要性について説く。

本國ニ於テ、各地方ノ人々ガ、記音法ニ從ヒテ記セントスルニ、各人皆其標準語ヲ習得シテ之ヲ記スト云フコトハ、甚ダ困難ナルコトナレドモ、一般ニ教育ヲ普及スト云フ點ヨリ考フレバ、言語ハ可成一定ノ標準ヲ置キテ、凡テノ他ノ方言ヲシテ、之ニ近ヨラシムル様ニツトムベキハ、是當然ノ事ナリ。(p.33)

次に、「標準語」とされている東京語が、交通の発達によってだんだん普及していることを述べる。

方今各地交通ノ道大ニ發達シタルガ故ニ、古昔封建時代ニ於ケルガ如キ方言ノ遠心力的ノ

傾向ハ漸々其跡ヲ收メテ自然ニ日本全圖ノ中心タル、東京ノ語ニ近ヅキツ、アルハ現今ノ有様ナリ。勿論各地ノ方言ガ全ク東京化シタル時機アリヤ否ヤ等ニ就テハ、爰ニ斷言シ難キ點ナキニシモアラザレドモ、大體ノ傾向ハ東京ヲ中心トシテ、其方ニ向テ變遷シツ、アルコトハ明ナリ。(pp.33-34)

この「標準語」を必要とする主張、また東京語を「標準語」とすべきであるという主張は、師である上田万年の説を承けているのであろう。

その上で小川は、実際の東京語の性格について、次のように述べる。

而シテ今日其ノ中心トナレル東京ノ言語ハ、如何ナルモノゾト考フルニ、古來東京ノ地ニ固着シ居タル純粹ノ江戸語ニハアラズシテ、各地ヨリ轉ジテ東京ニ於テ勢力ヲ有スルニ至レル人々ガ其ノ故郷ヨリ齎ラシ來リタル諸方言ガ、本來ノ江戸語ト混融シタルモノト見テ差支ナカルベシ (p.34)

つまり、東京語は「純粋な江戸語」とは異なり、各地から転じてきた人々の方言が江戸語と融合して作り上げられたものとしている。そして東京語を「標準語」とした時に、「記音法」を実践する上で生ずる問題点とその解決策について、以下の点に分けて説明する。

- (一)「クワ、グワ」ト「カ、ガ」トノ混同
- (二)「ヒ」ト「シ」トノ混同
- (三)「ヂ、ヅ」ト「ジ、ズ」トノ混同
- (四) 字音「エイ」ノ韻ヲ「エエ」ノ如クニ轉訛スルコト
- (五) 中二段下二段動詞ノ連體言ノ活用
- (六)「ハ」行四段動詞ノ活用

3.9 記音假名法ノ概略

ここでは、まず次のように趣旨を説明する。

記音假名法ハ、發音ノマ、ヲ記スル主義ナレドモ、或ル種類ノ音ニ於テハ、之ヲ書キアラハスニ種々ナル場合アリ、今是等ニ付テ、概略ヲ舉ゲン。(p.44)

つまり、「発音のままに記す」とは言っても、一定のルールが必要になってくる場合があるというのである。

以下、「長音」（符号「ー」を使う場合等）、「重音」（符号「ヽ」「\」を使う場合等）、「拗音」（小文字「ャ」「ュ」「ョ」を使う場合）、「促音」（小文字「ッ」を使う場合）の順に、具体例を挙げて説明を加える。

3.10 臺灣土語記音假名

ここでは先に制定された『訂正十五音字母詳解』（台湾総督府民政部学務課，1901）を承けて、日本の仮名で台湾語音を表すための方策を述べる。その中で、日本語にはない台湾語特有の発音を示すために、新たな記号を付すことも述べる。そして最後に次のように述べる。

如此ニシテ記音的ノ假名ハ、一方ニ於テハ本國語ノ談話ヲ發音ノマ、ニ記シ、一方ニ於テハ臺灣ノ土語ヲ、發音ノマ、ニ寫シテ、廣ク思想ヲ通ズル利器トナルニ至ラバ、日本ノ假名ハ言語ノ機關トシテ満足ニ其職務ヲ盡シタルモノトイフヲ得ルニ至ルベシ。（p.59）

つまり小川は、「記音假名」を用いることによって、日本語の談話だけでなく、台湾語も記すことができるのであり、結果として日本の仮名は「言語の機関として満足にその職務を尽くす」というのである。これがまさに小川が理想とした表記法だったのである。

なお、「假名遣ニ関スル調」の記述によれば、日本の仮名に新たな記号を付して台湾語音を表すという発想は、伊沢修二によるものである。（『假名遣法』ではこの記述は削除されている。巻末の表参照。）

4 小川尚義の国語意識

上に示した『假名遣法』の内容を踏まえて、以下では小川尚義の国語意識について考察することにして。

4.1 近世国学以来の伝統

小川は明治生まれではあるものの、その学問は近世国学以来の伝統を受け継いでいる。それは3.2で述べたように、仮名遣いの由来を説明するに当たって、契沖（1640～1701）、本居宣長（1730～1801）、そして東条義門（1786～1843）の名を挙げていることからわかる⁷。

また3.8で挙げた「標準語」の説明の中で、小川は活用の種類の名称として「中二段」「下二段」を用いているが、この名称は本居春庭（1763～1828）の『詞の八衢』以来国学で受け継がれてきたものである。加えて活用形の名称として

其レハ此クノ如ク記スルヲ要スル場合ハ、終止言ト連體言ノ場合ノミニシテ、其他將然言、已然言、連用言ナドニテハ、（p.43）

などの語が見られるが、これらは東条義門の『活語指南』以来受け継がれてきたものである。

小川の国語意識は、これら近世国学以来の伝統を受け継ぐ中で培われてきたのは間違いない。

4.2 西洋言語学の影響と「記音假名」の主張

しかし小川の学問的背景は、日本の国学の伝統だけには止まらない。3.1で述べたように、音声言語に関する説明は、明らかに西洋言語学に裏打ちされたものである。これは帝国大学文科大学での学問、特に師である上田万年の影響が大きいのであろう。

3.1でも述べたように、小川は言語（音声言語）と文字を区別し、文字は音声言語に従属するものと捉えていた。つまり、本来は文字とは音声言語を忠実に表したものである。小川の「記音假名」の主張も、ここが出発点と考えられる⁸。

しかしこの小川の主張にも拘わらず、日本国内では依然として「歴史的仮名遣い」が使われ続け、

⁷ 小川が中心となって編纂した『日台大辞典』（1907）でも、漢音・呉音の仮名遣いは太田全齋の『漢呉音図』に依っている。中澤（2010）参照。

⁸ 注6にも挙げたように、「假名遣ニ関スル調」では「古代の人々がその時代の発音通りに記録したのと同じ理由で、現今の人が現今の発音通りに談話を記録するのは、当然のことである」と述べていた。

台湾でも1913（大正2）年の『公学校用国民読本』の編纂では、日本本国と同調して「歴史仮名遣い」が使われるようになった⁹。1946（昭和21）年に制定された「現代かなづかい」も、（3.6で挙げた）小川のいう「記音説」ではなく、むしろ「折衷説」（「テニヲハ」は古い仮名遣いによる）に近い。小川が理想とした「記音仮名」は、いまだに実現はしていないのである¹⁰。

4.3 上田万年の影響と「標準語」

3.8で述べたように、小川は「標準語」の必要性について主張していた。これは当然師である上田万年の説を承けたものである。ただし3.7で述べたように、小川の「標準語」主張の目的は、自らの理想である「記音仮名」を普及させることにあった。すなわち「記音仮名」の前提である、音声言語による（全国一律の）意思疎通のためには、「標準語」はどうしても必要なものだったのである。小川は師の説を無批判に受け入れているのではなく、むしろ自分の主張を補強するために利用している。ここに師の説と小川の主張とが融合していると見ることができる。

4.4 台湾語の表記法

3.10で述べたように、小川は「記音仮名」で台湾語音を表すための方策を考えていた。これは小

川の台湾語音、さらには中国語諸方言音に関する知識が背景としてある。これが後の『日台大辞典』（台湾総督府民政部総務局学務課、1907）にもつながるのである。

この『日台大辞典』の「緒言」は台湾語に関する精緻な研究であり、中国語研究史上でも特筆されるべき内容となっている¹¹。

なお3.10でも述べたように、日本の仮名を用いて台湾語音を表すという発想は、伊沢修二によるものである。それに加えて小川は「記音仮名」を用いることで、日本語と台湾語の両方を自在に表記でき、またそれが理想と考えていたようである。

5 おわりに

以上、『仮名遣法』を中心に、小川尚義の国語意識について考察してきた。その中で小川は近世国語学以来の伝統を受け継ぐだけでなく、上田万年や伊沢修二の説も踏まえて、台湾での教育という現実に対して柔軟に対応していたことがわかった。また「記音仮名」に高い理想を持っていたことも明らかになった。この小川の思想や方針は、現在の国語教育や日本語教育でも生かせる部分があるのではないだろうか。

一方、4.2で述べたように、小川が理想とした「記音仮名」は、日本だけでなく台湾においても実現することはなかった。これは小川の学問と、当時の植民地統治や日本語教育のイデオロギーとが対立していた部分として、注目しなければならない。この考察については他日を期することにした。

※本稿は、台湾・南台科技大学で開催された国際学術研討会「『帝国』における国語教育と戦後日本語教育 一旧植民地・占領地教育の過去・現在・未来一」（2013年10月26日）における講演内容をもとに、加筆修正したものである。

⁹ 小川の仮名遣いに関する主張と伊沢修二との関係について、富田哲（1998）では次のように述べる。

このような「台湾人」向けの「日本語」の成立を、総督府の初代学務部長で、1897年に非職となるまで台湾の教育の最高責任者だった伊沢修二は苦々しい思いで見つめていた。1908年に台湾縦貫鉄道貫通式の来賓として台湾にやってきた伊沢は、国語研究会（中略）の後身である台湾教育会での講演で、『日台大辞典』の編纂にあたった小川の功績をたたえる一方で、名指しはしていないものの、小川らによるかなづかいの制定に次のように異議を唱えている（以下略）

¹⁰ この仮名遣いの状況について、蔡茂豊（2007）p.10では次のように述べる。

ここでは日本語の仮名遣いに容喙するつもりはないが、「書く文字」が「読む・話す」のと別々で発音するのは、異民族の台湾人児童にとっては如何なる負担であったかは想像するにあまる。この点から言えば、日本領台初期、台湾の日本語教育に尽くされた小川の卓見と発想は今でも頭が下がるのである。

¹¹ 村上嘉英（1966）および（2004）参照。

引用文献

- 黄幸素 (2009) 「伊澤修二與小川尚義の語言觀 — 從日語教育的觀點論述—」, 『台灣語文研究』 4, pp.95-106, 台灣語文學會
- 蔡茂豊 (2007) 「小川尚義と台湾の日本語教育」, 台灣語言學一百周年國際學術研討會：紀念台灣語言學先驅小川尚義教授
<http://www.ntcu.edu.tw/taiwanese/ogawa100/a/tsuliau/10.%E8%94%A1%E8%8C%82%E8%B1%90.pdf>
- 富田哲 (1998) 「日本統治時代初期台湾における日本語教育 — 国語教授研究会および小川尚義の研究について—」, 『日本語教育』 99, pp.96-107
- 中澤信幸 (2010) 「『日台大辞典』 付載「日台字音便覧」について」, 『山形大学大学院社会文化システム研究科紀要』 7, pp.162-154 (右 pp.1-9)
- 村上嘉英 (1966) 「日本人の台湾における閩南語研究」, 『日本文化』 45, pp.62-108, 天理大学
- 村上嘉英 (2004) 「日本人の台湾語学習と研究の事始め — 序に代えて—」, 王順隆編『新編台日大辞典』, pp.1-20
- 林初梅 (2012) 「言語学者・小川尚義とその時代」, 『小川尚義論文集 復刻版 日本統治時代における台湾諸言語研究』, pp.585-629, 三元社

表 「仮名遣二関スル調」と『仮名遣法』との対照一覧

所在	仮名遣二関スル調	仮名遣法
全般的に	「 <u>假字遣</u> 」	「 <u>假名遣</u> 」
	長音表記「 <u>オー</u> 」「 <u>キュー</u> 」等	長音表記「 <u>オオ</u> 」「 <u>キュウ</u> 」等
緒言	なし	あり
第一	p.8 下「文字ニ ^{イデオグラフィク シラビツク アルファベック} 表意、熟音、 <u>單音</u> ノ種類アリ。」(ルビあり)	p.1「文字ニ表意、熟音、 <u>單音</u> ノ種類アリ。」(ルビなし)
	p.9 上「發音ハ又氣候、 <u>人種</u> 、食物等、」	p.2「發音ハ又氣候、 <u>風土</u> 、食物等、」
第二	章題「 <u>假字遣</u> ノ由來」	章題「 <u>假名遣</u> ノ由來」
	pp.10-11「勿論契沖以下ノ人々ハ、只文章ニ付テイヒシモノニシテ、勿論今日ノイフ所ノ俗語即談話ニ用キル語ニ付テハ、重キヲ置カザリシガ如シ。サレドモ今日ニ於テハ、俗語ニ對スル考ヘ大ニ其時代ト異ニシテ、俗語ヲ研究シ、俗語ヲ擴張シ、俗語ノ眞價ヲ認め、俗語ハ今日生命アル國語トシテ、古語ハ已ニ死去シタル國語ナリトイフ意見ノ説カル、今日ニ於テハ、古代ノ人々ガ其ノ時代ノ發音ノ通りニ記録シタルト同一ノ理由ヲ以テ、現今ノ人ガ現今ノ發音ノ通りニ其談話ヲ記録スルハ、至當ノコトナリ。(以下略)」	なし
第三	章題「 <u>假字遣</u> ヲ用キル範圍」	章題「 <u>假名遣</u> ノ説明」
	p.11 下「原ト理論的ニ割り出シタル記字法ニシテ、或節ハ古代日本ニ於テ、 <u>實際ニ話サレ、又書カレタルベキモノナレドモ、今日ニ於テハ、此ノ記法ヲ正當トシテ、循守スベキ必要ヲ認ムルコト能ハズ。</u> 」	p.6「原ト理論的ニ割り出シタル記字法ニシテ、今日ニ於テハ、此ノ記法ヲ正當トシテ、循守スベキ必要ヲ認ムルコト能ハズ。」
	なし	p.9「 <u>ヂユウ</u> (重吳)」
	なし	p.9「 <u>デフ</u> (疊)」
	p.12 下「 <u>チユウ</u> (中、 <u>重吳</u>)」	p.9「 <u>チユウ</u> (中)」
	p.12 下「 <u>チヤウ</u> (長、打吳、 <u>眞吳</u> 、 <u>町吳</u>)」	p.9「 <u>チヤウ</u> (長、打吳、 <u>町吳</u>)」
	p.12 下「 <u>トー</u> 」	p.9「 <u>トオ</u> (<u>ドオ</u>)」
	p.12 下「 <u>ヒョー</u> 」	p.10「 <u>ヒョオ</u> (<u>ビョオ</u>)」
	p.12 下「 <u>ホー</u> 」	p.10「 <u>ホオ</u> (<u>ボオ</u>)」
	p.13 上「 <u>エウ</u> (雄、 <u>勇吳</u> 裕俗)」	p.10「 <u>ユウ</u> (雄、 <u>勇吳</u> 、裕俗)」
	p.13 上「 <u>リヤウ</u> (良、令吳、 <u>虛</u> (<u>ママ</u>) 吳)」	p.10「 <u>リヤウ</u> (良、令吳、 <u>靈吳</u>)」
	p.13 上「 <u>ボク</u> (<u>ママ</u>) (<u>筧</u> 、 <u>軸</u>)」	p.11「 <u>ヂク</u> (<u>筧</u> 、 <u>軸</u>)」
	p.13 下「 <u>ズイ</u> <u>ズイ</u> (ナシ) <u>ズキ</u> (瑞、 <u>隨</u>)」	なし
	p.13 下「 <u>エ</u> 」の次行に「 <u>フ</u> <u>フ</u> (^{サフライ アフギ} 侍、 <u>扇</u>)」	p.12「 <u>ホ</u> (^{カホ シホ} 顏、 <u>鹽</u>)」の下に「 <u>フ</u> <u>フ</u> (^{サフラフ アフギ} 候、 <u>扇</u>)」
	p.14 上「(2) <u>手爾遠波</u> 」	p.12「(2) <u>テニヲハ</u> 」

所在	仮名遣ニ関スル調	仮名遣法
第三	p.14 上「種々ノ意味ヲ區別シテアラハスモノニモ、亦此ノ混同アリ、タトヘバ」	p.13「種々ノ意味ヲ區別シテアラハスモノニシテ、タトヘバ」
第四	章題「現今假字ノ濫用」	章題「現今假名ノ濫用」
第五	p.15 下「土人ヲシテ一方ニハ我國語ヲ聽テ之ヲ了解シ、」	p.16「土人ヲシテ一方ニハ聽キ或ハ見テ之ヲ了解シ、」
	p.15 下「一方ニハ之ヲ用キテ」	p.16「一方ニハ國語ヲ用キテ」
第六	章題「假字遣一定ノ必要」	章題「假名遣一定ノ諸方案」
	p.17 上「成程字音ハ外國ノ音ヲ日本ノ假字ヲ用キテ寫シタルモノニシテ、其記音ノ正確ナラザルハ勿論ナルベシト雖モ、(中略) 奇異ノ惑トイフコトヲ論點トシタル保守説ノ、取ルニ足ラザルヲ見ルベシ。」	p.19「成程漢字ハ外國ノ輸入物ニ相違ナケレトモ其ノ發音ハ即チ日本の發音ニシテ、純粹ノ國語ト相混ジテ(ママ) 普通ニ廣ク用キラレ、今日ノ國語ヲ形成スルモノナルガ故ニ、(中略) 此ノ如キハ實ニ無用ノ區別ヲナシテ、却テ兒童ノ心カラ浪費スルノミニシテ、何等ノ益アルコトヲ見ザルナリ。」
	p.18 上「(三) 記音説 是即チ吾人ノ主張スル所ニシテ、吾人ガ發音スル通りヲ記セント説クモノナリ。」	p.21「(三) 記音説 吾人ガ發音スル通りヲ記セント説クモノナリ。」
第七	章題「記音假字説ノ得失」	章題「記音假名説ノ得失」
	p.19 下「近來本國ニ於テモ多クアラハル、講談師ノ講釋、演説ノ筆記、言文一致ノ小説等、亦記音的ニ記スルヲ以テ適當ト考ヘラル、ナリ、」	なし
	p.19 下「爰ニ唱ヘラル、記音説ハ必ズシモ漢字ヲ全廢セント主張スルニモアラザレバ、」	p.24「爰ニ唱ヘラル、記音説ハ漢字全廢ノ論トハ自カラ別問題ナレバ」
	p.20 下「此ノ内ニテ記音假字法ノ利用スルコトヲ得ザルモノハ、第一即チ音調ノ抑揚第二ハ其話ノ前後ノ關係、第三ハ語詞ノ變化ノ如キ類ナリ」	なし
	p.22 下「タトヘバ「ツキ」(月) トイフ語ヲ、三日月トイフ様ニ連續セシムルトキハ、「ミカヅキ」トナリテ、「ツキ」カ「ズキ」ト變ス。又「チ」(血) トイフ語ガ、鼻血トイフ様ニ連續スル場合ニハ、「ハナジ」トナリテ「チ」ガ「ジ」ト變スルカ如シ。」	p.29「タトヘバ「ツチ」(槌) トイフ語ヲ、金槌トイフ様ニ連續セシムルトキハ、「カナズチ」トナリテ、「ツチ」ガ「ズチ」ト變ズ。」
	p.22 下「語源トイフ側ヨリハ、同假字ヲ異様ニ用キルトイフ迄ニ、」	p.29「語源トイフ側ヨリハ、同語ニ異様ノ假名ヲ用キルトイフ點ニ、」
	p.23 上「上述ノ場合ハ、即チ語詞ガ連續スルトキニノミ生ズルモノニシテ且ツ其範圍ハ只濁音中ノ「ヂ」ト「ヅ」トノ二ツノ場合ニ過ギザルナリ。然シ」	p.30「上述ノ場合ニ於テ槌ノ「ツチ」ガ「ズチ」ト變ズルハ尚金ノ「カ子」ガ「カナ」ト變ズルト同一ノ理ニシテ少シノ不都合アルコトナシ、即チ」
	p.23 下「近來ノ新聞紙ナトニハ」	p.32「近來ノ人ハ」
	p.24 上「月ノ「ツ」ガ三日月ノ「ズ」トナリ、血ノ「チ」ガ鼻血ノ「ジ」トナルコトヲ以テ、」	p.32「金槌ノ「ヅ」ガ「ズ」トナルコトヲ以テ、」

所在	仮名遣ニ関スル調	仮名遣法
第七	p.24 上「九州人ト奥羽ノ人トノ間ニハホトシド對談シテ、理解スルコトヲ得ザル程ノ方言的差異アリ。」	p.32「九州人ト奥羽ノ人トノ間ニハ對談シテ、ホトシド理解スルコトヲ得ザル程ノ方言的差異アリ。」
	p.24 上「然レドモ、此説亦其正鵠ヲ得ズ、論者ノ云フ所ノ古キ假字法ニ從テ記ストノコトハ、果シテ何ヲ記スル意ナリヤ、文章ヲイフカ、又ハ談話ヲ其マ、ニ記スルコトヲイフカ、若シ文章ヲ記スル意ナラバ、吾人ハ爰ニ、之ニ答フル必要ヲ見ズ。何トナレバ、爰ニイフ所ハ談話體ノ言語ヲ記スルコトニ付テノ、問題ナレバナリ。而シテ若シ談話ヲ其マ、ニ寫スニ於テ、古法ニ依ルトノ意ナラバ、九洲、奥羽ノ談話言ハ、果シテ古法ニヨリテ記セラレ得ルモノナリヤ、又是等ヲ古法ニヨリテ記シタル、古キ類例アリヤ、先ヅ此問題ヲ研究セザル可カラズ。サレドモ吾人ハ、」	p.33「然レドモ、此説亦其正鵠ヲ得ズ、爰ニイフ所ノモノハ普通教育ニ於ケル假名遣ノコトニシテ決シテ已ニ之ヲ知得セル學者ノ爲メニイフニアラザルナリ。サレバ吾人ハ、」
第八	p.25 下「本國ニ於テハ多ク言文一致ノ體ヲ用キ來リ、」	p.35「本國ニ於テモ漸々言文一致ノ體ヲ用キ來リ、」
	p.27 上「之ヨリシテ證據ヲ求ムル便ナシト雖モ、一方ニ臺灣音ノ側面ヨリ考フルニ、臺灣ノ土語ニテハ官、快等ノ音ト、干、皆等ノ音トノ間ニハ、發音上ニ差異アルコト本國ノ西方諸國ノ語ト相似タレトモ、(中略)一方ニテハ本國ニ於テ「カ」ノ勢力ハ漸々上流社會ヲ化シテ、「クワ」ノ音ヲ放逐セントスル傾向アリ、一方ニ於テハ臺灣人ノ發音ハ、「クワ」ヲ極端ニ發音シテ、「コア」ノ如クスル嫌アリ、又之ヲ學ブ方ニ於テハ、」	p.37「之ヨリシテ證據ヲ求ムル便ナシト雖モ、之ヲ學ブ方ニ於テハ、」
	p.28 下「中二段 <small>オタル</small> 起 <small>オツル</small> 落 <small>シフル</small> 強 <small>ウラム</small> 恨 <small>ルク</small> 悔 <small>ユル</small> 懲 <small>ルル</small> ○(活用の例字にルビなし、以下略)	p.40「中二段 <small>オタル</small> 起 <small>オツル</small> 落 <small>シフル</small> 強 <small>ウラム</small> 恨 <small>ルク</small> 悔 <small>ユル</small> 懲 <small>ルル</small> ○(活用の例字にルビあり、以下略)
	p.29 下「終止言ニテハ其唱方相似タレトモ終止言ナラザル他ノ働ノ格ニテハ、」	p.42「終止言連體言ニテハ其唱方相似タレトモ其他ノ働ノ格ニテハ、」
	p.29 下「「笑 <small>ワ</small> ス」, 「繕 <small>ツク</small> ワス」	p.42「「笑 <small>ワ</small> セル」, 「繕 <small>ツク</small> ワセル」
p.30 上「終止言ノミマデ、此ノ兩種ノ語ガ互ニ混同シ易キコトハ、」	p.43「終止言ノミニ於テ、此ノ兩種ノ語ガ互ニ混同スルコトハ、」	
第九	章題「記音假字法ノ概略」	章題「記音假名法ノ概略」
	p.31 上「(1)「ー」ノ符號ヲ用ユルトイフ説ハ、理屈ヨリイハ、至極適當ノモノニシテ、「アー、イー、ウー、エー、オー」、等ノ如ク、」	p.45「(1)「ー」ノ符號ヲ用キルトイフ説ハ、「アー、イー、ウー、エー、オー」、等ノ如ク、」
	p.31 上「且ツ「ー」ノ符號ヲ以テ「ア、イ、ウ、エ、オ」ノ何レノ音ヲモアラハシ得ルガ故ニ、形狀詞或ハ動詞ノ語尾ノ長音ヲアラハス上ニ於テ、甚ダ不便ナル點アリ。或説ニ「ー」ハ符號ニシテ、文字ニアラザルガ故ニ非ナリ、用キル可カラストイフモノアレトモ、漢字ノ重ナル場合ニ(々)ヲ用ヒ、本國ニテモ「ア、」, 「ア、」又ハ「イロ、」ノナトノ符號ヲ用キ來ル例モアレバ、是ノ點ハ決シテ差支ナカル可シト思ハル、ナリ	p.45「且ツ「ー」ノ符號ヲ以テ「ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ」等五十音ノ何レノ音ヲモアラハシ得ルガ故ニ形容詞或ハ動詞ノ語尾ノ長音タトヘバ嬉、淋、食、吸等ヲ「ウレシー」「サビシー」「クー」「スー」ナド、記スルコトトナルガ故ニ、甚ダシキ不都合ナル點アリトイハザルベカラズ。

所在	仮名遣ニ関スル調	仮名遣法
第九	p.31 上「(2)長音ニテ上ノ音ガ「オ」韻ニ終ル場合ニハ、「ウ」ヲ用キル方宜シカラシ。」	p.45「(2)長音ニテ上ノ音ガ「オ」韻ニ終ル場合ニハ、「ウ」ヲ用キルトイフ説。」
	p.32 上「三説ノ何レモ差シタル優劣ナシト雖モ、就中是ノ説大ニ適當ト考フルカ故ニ、今ハ是ノ主義ニヨリ長音ヲ記スルコトニ定メント欲ス。」	p.47「三説ノ中是ノ説大ニ適當ト考フルカ故ニ、今ハ是ノ主義ニヨリ長音ヲ記スルコトニ定ムベシ。」
	p.33 上「(4)「ハ行四段「ウウ」ノ韻ヲ有スルモノ「食ウ」「吸ウ」等、」	p.49「(4)「ハ行四段「ウ」列ノ韻ヨリツヅクモノ「食ウ」「吸ウ」等。」
	p.33 上「ナドノ類、皆發音ノマ、ニ記ス。」	p.49「ナドノ類、發音ノマ、ニ記ス。」
	p.33 上「(ほ)感歎詞 嗚呼、唯ナド」(ルビあり)	p.49「(ほ)感歎詞 嗚呼、唯ナドハ」(ルビなし)
	p.33 上「(ハ)外國輸入語 是等ハ、「テエブル」「サアベル」「チャアレス」「メエトル」「フウト」ナド、記ス。」	p.49「(ハ)外國輸入語 是等ハ、「テエブル」「サアベル」「 <u>チヨオク</u> 」「メエトル」「フウト」ナド、記ス。」
	p.33 下「特ニ其事ヲ記シテ「ウ」ノ假字ヲ用キル方ニ、一定セント欲ス。」	p.50「特ニ其事ヲ記シテ「ウ」ノ假名ヲ用キル方ニ一定スルコト、セリ。」
	p.33 下「前ニ長音ノ部ニ擧ゲタル應、王、大、大キイ、嗚呼、唯ナドモ、」	p.50「前ニ長音ノ部ニ擧ゲタル應、王、大キイ、嗚呼、唯ナドモ、」
	p.35 上「實際上ノ便利ノ點ヲ考フレバ、「ツ」ノ字ヲ以テ促音ノ場合ノ符號ト見做シテ用キルコトハ、差支ナカルベシト信ズ。」	p.53「實際上ノ便利ノ點ヲ考フレバ、 <u>小字ノ「ツ」</u> ノ字ヲ以テ促音ノ場合ノ符號ト見做シテ用キルニハ、差支ナカルベシ」
	p.35 上「又音便ヨリ訛シテ、促音トナレルモノ左ノ如シ、(イ)動詞連用言ノ場合(以下略)」	なし
第十	章題「臺灣土語記音假字」	章題「臺灣土語記音假名」
	p.35 上「之ヲ臺灣土語(重ニ漳州ノ語)」	p.53「之ヲ臺灣土語(重ニ廈門ノ語)」
	p.35 上「前ニ學務課ニ於テ制定シタル、十五音字母表、及字母詳解ニ出タル假字ナリトス。」	p.53「前ニ學務課ニ於テ制定シタル、訂正十五音字母詳解ニ出タル假名ナリトス。」
	p.35 上「臺灣ノ音ヲ記スルニ方リテハ、原トヨリ古キ假字遣トイフモノナケレバ、前ノ學務部長タリシ伊澤氏ハ、日本ノ假字ニテ」	p.53「臺灣ノ音ヲ記スルニ方リテ、日本ノ假名ニテ」
	p.36 上「是出氣音ハ、「カ」行、「タ」行、「パ」行、「 サ」行ノ四行、 <u>廿音ニ限り</u> 附屬シテアラワル、音ナリ、」	p.55「是出氣音ハ、「カ」行、「タ」行、「パ」行、「 サ」行ノ四行、ニ限り附屬シテアラハル、音ナリ、」
	p.36 上「コ・オ(kho)コ・ウ」(以下略)	p.55「コ・オ(kh o)コ・ウ(kho)」(以下略)
	なし	p.55「(4)臺灣ニハ「オー」ノ音ニ二様アリ一ハ口ヲ廣ク開イテ發音シーハ口ヲ窄メテ發音スルモノニシテ甲ハ「オオ、コオ、ソオ」等ノ如ク記シ乙ハ「オヲ、コヲ、ソヲ」等ノ如ク記スルコト、セリ、従前ハ乙ヲ記スルニ「オウ、コウ、ソウ」等ノ如ク記シ來リシガ、カクテハ「ウ」ノ音ヲ發スル恐アリテ記音法ノ精神ニ適ハズ故ニ五十音中「ワ」行ノ「ヲ」ノ字ヲ利用シテ之ニ配當スルコト、セリ。」

所在	仮名遣ニ関スル調	仮名遣法
第十	p.36 上「 <u>(4)</u> 臺灣音ハ、鼻音ニ三種アリ、」	p.56 「 <u>(5)</u> 臺灣音ハ、鼻音ニ三種アリ、」
	p.37 上「今臺灣語ノ凡テノ音（爰ニハ重ニ <u>漳州</u> 又ハ <u>厦門語</u> ニ付テイフ）ヲ假字ヲ以テアラハサントスルニハ、」	p.58 「今臺灣語ノ凡テノ音（爰ニハ重ニ <u>厦門</u> 又ハ <u>漳州語</u> ニ付テイフ）ヲ假名ヲ以テアラハサントスルニハ、」

※細かな言い回しの修正，ミスプリントの修正等は除く。下線部は筆者による。

從小川尚義的著作來看國語意識

中澤 信幸

（文化系統專業語言科學領域擔當）

小川尚義（1869～1947）是研究台語和台灣各種原住民語言的語言學者，最終成為台北帝國大學名譽教授的大人物。關於小川教授的研究成果，從古迄今主要都是從語言學和台語學的立場來做驗證。特別是林初梅所編纂的《小川尚義論文集 復刻版 在日本統治時代的台灣多種語言研究》一書，可說是統整小川畢生研究的集大成之作，其中更指出了小川往後研究的方向性。然而，比起小川的台語和台灣各種原住民語言的研究，可以發現他在國語學（此指日本語學）的部分並沒有被充分地提及與回顧。所以本稿將以小川的著作《國民讀本所參照的假名使用法》（1902）一書為中心驗證其著作內容，並考察其中的國語意識。

小川不僅繼承了近代以來日本古典學的傳統，還根據了上田萬年與伊澤修二的學說，靈活地將語言教育應用在台灣的現實面。所以同樣地，對於表記發音所使用的「記音假字法」抱著崇高的理想。針對小川的思想與方針，希望也能有效地利用在現代的國語教育和日本教育上面。

ワイドディスプレイにおける情報表示領域と 作業領域の配置に関する検討

門 間 政 亮

(人文学部学術研究員)

本 多 薫

(文化システム専攻心理・情報領域担当)

1. はじめに

現代の情報化社会では、オフィスや教育現場において、PC（パーソナル・コンピュータ）を利用する機会が多くなった。PCを利用した事務作業や学習では、視覚的な出力装置として主に液晶ディスプレイが用いられ、様々な情報が表示されるとともに、マウスやキーボードによる入力作業等が行われる。近年では、タッチパネル式の液晶ディスプレイも導入が進み、指による入力も行われているが、PCを利用した作業では、作業効率の面からマウスによる入力が併用されている。

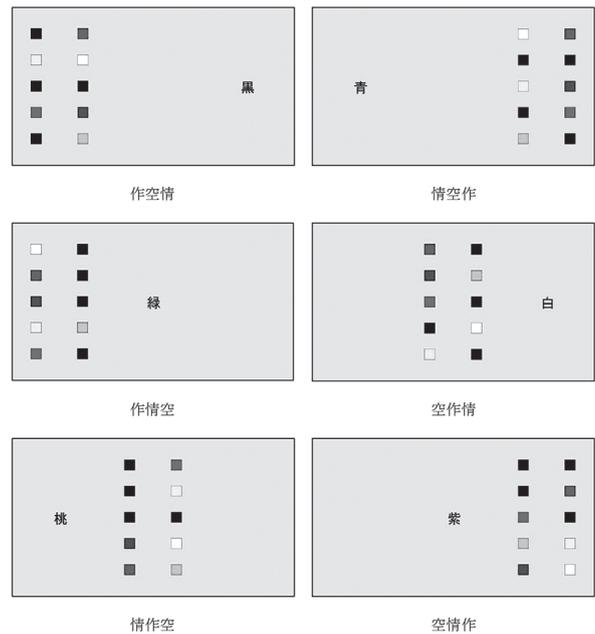
電子情報技術産業協会の情報端末装置に関する市場調査¹⁾によると、世界市場における液晶ディスプレイ（モニタ）のサイズ別構成比は、20型以上が2013年では60%を占めている。また、画面アスペクト比が16:9または16:10のワイドタイプが、2013年で94%に達している。この市場調査の結果が示す通り、黎明期から扱われてきたアスペクト比が5:4または4:3のノーマルディスプレイから移行し、アスペクト比16:9を中心とするワイドディスプレイが現在の主流となり、かつ大画面化が進んだ。アスペクト比が示す通り、ワイドディスプレイはノーマルディスプレイと比較して表示領域が横に広がった。情報を表示する領域と作業を行う領域は、基本的に横書きの文章を縦に並べていくため、縦長となることが多い。情報を扱う場面においては、表示のみ行う場合、作業のみ行う場合の他に、作業を行うために、同時に必要な情報を表示するという場合も考えられ

る。ディスプレイのワイド化・大画面化に伴い、情報を表示する領域と作業を行う領域とを一画面の中に両立させることはより簡単となった。このことは、学習支援システムにおける学習画面を設計する際にも考慮すべき事項である。例えば、学習課題を表示する位置と学習者に解答を入力させる位置との関係が適切に設計された場合には、学習者の疲労の低減が期待できる。また、情報表示位置と入力等の作業位置が離れている場合には、大きく視線を移動させる動作が生じて同時には扱えず、個別に扱わなければならないと思われる。各領域の配置の組み合わせによって、情報を表示する領域と作業を行う領域を同時に扱えるか個別にしか扱えないかの違いは、作業効率の差につながると考えられる。ノーマルディスプレイとワイドディスプレイの画面サイズを比較すると、画面の縦長を同じサイズにした場合には、ワイドディスプレイは横幅が約1.5倍となる。そのため、ノーマルディスプレイの画面面積を情報表示領域と作業領域で利用した場合には、ワイドディスプレイでは、三分の一の面積が空くことになる。この空いた面積（空白領域）ができた場合には、情報表示領域と作業領域の配置によっては様々な影響があると推察される。

よって本研究では、ワイドディスプレイの画面を情報表示領域と作業領域および空白領域の3領域に分割し、その3領域の配置の組み合わせを変えて、探索課題を行わせた場合の比較実験を実施し、情報表示領域と作業領域の配置の関係について検討する。



図1 実験風景（写真は練習中のもの）



各画像の下部記載は、領域の配置を示す略称である。

作業領域=作、情報表示領域=情、空白領域=空

（実際の画像はカラーである）

図2 検索課題の画面（全6配置）

2. 方法

2.1 被験者

被験者は20歳から23歳の人文学系学生6名（男子5名、女子1名^{注1)}である。実験前に視覚、視野、色覚および四肢機能が、過去から現在にかけて正常であることを確認した。被験者は全員右利きであった。

2.2 実験環境

実験は静かな個室で行い、室内温度は24℃、湿度は44 ± 1%、被験者の手元の照度は865 ± 9lxであった。ディスプレイは、24インチワイド液晶フラットパネル（DELL G2410）を使用した。可視領域のサイズは、531.36 mm × 298.89 mm（アスペクト比16:9）である。コンピューターを用いた作業を指すVDT作業時の望ましい作業姿勢は、ディスプレイと作業者の眼の位置との距離が450 mm～700 mmである²⁾と言われていることから、椅子に着席した被験者の目の位置から600 mmの位置に画面の中心を合わせた（図1）。輝度は絵白色か

つ画面の中心での計測で147cd/m²であった。

2.3 実験内容

実験では、利き腕でマウスを操作し、画面に表示された漢字に該当する色を選択する探索課題を行わせた。画面を横に3分割し、漢字を表示する情報表示領域、マウスを操作する作業領域、何も表示しない空白領域を配置した。実験は、3つの領域の配置の全ての組み合わせとして、合計6回行った。画面配置例を図2に示す。情報表示領域には、領域の中央に色を表す漢字10種（白、黒、茶、赤、青、緑、黄、紫、橙、桃）のうちのいずれかを表示した。文字は黒色で大きさは縦横25 mmとした。また作業領域には、漢字10種に該当する10種類の色で描画された四角を、5個ずつ2列に表示した。四角は一辺20 mmの正方形とした。課題は、情報表示領域に表示された漢字が示す色に該当するものを、作業領域に表示した10個の四角の中から選択し、マウスでクリックさせる作業とした。10個の四角の内いずれかがクリックされた時点で次の課題が表示され、連続で回答さ

せた。クリックせずに4秒が経過した場合、次の課題を表示した。情報表示領域に表示する漢字と作業領域に表示した10個の四角の色の配置は、課題毎にランダムとした。なお、視線の初期位置は情報表示領域に表示された漢字の位置、マウスポインタの初期位置は作業領域の前試行のクリックした位置となるが、試行毎にクリックする位置はランダムとすることでマウスの移動距離に偏りがないように考慮した。

最初に課題に慣れさせるため、5分間の練習を行った。ただし、練習では実験と異なる配置とするため、実験と同じ大きさの情報表示領域と作業領域を、画面の横中央から左右に配置した。その後、各5分間の実験を6回行わせた。実験と実験の間には2分間の休憩をとった。実験の順番は被験者毎にランダムとした。課題が表示されてからクリックをするまでの応答時間と、回答の正誤を

記録した。クリックしなかった場合の記録は、4秒で誤答とした。なお、本研究で使用した探索課題システムは、Microsoft Visual Basic 6.0で構築した。

全ての実験を終了した後に、実験における6通りの画面配置で行った課題について、「非常にしやすい」、「かなりしやすい」、「ややしやすい」、「どちらともいえない」、「ややしにくい」、「かなりしにくい」、「非常にしにくい」の7段階で自己評価させた。また、6通りの画面配置のうち、「最も好ましいもの」と、「最も好ましくないもの」を選択させた。

3. 実験結果

3.1 応答時間

図3に各配置における応答時間^{注2)}を示す。なお、応答時間は各実験(配置)の5分間の平均で

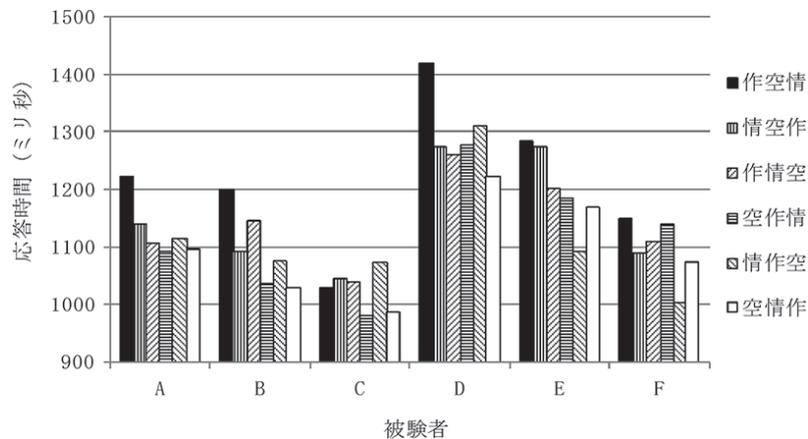


図3 各配置における応答時間

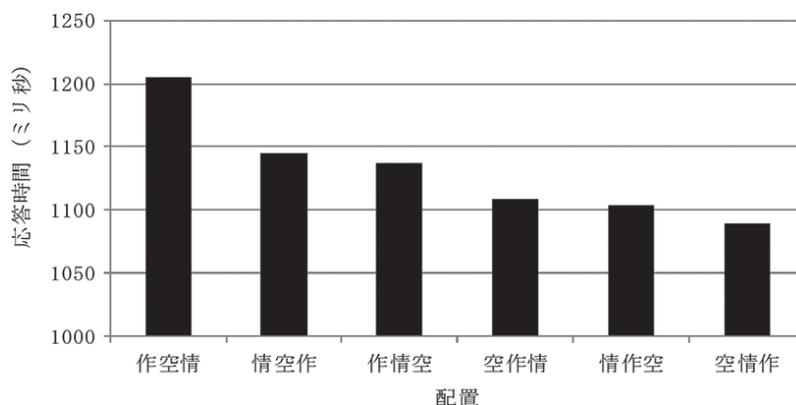


図4 各配置における応答時間の被験者平均

ある。また、以下の画面領域の配置は、全て左からの順とし、作業領域を“作”，情報表示領域を“情”，空白領域を“空”と略して表記することにする。図3より，作空情の配置については被験者6名中5名が最も応答時間が長い（応答が遅い）結果となった。最も応答時間が短い（応答が速い）配置では，情作空が2名，空情作が2名，空作情が2名と分かれた。また，図4に各配置における応答時間の被験者平均を示す。図4より，作空情の配置の場合では応答時間が1205.9ミリ秒と最も長く（応答が遅い），空情作の配置の場合において1089.9ミリ秒と最も短い（応答が速い）結果となった。配置を要因とする一要因の分散分析の結果，有意差が認められた（ $F(5,30)=32.5, p<0.01$ ）。

表1に多重比較（Bonferroni）の結果を示す。作空情の配置は他の5つの配置との間に有意差が認められた。また，情空作の配置は空作情，情作空，空情作の配置と，作情空の配置は情作空，空情作の配置との間にそれぞれ有意差が認められた。

3.2 正答率

表2に各配置における正答率を示す。表2より，正答率は最低でも98.7%と全ての画面配置において高い結果となった。正答率が100%の項目に着目すると，空情作の配置において被験者6名中4名と最も多かった。正答率100%が最も少なかった配置は情作空で，被験者6名中1名のみであった。各配置における正答率の被験者平均は，

表1 多重比較の結果（応答時間）

配置	作空情	情空作	作情空	空作情	情作空	空情作
作空情		60.97**	68.13**	96.61**	102.57**	115.94**
情空作			7.16	35.64**	41.60**	54.97**
作情空				28.48	34.45*	47.81**
空作情					5.96	19.33
情作空						13.37
空情作						

※数値は応答時間の差である。* $p<0.05$ ** $p<0.01$

表2 各配置における正答率（単位：%）

被験者	作空情	情空作	作情空	空作情	情作空	空情作
A	100.0	100.0	99.6	100.0	100.0	100.0
B	99.2	99.6	100.0	100.0	98.9	100.0
C	99.7	99.7	100.0	99.3	99.3	99.3
D	99.5	100.0	100.0	99.6	99.6	100.0
E	100.0	98.7	99.6	99.6	99.6	99.2
F	100.0	98.9	99.6	99.2	99.3	100.0
平均	99.7	99.5	99.8	99.6	99.5	99.8

※網掛けの項目は正答率100%である。

表3 多重比較の結果（自己評価（課題のしやすさ））

配置	作空情	情空作	作情空	空作情	情作空	空情作
作空情		0.83	2.00	2.50*	3.17**	3.33**
情空作			1.17	1.67	2.33*	2.50*
作情空				0.50	1.17	1.33
空作情					0.67	0.83
情作空						0.17
空情作						

※数値は自己評価得点の差である。* $p<0.05$ ** $p<0.01$

作情空と空情作の配置で 99.8%と最も高く、情空作と情作空の配置で 99.5%と最も低くなった。配置を要因とする一要因の分散分析をおこなった結果、有意差は認められなかった。

3.3 自己評価

図 5 に各配置における自己評価得点 (課題のしやすさ) を示す。図 5 より、空情作の配置について、被験者 6 名中 5 名が全配置中「最もしやすい」とする選択肢を選んだ。また、作情空の配置について、被験者 6 名中 5 名が全配置中「最もしにくい」とする選択肢を選んだ。図 6 に各配置における自己評価得点 (課題のしやすさ) の被験者平均を示す。「非常にしにくい」を 1 点、「非常にしやすい」を 7 点とし、評価得点を算出した。図 6 よ

り、空情作の配置の場合において 5.5 点と得点が最も高く (しやすい)、作空情の配置の場合において 2.2 点と得点が最も低い (しにくい) 結果となった。配置を要因とする一要因の分散分析の結果、有意差が認められた ($F(5,30)=7.2, p<0.01$)。また、表 3 に多重比較 (Bonferroni) の結果を示す。作空情の配置は空作情、情作空、空情作の配置との間に有意差が認められた。また、情空作の配置は情作空、空情作の配置との間に有意差が認められた。

次に、表 4 に全被験者に「最も好ましい配置」、「最も好ましくない配置」を質問した結果を示す。表 4 より、最も好ましい配置としては、被験者 6 名中 3 名が情作空、2 名が空情作、1 名が作情空を選んだ。また、最も好ましくない配置としては、

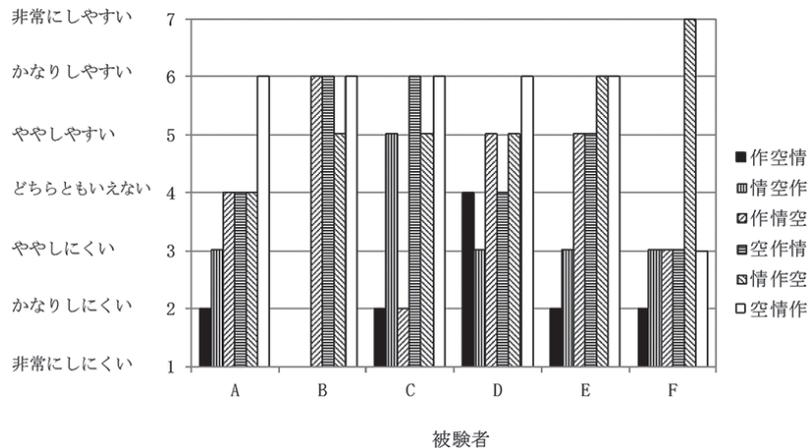


図 5 各配置における自己評価得点 (課題のしやすさ)

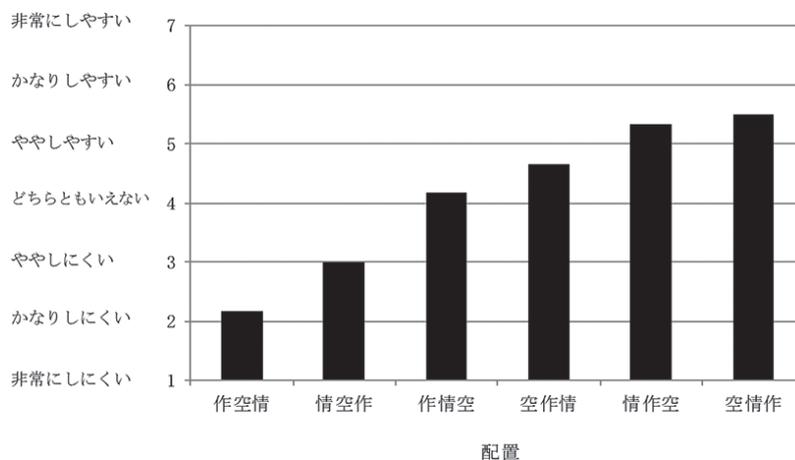


図 6 各配置における自己評価得点の被験者平均 (課題のしやすさ)

表4 質問に対する回答（単位：人）

質問	作空情	情空作	作情空	空作情	情作空	空情作
最も好ましい配置	0	0	1	3	0	2
最も好ましくない配置	5	1	0	0	0	0

被験者6名中5名が作空情を、残りの1名が情空作を選んだ。

4. 考察

応答時間の結果より、6通りの配置は遅い順に、中央に空白領域がある配置、左から作業領域・情報表示領域の順に隣接している配置、左から情報表示領域・作業領域の順に隣接している配置の3つに分類できる。同じ分類の中でも、作業領域がより左側にある場合、応答時間が長く（応答が遅く）なる傾向がみられた。この傾向は、被験者毎にみれば中央に空白領域がある配置で6名中5名、左から作業領域・情報表示領域の順に隣接している配置で6名中4名、左から情報表示領域・作業領域の順に隣接している配置で6名中4名が該当した。特に中央に空白領域がある配置で顕著であり、有意差も認められた。また、左から情報表示領域・作業領域の順に隣接している配置は、中央に空白領域がある配置および作情空の配置との間に有意な応答時間の差異がみられた。これら3つの配置は、空白領域が中央にある、作業領域が左側にある、のいずれかあるいは両方の特徴を持っている。被験者は全員右利きであり、右手でマウスを操作していたことから、手元と反対の位置に作業領域がある場合、また作業領域と情報表示領域が離れている場合に、応答時間へ影響を及ぼすと考えられた。このことは、作業領域が左側で、空白領域が中央という2つの特徴を兼ね備えた作空情の配置が、他の5つの配置全てとの間に有意差が認められたことから推察できる。これら2つの特徴は、それぞれ作業領域と手元の距離、情報表示領域と作業領域との距離と言い換えることができる。

網膜の中心付近にある小さなくぼみは中心窩と

いう。中心窩の部分は視力が特にすぐれており、眼球運動は注視対象を中心窩上にとらえるために生ずるものと考えられる³⁾とされている。また、ヒトの視覚情報処理能力は、中心はよく見えるが、周辺にいくほど見えにくくなるという性質を有する²⁾。視力などの視機能が優れている中心窩から約5度の範囲の中心視領域は弁別視野、眼球運動だけで瞬時に情報受容できる中心から約30度の領域は有効視野と呼ばれている⁴⁾。そのため、VDT作業時の望ましい作業姿勢とされる、ディスプレイと作業者の眼の位置との距離が450mm～700mmの間²⁾であれば、弁別視野の幅は約39mm～61mm、有効視野の幅は約241mm～375mmとなる。375mmで全体を見渡せるワイドディスプレイの画面サイズは17インチ（375mm程度）までであり、それを超える大画面のディスプレイでは画面全体を一度に捉えることはできない。今回、実験で使用したワイドディスプレイの可視領域の幅は約531mmであり、各領域の幅は約177mmであった。被験者とディスプレイの距離は600mmに設定したので、弁別視野の幅は約52mm、有効視野の幅は約322mmとなり、一つの領域の中でも眼球運動が必要であるとともに、隣接する二つの領域を見渡せるほどではなかった。そのため、情報表示領域と作業領域の距離が離れた配置では、視線を情報表示領域から作業領域に大きく移す必要があり、作業効率へ影響を及ぼす1つの要因となったと考えられる。PCを利用した事務作業や学習では、ディスプレイのワイド化・大画面化した場合でも、表示する文字の大きさや机のスペースなどの問題があり、ユーザとディスプレイとの距離を長くするのは現実的ではなく、視距離の制約を受ける環境下である。

次に、正答率の結果より、全被験者が全ての画

面配置において100%に近かったことから、集中して実験を遂行したことが伺えた。最低値となった被験者Eの情空作の配置であっても、235問中不正解は3問のみであった。6種類の配置を正答率100%の被験者が多く、正答率が高い順に並べると、空情作、作情空、作空情、空作情、情空作、情作空となる。この正答率が高い順の配置は、中央に情報表示領域がある配置、右側に情報表示領域がある配置、左側に情報表示領域がある配置の3つに分類できる。この配置の違いが正答率へ影響を及ぼしている可能性も考えられるが、本研究の結果における最高正答率と最低正答率の差異は、平均で0.3%、被験者毎にみても1.3%と微々たるものであり、またいずれの配置間においても有意差が認められなかったことから、傾向を強く肯定することはできない。

また、課題のしやすさの自己評価得点の結果より、よりしにくい配置であると回答した順は、応答時間の長い（応答が遅い）順の配置と同一の結果となった。すなわち、「しにくい」と評価した配置の方がより応答が遅く、「しやすい」と評価した配置の方がより応答が速かった。このことから、意識的にも作業のしやすさ、しにくさを感じることができたと推察される。そのため6通りの配置は応答時間の結果と同様に、中央に空白領域がある配置、左から作業領域・情報表示領域の順に隣接している配置、左から情報表示領域・作業領域の順に隣接している配置の3つに分類でき、同じ分類の中でも、作業領域がより左側にある場合、応答時間が遅くなる傾向がみられた。この傾向は、被験者毎にみれば中央に空白領域がある配置で6名中4名（同点1名）、左から作業領域・情報表示領域の順に隣接している配置で6名中1名（同点4名）、左から情報表示領域・作業領域の順に隣接している配置で6名中4名（同点1名）が該当したが、有意差はみられなかった。応答時間で有意差がみられた中央に空白領域がある配置については、2つの配置の評価がともに低くなっていったため、主観的評価の「しにくさ」は応答時間

ほどの差がつかなかったと推察される。また、応答時間の結果と同様に、左から情報表示領域、作業領域の順に隣接している配置は、中央に空白領域がある配置との間に有意な自己評価の差異がみられたため、作業領域と情報表示領域が離れている場合には「しにくさ」を顕著に感じていたと考えられる。さらに、最も好ましい配置としては被験者6名中5名が左から情報表示領域、作業領域の順に隣接している配置を、最も好ましくない配置としては被験者全員が中央に空白領域がある配置をそれぞれ選択していることから、主観的評価の面においても、作業領域と手元との距離が近い、情報表示領域と作業領域との距離が遠いといった距離の概念が、作業負担に及ぼす1つの要因として挙げられる。

以上より、作業効率の指標として、応答時間、正答率、自己評価を取り上げた。応答時間と自己評価から、3領域の配置の違いによる効果が認められた。しかし、正答率では配置の効果は認められなかった。たとえ正答率が高く課題成績（質）の低下がなくとも、課題遂行に多くの時間を必要とするとともに、「しにくい」との評価が高いことは、疲労を増加させる要因²⁾であり、作業効率の低下を意味するものと考えられる。

5. まとめ

本研究では、ワイドディスプレイの画面を情報表示領域と作業領域および空白領域の3領域に分割し、その3領域の配置の組み合わせを変えて、探索課題を行わせた場合の比較実験を実施し、情報表示領域と作業領域の配置の関係について検討した。その結果、応答時間と自己評価の結果は同一であり、「しにくい」と評価した配置の方がより応答時間が長く（応答が遅い）、「しやすい」と評価した配置の方がより応答時間が短かった（応答が速い）。6通りの配置は、応答時間が長く（応答が遅い）、自己評価が「しにくい」と評価した順に、中央に空白領域がある配置、左から作業領域、情報表示領域の順に隣接している配置、左から情報

表示領域、作業領域の順に隣接している配置の3つに分類することができた。同じ分類の中でも、作業領域がより左側にある場合、応答時間が長く（応答が遅い）、自己評価が「しにくい」と評価する傾向がみられ、特に中央に空白領域がある配置の応答時間において顕著であった。また、左から情報表示領域、作業領域の順に隣接している配置は、中央に空白領域がある配置および作情空の配置との間に有意な応答時間の差異がみられ、作業領域と手元との距離、情報表示領域と作業領域との距離が作業効率へ影響を及ぼす1つの要因として挙げられた。

ワイドディスプレイの普及や大画面化によって、情報表示領域と作業領域を一画面の中に両立させることはより簡単となった。しかし、作業効率の向上を考えるのであれば、情報表示領域と作業領域の距離を近づけたり、右手でマウス操作する場合に作業領域を右側に配置するといった対策が必要となる。特に学習支援システムでは、学習課題の表示と解答入力欄を別の位置にすることが多く、適切な配置を検討する必要がある。また、情報表示領域と作業領域以外の領域には、使用頻度が少ないメニューや補助的な情報表示に利用するなど、広がったワイド画面の利用方法も考えられる。今後、情報表示領域と作業領域の適切な距離や上下に配置した場合の作業効率の影響を検討したい。

謝辞

本実験に被験者として参加した山形大学学生に感謝申し上げます。

注

- 1) 被験者に普段使用しているモニタのサイズを尋ねたところ、14インチから17インチのワイドディスプレイのラップトップコンピューターを使用していた。
- 2) 応答時間とは、文字の位置検出→文字の情報(色名)処理→色標の検出→マウスの移動→クリッ

クの一連の処理を含めた時間であり、情報表示領域に漢字が表示されてから作業領域をクリックしたまでの時間と定義した。

参考文献

- 1) 情報端末事業委員会：情報端末装置に関する市場調査報告書，一般社団法人電子情報技術産業協会，IS-14-情端-1，p.1-7，2014.
- 2) 村田厚生：ヒューマン・インタフェースの基礎と応用，日本出版サービス，東京，p.118-121, p.132-138, p.140-148，1998.
- 3) 渡部叡，坂田晴夫，長谷川敬他：視覚の科学，写真工業出版社，東京，p.29-30，1975.
- 4) 畑田豊彦，齋藤美穂，矢口博久他：眼・色・光－より優れた色再現を求めて－，日本印刷技術協会，東京，p.8-9，2007.

An Examination of the Layout of Information Display Areas and Work Areas on Wide Screen Displays

MONMA Tadasuke

(Researcher, Faculty of Literature and Social Sciences)

HONDA Kaoru

(Professor, Psychology & Information, Cultural Systems Course)

This paper analyzes the relationship between the information display area and the work area layout on wide screen computer displays. The wide screen displays were divided into three sections: information display area, work area, and blank space area. Combinations of these arrangements were altered and a comparative analysis involving search tasks was conducted to examine the correlation between the information display area and the work area layouts. This examination demonstrated that the distance between the hand that controls the mouse and the work area as well as the distance between the information display area and the work area both have an impact on work efficiency. As such, measures including placing the work area on the right side for right-handed users and shortening the distance between the information display area and the work area are necessary.

国際学術講演会

『ナスカとパルパの地上絵と社会：考古学研究の最前線』

坂井正人

国際学術講演会『ナスカとパルパの地上絵と社会：考古学研究の最前線』(Geoglyphs and Society in Nasca and Palpa: Recent Advances in Archaeological Research.)を、山形大学基盤教育222教室において、2014年2月22日(土)に開催した。

この講演会の目的は、ペルー南海岸のナスカおよびパルパ地域における最新の調査成果に基づき、両地域の社会の実態および地上絵をめぐる研究の最前線を紹介することにある。そこで国立民族学博物館の関雄二教授と山形大学人文学部の坂井正人・松本雄一で、テーマの設定と招待者の人選を行った。招聘したのは、ドイツ国立考古学研究所のマルクス・ラインデル、米国パデュー大学のケヴィン・ボーン、テキサス州立大学のクリスティーナ・コンリーの3名である。全員ペルーで現地調査を精力的に実施している新進気鋭の研究者である。この3名にくわえて、地上絵の保護活動に貢献してきた楠田枝里子氏(司会者、エッセイスト)および人文学部の坂井正人が講演した。総合司会は人文学部の松本雄一で、英語での講演に関しては通訳もおこなった。当日の参加者は152名で、山形大学の学生だけでなく、多数の市民が参加した。

人文学部の北川忠明学部長と国立民族学博物館の関雄二教授の挨拶に続いて、まず、楠田枝里子氏による特別講演「ナスカと私」がおこなわれた。この講演では、ナスカの地上絵の研究で有名な故マリア・ライヘ博士との交流、そして、地上絵を保護するために設立した「日本マリア・ライヘ基金」の活動について説明された。特にマルクス・ラインデルが中心になって設立したパルパ博物館とそこにおける社会教育活動に対する支援について紹介された。

マルクス・ラインデルは“Climate Change and its Impact on Settlements and Geoglyphs in Palpa, South of Peru”(ペルー南部、パルパ地区における気候変動と居住地・地上絵に対する影響)と題して、パルパ地区でこれまで実施してきた地上絵調査、古環境調査、遺跡の分布調査を紹介するとともに、当時の儀礼活動の特徴および環境と人間の関係について論じた。

クリスティーナ・コンリーは“Two Thousand Years of Ritual Practices and Religion in the Nasca region of Peru”(ナスカの儀礼と宗教：2千年間の変化)と題して、埋葬をめぐる儀礼と宗教について論じた。埋葬方法、副葬品、骨などの分析を通して、社会体制の変化に伴う儀礼や宗教のあり方を通時的に議論した。

ケヴィン・ボーンは“Nasca Society from the Periphery: New Perspectives from Villages and Mines”(周縁からみたナスカ社会：村落と鉱山からの新たな視点)と題して、多彩色土器の製作と流通の中心であった大神殿カワチと集落の関係に焦点を当てながら、当時の集落および鉱山の特徴について議論した。

坂井正人は「ナスカの地上絵と社会変化」と題して、山形大学がナスカ台地において実施してきた地上絵研究を紹介するとともに、地上絵を制作した社会のあり方について議論した。

この国際学術講演会は山形大学人文学部が主催し、国立民族学博物館・科学研究費補助金基盤研究(S)「権力の生成と変容から見たアンデス文明史の再構築」(代表：関雄二)、科学研究費補助金新学術領域研究「環太平洋の環境文明史」(代表：青山和夫)、および頭脳循環を加速する若手研究者戦略的海外派遣プログラム「ナスカ地上絵の学際的研究における次世代研究者養成とネットワー

国際学術講演会『ナスカとパルパの地上絵と社会：考古学研究の最前線』（坂井 正人）

ク構築」（代表：坂井正人）が共催し、古代アメリカ学会が協力して開催された。

社会文化システム研究科 彙報

2013年度開講科目一覧（特別研究Ⅰ，Ⅱは除く）

文化システム専攻

授 業 科 目 名	担当教員	開 講 期
英語語法論特論Ⅱ	鈴木 亨	前 期
英語音声学特論Ⅱ	富田 かおる	前 期
社会言語学特論Ⅱ	嶋田 珠 巳	前 期
日本語意味論特論Ⅱ	渡辺 文 生	前 期
日本語史特論Ⅱ	中澤 信 幸	前 期
言語学特論Ⅱ	池田 光 則	前 期
異文化間コミュニケーション論特論Ⅱ	Ryan Stephen Bond	前 期
英語音声学特別演習	富田 かおる	後 期
日本語意味論特別演習	渡辺 文 生	後 期
日本語史特別演習	中澤 信 幸	後 期
言語学特別演習	池田 光 則	後 期
異文化間コミュニケーション論特別演習	Ryan Stephen Bond	後 期
実験心理学特論Ⅱ	渡邊 洋 一	前 期
人間情報科学特論Ⅱ	本 多 薫	前 期
実験心理学特別演習	渡邊 洋 一	後 期
人間情報科学特別演習	本 多 薫	後 期
論理学特論Ⅱ	清塚 邦 彦	前 期
日本中世宗教文化史特論Ⅱ	松尾 剛 次	前 期
日本中世宗教文化史特別演習	松尾 剛 次	後 期
日本古代史特論Ⅱ	三上 喜 孝	前 期
日本近世史特論Ⅱ	岩田 浩太郎	前 期
東アジア近世史特論Ⅱ	新宮 学	前 期
ドイツ史特論Ⅱ	山崎 彰	前 期
文化人類学特論Ⅱ	坂井 正 人	前 期
北アジア史特論Ⅱ	中村 篤 志	前 期
日本古代史特別演習	三上 喜 孝	後 期
日本近世史特別演習	岩田 浩太郎	後 期
東アジア近世史特別演習	新宮 学	後 期
ドイツ史特別演習	山崎 彰	後 期
文化人類学特別演習	坂井 正 人	後 期
北アジア史特別演習	中村 篤 志	後 期
日本古代中世文化論特論Ⅱ	菊地 仁	前 期
日本近現代文化論特論Ⅱ	森岡 卓 司	前 期

中国中世文化論特論Ⅱ	西 上 勝	前	期
日本近現代文化論特別演習	森 岡 卓 司	後	期
表象文化論(美学・芸術学)特論Ⅱ	元 木 幸 一	前	期
美学・芸術史特論Ⅱ	石 澤 靖 典	前	期
比較文化論特論Ⅱ	伊 藤 豊	前	期
ドイツ現代文化論特論Ⅱ	渡 辺 将 尚	前	期
フランス現代文化論特論Ⅱ	阿 部 宏 慈	前	期
ロシア東欧文学特論Ⅱ	中 村 唯 史	前	期
表象文化論(美学・芸術学)特別演習	元 木 幸 一	後	期
美学・芸術史特別演習	石 澤 靖 典	後	期
人権論特論Ⅱ	中 島 宏	前	期

社会システム専攻

授 業 科 目 名	担当教員	開 講 期	
統治組織論特論Ⅱ	今 野 健 一	前	期
社会政策特論Ⅱ	戸 室 健 作	前	期
人権論特別演習	中 島 宏	後	期
地域社会論特論Ⅱ	山 根 純 佳	前	期
地域社会論特別演習	山 根 純 佳	後	期
経営情報特論Ⅱ	殷 勇	前	期
日本産業構造分析特論Ⅱ	立 松 潔	前	期
株式会社論特論Ⅱ	安 田 均	前	期
経営システム特論Ⅱ	西 平 直 史	前	期
経営情報特別演習	殷 勇	後	期
日本産業構造分析特別演習	立 松 潔	後	期
株式会社論特別演習	安 田 均	後	期
国際関係論特論Ⅱ	高 橋 和	前	期
現代政治論特論Ⅱ	北 川 忠 明	前	期
現代政治論特別演習	北 川 忠 明	後	期

共通科目

授 業 科 目 名	担当教員	開 講 期	
情報処理実習	古 藤 浩	後	期
現代外国語(英語)Ⅰ	Ryan Stephen Bond	前	期
現代外国語(英語)Ⅱ(前期)	伊 藤 豊	前	期
現代外国語(英語)Ⅱ(後期)	中 村 隆	後	期
現代外国語(フランス語)	磯 野 暢 祐	前	期

2013年度 修士学位論文題目一覧

文化システム専攻

(題 目)	(分 野)	(領 域)	(氏 名)
沈従文と川端康成の小説における少女形象の比較研究 —「辺城」と「古都」の比較を出発点に	国際文化論	アジア文化	王 卓実
ペルー南海岸ナスカ谷におけるセトルメント・パターン研究	思想歴史論	歴史文化	加藤 亜梨沙
梶井基次郎の研究	国際文化論	アジア文化	郷内 誠
エーリッヒ・ケストナーの児童文学作品における少年像と少女像の比較研究	国際文化論	欧米文化	佐々木 翠
後期3作品における、カール・Th・ドライヤー的映像特質の完成	国際文化論	欧米文化	田中 理紗
日本漢語と呉語・粵語・閩語における漢字音の対照研究 —『蒙求』掲出字を対象として—	人間科学	言語科学	趙 千山
聖徳太子信仰に関する一考察 —中世律宗を中心に—	思想歴史論	思想文化	楊 潔

社会システム専攻

(題 目)	(分 野)	(領 域)	(氏 名)
フェアユース規定に関する憲法学的考察 —表現の自由と著作権との調整の視点から—	公共システム	公共政策	五十貝 遼
日本における電力事業の現状と課題	企業システム	企業経営	王 継紅
中小企業の環境問題への取り組みに関する実証分析	企業システム	企業経営	王 燦
ASEAN 設立過程に関する一考察 —シンガポールの対外政策に注目して—	国際システム	国際関係	児玉 修

「山形大学大学院社会文化システム研究科紀要」投稿規程

1. 名称及び発行

本編を「山形大学大学院社会文化システム研究科紀要」(Bulletin of Graduate School of Social & Cultural Systems at Yamagata University) と称する。

2. 投稿資格

本編に投稿できる者は、原則として、社会文化システム研究科ないし人文学部教職員とする。ただし、次のいずれかに該当する場合には投稿を認めることがある。

- (1) 本研究科ないし人文学部に相当年数勤務し、退官した元専任教員
- (2) 本研究科ないし人文学部の客員研究員
- (3) 本研究科ないし人文学部教職員が相当の役割を担っている場合の共同執筆者
- (4) 「特集」などの編集企画により編集委員会が依頼した者
- (5) 本研究科を修了した者
- (6) その他、編集委員会が適当と認めた者

3. 投稿内容

人文・社会科学に関する未発表のものとし、その種類は次の通りとする。

- (1) 人文・社会科学およびその関連分野の論文等で以下のジャンルに属するもの
 - ① 論文
 - ② 研究ノート
 - ③ 資料(史料)紹介・分析
 - ④ 書評, 研究動向
 - ⑤ 翻訳
 - ⑥ 判例評釈
 - ⑦ 史料目録
- (2) 編集企画により編集委員会が依頼した原稿
- (3) 本研究科の研究教育内容にかかわる研究の成果
- (4) 本研究科および人文学部によって助成された研究の成果報告など
- (5) そのほか、編集委員会が適当と認めたもの

4. 原稿の分量および様式

- (1) 原稿は、各号原則として1人1編までとするが、3に定める分類項目を異にする場合には複数掲載を認める場合がある。
- (2) 分量は、原則として、日本語原稿の場合は400字詰め原稿用紙で100枚(40字×40行のワープロ用紙では25枚分)以内とする。欧文原稿の場合はA4判の片面に周囲3cmの空白を残して2段送りタイプすることにし、50枚以内とする。その他の言語の場合の分量は上に準ずる。
- (3) 編集委員会が適当と認めた場合、連載の方式をとることができる。
- (4) 日本語による執筆の場合は外国語の、外国語による執筆の場合は日本語の要旨をつけることとし、要旨は原則として刷り上がり1頁とする。投稿者は、当該言語ネイティブまたは外国語教育担当教員によるチェックを受けたうえで、外国語要旨を編集委員会に提出するものとする。ただし、当該言語ネイティブまたは外国語担当教員に依頼することが困難な場合には、英語による要旨に限り、編集委

員会が仲介するものとする。

- (5) (1)に定める制限を超える原稿は相応の理由があるものに限り、編集委員会の承認を得て受理されることがある。ただし、この場合の超過分の印刷経費は執筆者が負担するものとする。
- (6) 特殊な印刷を要するもの（カラー印刷など）は、原則として執筆者が負担するものとする。

5. 版組

刷り上がりの大きさは A4 判とする。原則として横組みの場合も縦組みの場合も 2 段組とする。

6. 原稿の提出

- (1) 原稿は原則としてワードプロセッサで作成し、電子ファイルの形式で編集委員に提出する。その際、プリントアウトしたもの 1 部を添付する。
- (2) 編集委員は、提出された原稿と引き換えに、原稿題名・受付年月日等を明記した投稿受領書を発行する。

7. 原稿の締め切り

- (1) 創刊号の原稿締め切りは 2005 年 1 月 31 日とする。
- (2) 第 2 号以降の原稿締め切りは、6 月 30 日（休日の場合は休日明けの日）とする。

8. 論文等の審査及び掲載の可否

- (1) 編集委員会は原稿の審査を査読者に依頼する。
- (2) 編集委員会は、審査の結果、必要ならば原稿の修正を求めることができる。
- (3) 編集委員会は、審査の結果等に基づいて掲載の可否を決定する。

9. 校正

- (1) 校正は執筆者の責任において行い、原則として再校までとする。
- (2) 校正は誤字、脱字、誤植等の訂正に限るものとし、本文の大幅な変更（削除、挿入等）は原則として認めない。
- (3) 前項の規定にもかかわらず、大幅な訂正を必要とする場合は編集委員会の許可を得るものとし、その印刷に伴う経費は執筆者が負担する。

10. 掲載及び別刷りの経費

- (1) 掲載に要する経費は、制限内のページ数であれば、原則として無料とする。
- (2) 別刷りの経費については著者負担とする。

11. 著作権利用の許諾

原稿を投稿する者は、山形大学本研究科に対し、当該論文等に関する著作権の利用につき許諾するものとする。

12. 論文等の電子化及びコンピュータ・ネットワーク上での公開

- (1) 掲載された論文等は、原則として電子化し、人文学部ホームページ等を通じてコンピュータ・ネットワーク上に公開する。
- (2) ただし、執筆者が前項に規定する電子化・公開を希望しない特別の理由を有する場合は、当該論文

投 稿 規 程

等の電子化・公開を拒否することができる。その場合は原稿提出時に申し出る。

- 附 則 この投稿規程は2005（平成17）年1月1日から施行する。
- 附 則 この投稿規程は2007（平成19）年4月1日から施行する。
- 附 則 この投稿規程は2010（平成22）年4月1日から施行する。
- 附 則 この投稿規程は2014（平成26）年4月1日から施行する。

A Study of the Documents of Yoshiaki Mogami: Decrees and Letters

Kenji MATSUO

This paper aims to clarify the world of decrees and letters of Yoshiaki Mogami (1546-1614), one of the daimyō during the Sengoku period in Dewa province, present day Yamagata and Akita prefecture. In this study, I discuss how Yoshiaki Mogami's documents were issued and when the turning point of Yoshiaki Mogami's rule of the Dewa province was. Although there have been many studies about Yoshiaki Mogami, there have been few studies on Yoshiaki Mogami's documents and, moreover, they are all out of date. For example, the book titled "A History of Yamagata City" was published in 1973 and "A History of Yamagata Prefecture" was published in 1977. They collected around 170 documents related to Yoshiaki Mogami. In this paper, 338 documents which were issued by Yoshiaki Mogami or sent to Yoshiaki Mogami are collected. Using those documents, this paper clarifies how Yoshiaki Mogami ruled the Dewa province.

The documents of Yoshiaki Mogami issued are classified into three types; Hanmotsu (判物), Inbanjyō (印判状) and letters. In principle, they have Yoshiaki Mogami's autographic signatures or his seals. There are some exceptions to this. For example, Yoshiaki Mogami neither wrote his signatures nor affixed seals when he wrote to his sister or he had eye problems. Hanmotsu have the autographic signatures of the people who issued the documents. On the other hand, Inbanjyō have such seals. Although both types of documents had the same function as decrees, Inbanjyō were said to be used more often than Hanmotsu later. They were not private letters but used to officially give rights and land, to express gratitude and so on.

According to my research, Yoshiaki Mogami began to issue Hanmotsu in 1570 at the latest and continue to issue them even in 1610. There are 5 different types (cited hereafter as types A, B, C, D, E) of Yoshiaki's autographic signatures. As for Inbanjyō, Yoshiaki began to issue them in 1581 at the latest and continued to issue them even in August of 1613. Yoshiaki used 5 different types of seals (types A, B I, B II, C and D). Especially, the type C seals were put on the most documents of Yoshiaki Mogami. Before my study, lots of attention was paid to the type B seal. However, type B seals can be found in 50 of Yoshiaki's documents. Among them, only 5 documents were Inbanjyō and 45 were letters. On the contrary, there were 169 documents affixed with type C seals. Among them, 153 documents were not letters but Inbanjyō. Therefore, this paper focused on the documents affixed with type C seals.

Previously, the turning point of Yoshiaki Mogami's documents was thought to be 1590 when Hideyoshi Toyotomi finally unified all of Japan. However, 147 Inbanjyō with the type C seal were issued intensively in 1612(慶長 17). It is mainly because that Shōnai, the western part of Dewa province came under the rule of Yoshiaki Mogami. Therefore, the turning point of Yoshiaki Mogami's documents was not 1590 but 1612. Yoshiaki Mogami became the 7th largest daimyō with 570,000 koku during Edo period. So, according to the analysis of Inbanjyō, Yoshiaki Mogami created his bureaucratic system around 1612.

最上義光文書の古文学 判物・印判状・書状 (松尾 剛次)

no	年月日	文書名	受取人	典拠・参照	花押形式	印判形式
310	?年 3月 13日	最上義光書状	?	雞肋編所取文書(巻101)・山形市史 209	?	?
311	?年(慶長8年以後) 3月 18日	最上義光書状	? (稲荷)	曾根文書・山形市史 168(宝幢寺文書・山形市史 279)・横折紙	C2	*
312	?年(慶長8年以後) 3月 18日	最上義光郡中法度写	慈恩寺宝蔵院	県史、上 1001	*	Cカ
313	?年 4月 22日	最上義光書状	?	雞肋編所取文書(巻101)・山形市史 209	?	?
314	?年 4月晦日	最上義光書状	義宣	佐竹文書(東大史料)・山形市史 280	*	C
315	?年 4月 29日	最上義光書状	専称寺	専称寺文書・山形市史 162・竖紙	*	B2
316	?年 5月 3日	最上義光書状	末吉屋兵衛	県史下、581	F	*
317	?年 5月 4日	徳川家康書状	最上義光	県史上、390	*	*
318	?年 5月 25日	最上義光(伊達綱宗か)書状	鮎貝太郎兵衛	山形市史 161・竖紙	?	*
319	?年 5月 25日	最上義光書状写	山内膳正	県史 359	F	*
320	?年 6月 2日	最上義光書状	?	羽鳥文書・山形市史 284	*	B
321	?年 6月 2日	最上義光書状	安部内記助	慈光明院文書、県史、上、223・竖紙	*	B1
322	?年 6月 21日	大崎義隆書状	最上義光	慈恩寺究教院文書、古川市史 7、155	*	*
323	?年(慶長年間) 6月 21日	最上義光書状	かか與介	二木文書・山形市史 196・横折紙	E	*
324	?年 7月 5日	最上義光書状	戸蔭中務少輔	『山形県史』所取文書・山形市史 288	F	*
325	?年 7月 16日	最上義光書状写	大和田近江	秋田藩家蔵文書・山形市史 247	C2	*
326	?年 7月 27日	最上義光書状	大日坊	雞肋編所取文書(巻193)・山形市史 212、県史 391、県史 391・横折紙	*	C
327	?年 7月晦日	最上義光書状	大日坊	雞肋編所取文書(巻193)・山形市史 212	E?	*
328	?年 8月 14日	最上義光書状	北楯大学(利長)	荻原満氏所蔵文書、県史 369・横折紙	C2	*
329	?年 8月 22日	最上義光書状	来咩院	来咩院文書・山形市史 176	*	*
330	?年 9月 29日	最上義光書状	北楯大学利長	最上川土地改良区所蔵文書・横折紙	C1	*
331	?年 10月 1日	最上義光書状	常念寺	常念寺文書・山形市史 165・竖紙	*	*
332	?年 10月 5日	最上義光書状	岩屋右兵衛	秋田藩家蔵文書・山形市史 242・横折紙	C2	*
333	?年 10月 25日	最上義光書状	岩谷(屋カ)右兵衛	秋田藩家蔵文書・山形市史 243・横折紙(下裁断)	C2	*
334	?年 12月 7日	最上義光書状写	辻所左衛門	秋田藩家蔵文書・山形市史 250	C1	*
335	?年 12月 10日	最上義光書状	有路水主	県史上 338	F	*
336	?年 12月 12日	最上義光書状	専称寺	専称寺文書・山形市史 163	F	*
337	?年 12月 20日	最上義光書状	和田美作守	秋田藩家蔵文書・山形市史 237	*	B2
338	?年 12月 28日	最上義光書状	赤尾津豊前	秋田藩家蔵文書・山形市史 239	E	C

注記

山形市史とは『山形市史史料編1最上氏関係史料』(山形市、1973)のことで、山形市史 176とは『山形市史史料編1最上氏関係史料』176頁のことである。

県史とは『山形県史資料編15 上古代中世史料』(県史上)または『山形県史資料編15 下古代中世史料』(県史下)のことである。

享保とは、「享保最上義光黒印状写」(本文参照)のことである。

甲、乙、丙とは、右筆の筆跡の相違を示している(本文参照)。

最上義光文書の古文学学 判物・印判状・書状 (松尾 剛次)

no	年月日	文書名	受取人	典拠・参照	花押形式	印判形式
271	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	高寺山長連坊	享保・横折紙か	*	C?
272	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	高寺山円藏坊	享保・横折紙か	*	C?
273	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	高寺山海藏坊	享保・横折紙か	*	C?
274	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	高寺山宝積坊	享保・横折紙か	*	C?
275	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	高寺山宝徳坊	享保・横折紙か	*	C?
276	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	高寺山永光坊	享保・横折紙か	*	C?
277	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	高寺山宝幢坊	享保・横折紙か	*	C?
278	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	高寺山実相坊	享保・横折紙か	*	C?
279	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	高寺山林藏坊	享保・横折紙か	*	C?
280	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	高寺山眼養坊	享保・横折紙か	*	C?
281	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	高寺山藤泉坊	享保・横折紙か	*	C?
282	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	高寺山南之坊	享保・横折紙か	*	C?
283	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	高寺山若一大夫	享保・横折紙か	*	C?
284	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	高寺山薬師大夫	享保・横折紙か	*	C?
285	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	高寺山承仕	享保・横折紙か	*	C?
286	?1612(慶長17)年6月15日	最上義光書状	北館大学(利長)	旧『山形県史 巻1』(山形県内務部、1920)910に図あり・北楯文書、最上川土地改良区所蔵文書に現物あり、山形市史235・236の6月20日の文書と同一。市史のミスか・横折紙	*	C
287	?1612(慶長17)年7月2日	最上義光書状	北館大学	本間美術館文書・山形市史199、古代・中世史料上巻269・横折紙	C2	*
288	1612(慶長17)年8月5日	最上義光書状	北館大学とのへ	最上川土地改良区所蔵、山形市史236・237・横折紙	*	C
289	1612(慶長17)年8月15日	最上義光書状	平清水下野	平清水文書・山形市史174・縦紙	A	*
290	?1612(慶長17)年8月20日	最上義光書状	北楯大学	狩川八幡神社文書・山形市史234	*	C
291	?1612(慶長17)年10月27日	最上義光書状	北楯大学	最上川土地改良区所蔵、狩川八幡神社文書・山形市史237・横折紙	*	C
292	?1612(慶長17)年11月19日	最上義光安堵状	北館大学とのへ	狩川八幡神社文書・山形市史237、最上川改良地区所蔵・横折紙	E	C
293	?1613(慶長18)年4月26日	最上義光書状	林光	慈光明院文書・山形市史167・横折紙	*	C
294	1613(慶長18)年7月25日	最上義光受取状	?	山形大学博物館・山形市史166・縦紙	*	C
295	?(慶長)年11月21日	最上義光書状	北楯大学	最上川土地改良区所蔵・横折紙	E	C
296	?	最上義光書状	専称寺	専称寺文書・山形市史162	*	*
297	?	最上義光書状	専念寺か	専念寺文書・山形市史177	*	*
298	?	最上義光書状	宝幢御坊(尊海)	最上義光没後400年記念事業特別記念講演会・シンポジウム資料、最上義光歴史館図録(最上義光歴史館、1995)	*	*
299	?	最上義光書状	誓願寺	誓願寺文書・山形市史163	*	*
300	?年1月1日	最上義光書状	野辺沢宮内	光禅寺文書・山形市史161	F	*
301	?年1月11日	最上義光書状	佐藤	室岡正雄氏所蔵文書、県史221	F	*
302	?年1月25日	最上義光書状	大勸進	佐藤勝雄文書・山形市史200、酒田市大豊田字星川64-2210・横折紙(下裁断)	*	B2
303	?年2月5日	最上義光書状	岩屋右兵衛	秋田藩家蔵文書・山形市史245	*	C
304	?年2月5日	最上義光書状写	小野寺十郎	秋田藩家蔵文書・山形市史237	*	B1
305	?年2月6日	最上義光書状	新田目留守	今井文書・山形市史199、県史、上413・縦紙	*	B2
306	?年2月14日	最上義光書状	宝幢寺	長谷川文書、山形市史165・横折紙	*	*
307	?年2月24日	最上義光書状	和田左衛門	雞肋編所収文書(巻200)・山形市史214	F	*
308	?年2月29日	最上義光書状	関田能登守	最上義光歴史館文書(収藏品図録、平成3)40・縦紙(鳥の子紙)	*	*
309	?年2月晦日	最上義光書状写	岩屋能登守	秋田藩家蔵文書・山形市史253・横折紙(下裁断)	*	B2

最上義光文書の古文学 判物・印判状・書状 (松尾 剛次)

no	年月日	文書名	受取人	典拠・参照	花押形式	印判形式
230	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	鶴岡下之山王五郎左衛門、大炊助	享保・横折紙	*	C?
231	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	龍藏寺	龍藏寺文書(鶴岡市教育委員会写真)、享保・横折紙、乙	*	C
232	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	禪龍寺	禪龍寺文書(鶴岡市教育委員会写真)、享保・横折紙か、乙	*	C
233	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	勝福寺村和泉山明神大夫	勝福寺文書(鶴岡市教育委員会写真)、享保・横折紙、乙	*	C
234	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	極楽寺	極楽寺文書(鶴岡市教育委員会写真)、享保・横折紙、乙	*	C
235	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	庄内河北龍沢藏王別当	遊佐町上野沢御嶽神社所蔵、享保・横折紙、乙	*	C
236	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	松根村新山大夫	上畑町佐藤九二男氏所蔵史料写真、享保・横折紙、乙	*	C
237	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	境奥屋村白髪明神別当	享保・横折紙か	*	C?
238	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	鶴岡天神大夫	享保・横折紙か	*	C?
239	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	横山村八幡大夫	享保・横折紙か	*	C?
240	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	玉川寺	享保・横折紙か	*	C
241	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	上藤島村六所之宮大夫左京	享保・横折紙か、甲	*	C
242	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	木倉	享保・横折紙か	*	C?
243	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	櫛引荒沢村明神大夫	享保・横折紙か	*	C?
244	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	小真木村上之山王宮大夫	享保・横折紙か	*	C?
245	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	小真木村上之山王戸内大夫	享保・横折紙か	*	C?
246	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	小真木村上之山王但祭之時的立免七郎左衛門	享保・横折紙か	*	C?
247	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	田川湯村大日供佛田	享保・横折紙か	*	C?
248	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	田川湯村大日灯明田	享保・横折紙か	*	C?
249	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	田川湯村大日八講	享保・横折紙か	*	C?
250	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	田川湯村大日山長福寺	享保・横折紙か	*	C?
251	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	田川湯村大日山橋本坊	享保・横折紙か	*	C?
252	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	田川湯村大日山大門坊	享保・横折紙か	*	C?
253	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	田川湯村大日山知光坊	享保・横折紙か	*	C?
254	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	田川湯村大日山西林坊	享保・横折紙か	*	C?
255	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	田川湯村大日山妙光坊	享保・横折紙か	*	C?
256	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	田川湯村大日治部大夫	享保・横折紙か	*	C?
257	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	田川湯村大日兵部大夫	享保・横折紙か	*	C?
258	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	田川湯村大日戸内大夫	享保・横折紙か	*	C?
259	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	田川湯村大日御子	享保・横折紙か	*	C?
260	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	田川湯村大日すわ御子	湯田川大井瞳氏所蔵(鶴岡市教育委員会写真)・横折紙	*	C
261	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	田川湯村大日すわ大夫	たみや旅館所蔵、今野悦郎(鶴岡市教育委員会写真)、山形市史231、享保・横折紙、乙	*	C
262	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	田川湯村大日笛吹大夫	享保・横折紙か	*	C?
263	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	田川湯村大日承使	享保・横折紙か	*	C?
264	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	田川湯村大日善左衛門	享保・横折紙か	*	C?
265	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	高寺山学頭坊	享保・横折紙か	*	C?
266	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	高寺山仙蔵坊	享保・横折紙か	*	C?
267	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	高寺山東桜坊	享保・横折紙か	*	C?
268	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	高寺山泉光坊	享保・横折紙か	*	C?
269	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	高寺山千照坊	享保・横折紙か	*	C?
270	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	高寺山大光坊	享保・横折紙か	*	C?

最上義光文書の古文学 判物・印判状・書状 (松尾 剛次)

no	年月日	文書名	受取人	典拠・参照	花押形式	印判形式
195	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	井岡村御子	井岡村文書、享保・横折紙か	*	C
196	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	井岡村承仕	井岡村文書、享保・横折紙か	*	C
197	1612(慶長17)カ年6月4日	最上義光寄進状	下田河八幡別当	田川八幡神社文書・山形市史230、享保・横折紙、乙	*	C
198	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	長泉寺	長泉寺文書(鶴岡市史、上巻187p)、県史367、享保・横折紙、乙	*	C
199	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	高安寺隠居円用院	県史368、享保・横折紙、乙	*	C
200	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	鶴岡四所之宮四所之大夫	四所宮文書(鶴岡市史、上、p197)、享保、鶴岡郷土資料館(sl2059)にコピーあり。横折紙、甲	*	C
201	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	播磨京田村勝伝寺	齊藤文書・山形市史232、『鶴岡の文化財』95頁、勝伝寺文書(鶴岡市教育委員会写真)・横折紙、乙	*	C
202	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	狩川村八幡大夫	狩川八幡神社文書、享保・横折紙	*	C
203	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	庄内河北朝日山八幡別当	朝日文書・山形市史280、県史426、享保、「酒田の文化財」に写真あり・横折紙、乙	*	C
204	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	羽黒山執行	玉蔵坊文書2-137(2)、鶴岡市史古代・中世史料下435・横折紙(下裁断)、乙	*	C
205	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	羽黒 藤左衛門、次郎左衛門、玄蕃、八郎左衛門	玉蔵坊文書2-140、鶴岡市史古代・中世史料下435・横折紙(下裁断)、丙	*	C
206	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	杉尾山修理大夫	杉尾神社文書(菅原泰典所有文書)、享保・横折紙、乙	*	C
207	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	杉尾山学頭坊	杉尾神社文書(菅原泰典所有文書)、享保・横折紙、乙	*	C
208	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	杉尾山神宮寺	杉尾神社文書(菅原泰典所有文書)、享保・横折紙、乙	*	C
209	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	杉尾山八幡大夫	馬町阿部憲五所蔵(鶴岡市教育委員会)、享保・横折紙	*	C
210	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	杉尾山兵部大夫	享保・横折紙か	*	C?
211	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	杉尾山渡会大夫	享保・横折紙か	*	C?
212	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	杉尾山笛吹大夫	享保・横折紙か	*	C?
213	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	杉尾山左近大夫	享保・横折紙か	*	C?
214	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	杉尾山式部大夫	享保・横折紙か	*	C?
215	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	杉尾山民部大夫	享保・横折紙か	*	C?
216	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	杉尾山興かき免三郎左衛門	馬町菅原幸志所蔵(鶴岡市教育委員会)、享保・横折紙、乙	*	C
217	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	杉尾山地蔵院	杉尾神社文書(菅原泰典所有文書)、享保・横折紙、乙	*	C
218	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	杉尾山吉祥寺	杉尾神社文書(菅原泰典所有文書)、享保・横折紙、乙	*	C
219	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	杉尾山金勝寺	杉尾神社文書(菅原泰典所有文書)、享保・横折紙、乙	*	C
220	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	杉尾山金光坊	杉尾神社文書(菅原泰典所有文書)、享保・横折紙、乙	*	C
221	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	杉尾山少観寺	杉尾神社文書(菅原泰典所有文書)、享保・横折紙、乙	*	C
222	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	杉尾山中里神子	杉尾神社文書(菅原泰典所有文書)、享保・横折紙、乙	*	C
223	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	杉尾山伊勢神子	杉尾神社文書(菅原泰典所有文書)、享保・横折紙、乙乙	*	C
224	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	杉尾山大工	杉尾神社文書(菅原泰典所有文書)、享保・横折紙、乙	*	C
225	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	吉祥寺	享保・横折紙	*	C?
226	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	鶴岡新山	日枝神社文書3号(鶴岡市立図書館所蔵)、享保・横折紙、甲	*	C
227	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	庄内河北新山最勝寺衆徒	享保・横折紙か	*	C?
228	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	鶴岡下之山王宮大夫	日枝神社文書1号(鶴岡市立図書館所蔵)、享保・横折紙、甲	*	C
229	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	鶴岡下之山王戸之内	享保・横折紙	*	C?

最上義光文書の古文学 判物・印判状・書状 (松尾 剛次)

no	年月日	文書名	受取人	典拠・参照	花押形式	印判形式
160	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	下山添村之八幡役者免	田中淑子所蔵、享保・横折紙、甲	*	C
161	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	下山添村八幡の射免	下山添八幡宮所蔵、享保・横折紙、甲	*	C
162	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	下山添村之八幡不動免	享保・横折紙か	*	C?
163	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	下山添村之八幡法分	享保・横折紙か	*	C?
164	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	櫛引本郷村河内権現掃部	雞肋編所収文書(巻51)・山形市史207、 享保・横折紙か	*	C?
165	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	櫛引本郷村河内権現掃部	享保・横折紙か	*	C?
166	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	櫛引本郷村河内権現大夫	享保・横折紙か	*	C?
167	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	櫛引本郷村河内権現戸之内	享保・横折紙か	*	C?
168	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	庄内河北飛鳥観音寺衆徒	享保、『飽海郡誌 中』巻6、40・横折紙 か	*	C?
169	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	金注連	雞肋編所収文書(巻51)・山形市史207、 日枝神社文書SL105、享保・横折紙、乙	*	C
170	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	金峰山学頭坊	雞肋編所収文書(巻51)・山形市史207、 享保・横折紙か	*	C?
171	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	庄内鶴岡常念寺	常念寺文書(鶴岡市教育委員会写真)、 山形市史230、<雞肋編所収文書(巻 51)・山形市史208と同じか>、享保・ 横折紙、丙	*	C
172	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	高安寺隠居圓用院	雞肋編所収文書(巻51)・山形市史208、 享保・横折紙、乙	*	C
173	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	高安寺	雞肋編所収文書(巻51)・山形市史208、 県史368、享保・横折紙、乙	*	C
174	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	庄内鶴岡般若寺侍衣印	雞肋編所収文書(巻51)・山形市史208、 享保、目の幸一(鶴岡般若寺所蔵)・横 折紙か	*	C
175	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	藤嶋村法眼寺	雞肋編所収文書(巻123)・山形市史 211・横折紙か	*	C?
176	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	亀崎八幡別当	雞肋編所収文書(巻193)・山形市史211、 享保・横折紙か	*	C?
177	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	亀ヶ崎山王大夫	享保、『飽海郡誌上』巻3、129・横折紙、 乙	*	C
178	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	庄内河北落臥永泉寺	享保、鶴岡郷土資料館写真・横折紙、乙	*	C
179	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	金峰山権現仏供免	金峰山神社文書・山形市史227、享保・ 横折紙、乙	*	C
180	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	金峰山北之坊	享保・横折紙	*	C?
181	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	金峰山南之坊	享保・横折紙	*	C?
182	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	金峰山蔵王坊	享保・横折紙	*	C?
183	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	庄内河北蕨岡鳥海山衆徒 中	享保、『飽海郡誌上巻2』94・横折紙	*	C?
184	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	井岡村観音仏供灯明分	井岡寺文書・山形市史228、享保・横折 紙、乙	*	C
185	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	井岡村学頭	井岡寺文書・山形市史228、享保・横折 紙、乙	*	C
186	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	井岡村釈迦院	井岡寺文書・山形市史228、享保・横折 紙、乙	*	C
187	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	井岡村不退坊	井岡寺文書・山形市史229、享保・横折 紙、乙	*	C
188	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	井岡村威徳院	井岡寺文書・山形市史229、享保・横折 紙、乙	*	C
189	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	井岡村大学坊	井岡寺文書・山形市史229、享保・横折 紙、乙	*	C
190	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	井岡村円光坊	井岡寺文書・山形市史229、享保・横折 紙、乙	*	C
191	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	井岡村枝林坊	井岡寺文書・山形市史229、享保・横折 紙、乙	*	C
192	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	井岡村大夫	井岡寺文書、享保・横折紙か	*	C
193	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	井岡村堂聖	井岡寺文書、享保・横折紙か	*	C
194	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	井岡村戸内大夫	井岡寺文書、享保・横折紙か	*	C

最上義光文書の古文学 判物・印判状・書状 (松尾 剛次)

no	年月日	文書名	受取人	典拠・参照	花押形式	印判形式
118	1602 (慶長7) 年7月23日	最上義光知行宛行状	里見薩摩(景佐)	東根市史里見家文書1・横折紙	C2	*
119	1602 (慶長7) 年7月23日	最上義光知行宛行状	里見薩摩(景佐)	東根市史里見家文書2・横折紙	C2	*
120	1603 (慶長8) 年3月17日	最上義光詠歌額	千手堂	千手堂・山形市史313	*	*
121	1603 (慶長8) 年4月11日	最上義光知行宛行状	平清水下野	平清水文書・山形市史174・横折紙	A	*
122	?年5月5日	最上義光書状	新関因幡	山形市史161・横折紙	*	C
123	1604 (慶長9) 年閏8月2日	最上義光書状	北橋大学利長	最上川土地改良区所蔵・横折紙	C2	*
124	1606 (慶長11) 年1月3日	最上義光書状	志村伊豆、坂紀伊	東根市史里見家文書3・横折紙	C2	*
125	?1606 (慶長11) 年2月7日	最上義光書状	東根薩摩(景佐)	東根市史里見家文書5・横折紙	C2	*
126	?1606 (慶長11) 年2月7日	最上義光書状	志村伊豆、坂紀伊	東根市史里見家文書4・横折紙	C2	*
127	1609(慶長14)年2月18日	最上義光感状	平楽寺友衛門	最上義光歴史館の写真・横折紙	B1	*
128	?1609(慶長14)年9月1日	本多正信他連署状写	最上義光	県史上489	*	*
129	1610 (慶長15) 年6月26日	最上義光知行宛行状	平清水下野義行	平清水文書・山形市史174・縦紙	A	*
130	?1611 (慶長16) 年5月1日	最上義光書状	北橋大学	北橋利久氏(北館神社社主)所蔵文書・山形市史232・横折紙	D	*
131	1611 (慶長16) 年5月22日	最上義光寄進状	常念寺	常念寺文書・横折紙	*	C
132	?1611 (慶長16) 年6月10日	最上義光書状	北館大学・北館兵部少輔	北館文書・山形市史234・横折紙	C2	*
133	?1611 (慶長16) 年8月5日	最上義光書状写	北館大学	「目の幸」, 古代・中世史料上巻269	C2	*
134	1611 (慶長16) 年8月12日	最上義光受取状	つるか岡下ノ山王大夫	日枝神社文書2・切紙	*	C
135	1611 (慶長16) 年8月12日	最上義光受取状	きんほうみなみのほう	金峰神社文書・山形市史227・切紙	*	C
136	1611 (慶長16) 年8月12日	最上義光受取状	市田五左(右カ)衛門	庄内古文書影写集1(SL82-1)・山形市史213、県史424・切紙	*	C
137	1611 (慶長16) 年8月12日	最上義光受取状	とさひきさへもん	秋田藩家蔵文書45冊37丁、山形市史250・切紙か	*	C
138	1611 (慶長16) 年8月12日	最上義光受取状	なが山わかさ(長山若狭)	秋田藩家蔵文書・山形市史251・切紙か	*	C
139	1611 (慶長16) 年8月12日	最上義光受取状	鶴岡四所宮	「郷社春日神社調書」鶴岡市立郷土資料館SL2706・切紙か	*	C
140	?年10月14日	最上義光書状	小国撰津守	折原文書・山形市史176・横折紙	C2	*
141	1612 (慶長17) 年5月9日	最上義光安堵状写	戸沢金左衛門	秋田藩家蔵文書・山形市史250	*	C
142	1612 (慶長17) 年5月9日	最上義光安堵状写	高山喜兵衛	鶴岡高山昌久蔵、, 古代・中世史料上巻271、口絵に写真あり・横折紙、丙	*	C
143	1612 (慶長17) 年5月9日	最上義光安堵状写	長山若狭	秋田藩家蔵文書・山形市史251	*	C
144	1612 (慶長17) 年5月9日	最上義光安堵状	須佐太郎兵衛	須佐文書、県史375・横折紙、丙	*	C
145	1612 (慶長17) 年5月9日	最上義光安堵状	?	本橋大物忌神社所蔵文書・横折紙、乙	*	C
146	1612 (慶長17) 年5月9日	最上義光安堵状	?	雞肋編所収文書(巻200)・山形市史212・横折紙	*	C?
147	1612 (慶長17) 年5月9日	最上義光安堵状	市田五右衛門	雞肋編所収文書(巻200)・山形市史213、県史424・425・横折紙	*	C
148	1612 (慶長17) 年5月9日	最上義光安堵状	和田越中	雞肋編所収文書(巻200)・山形市史214	*	C?
149	1612 (慶長17) 年5月9日	最上義光安堵状	和田左衛門	雞肋編所収文書(巻200)・山形市史214	*	C?
150	1612 (慶長17) 年5月9日	最上義光安堵状	大津藤右衛門	大津文書・山形市史203・横折紙、丙	*	C
151	?1612(慶長17)年5月9日	最上義光書状	北橋大学	北橋文書・山形市史233	E	*
152	?1612(慶長17)年5月15日	最上義光書状	小国津の守	県史376	E	C
153	?1612(慶長17)年5月15日	最上義光書状	北橋大学	最上川土地改良区所蔵、狩川八幡神社文書・山形市史236・横折紙	*	C
154	??1612(慶長17)年5月18日	最上義光書状	北橋大学	狩川八幡神社文書・山形市史236	*	C
155	??1612(慶長17)年5月18日	最上義光書状	北橋大学	北橋文書・山形市史234・縦紙(横折紙を裁断し、貼り継ぎ1紙として使用)	*	C
156	?1612 (慶長17) 年年5月28日	最上義光書状	大津助丞とのへ	大津文書・山形市史204・横折紙か	E	C
157	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	河北一条八幡大夫衆	一条八幡神社文書、山形市史201、享保・横折紙	*	C
158	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	下山添村八幡戸之内	雞肋編所収文書(巻51)・山形市史207、享保・横折紙か	*	C?
159	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	下山添村八幡大夫	享保・横折紙か	*	C?

最上義光文書の古文学 判物・印判状・書状 (松尾 剛次)

no	年月日	文書名	受取人	典拠・参照	花押形式	印判形式
78	?天正年中7月29日	最上義光書状	?	古川市史7、156、249、鍋田家文書・竪紙	A	*
79	?1592(文禄1)年3月28日	最上義光書状	蔵増大膳亮	立石寺文書・山形市史171・切紙	B1	*
80	?1593(文禄2)年5月18日	最上義光書状	いらこ信濃	伊達文書・山形市史270・継紙	D	*
81	1594(文禄3)年1月28日	最上義光知行宛行状	光明寺	光明寺文書・山形市史161、県史211横折紙	B2	*
82	1594(文禄3)年5月日	最上義光制札写	光明寺	光明寺由来記、県史下298	?	?
83	1594(文禄3)年7月7日	最上義光寄進文言	光明寺	光明寺	*	B2
84	1595(文禄4)年11月8日	最上義光制札	鳥海・月山両所神?	鳥海・月山両所神社、県史下296	F	*
85	1598(慶長3)年8月2日	最上義光掟書	専称寺	専称寺文書・山形市史162・竪紙	C1	*
86	1599(慶長4)年8月27日	最上義光書状	中山玄蕃、志村伊豆守	常念寺文書、山形市史164・継紙	C1	*
87	1600(慶長5)年4月	最上義光伝馬証	(大行院)	朝日町史編集資料大沼大行院文書7号伝馬印・切紙	*	D
88	?1600(慶長5)年5月7日	最上義光書状写	仁賀保、赤津、滝沢	秋田藩家蔵文書・山形市史248	C1	*
89	?1600(慶長5)年7月7日	徳川家康書状写	最上義光	横手市史577、県史574	*	*
90	?1600(慶長5)年7月21日	最上義光書状	小野寺遠江守(義道)	山形県史15下、583頁、横手市史史料編中世補遺2、7頁・切紙	C1	*
91	?1600(慶長5)年7月23日	徳川家康書状写	最上義光	県史下、575	*	*
92	?1600(慶長5)年7月29日	徳川家康書状写	最上義光	県史下、575	*	*
93	?1600(慶長5)年8月13日	南部利直起請文写	最上義光	県史下、576	*	*
94	?1600(慶長5)年8月18日	最上義光書状写	直江山城守兼統	『山形県史』所収文書・山形市史291	?	?
95	1600(慶長5)年8月20日	最上義光起請文	戸沢九郎五郎(政盛)	戸沢文書・山形市史184・牛王宝印	C1	*
96	?1600(慶長5)年8月27日	徳川家康書状写	最上義光	県史下、575	*	*
97	?1600(慶長5)年8月28日	徳川家康書状写	最上義光	県史下、575	*	*
98	?1600(慶長5)年9月7日	最上義光書状	佐竹久四郎	國學院大學研究室文書・山形市史283	*	B
99	?1600(慶長5)年9月13日	最上義光書状	?	雞肋編所収文書(巻101)・山形市史209	F	*
100	1600(慶長5)年9月21日	最上義光願文写		山形県史下522、工藤文書(山大博物館所蔵)・竪紙	*	*
101	?1600(慶長5)年9月22日	最上義光書状	上野(留守政景)	留守文書・山形市史273	C1	*
102	?<1600(慶長5)年9月>23日	最上義光書状	上野(留守政景)	『性山公治家記録』所収文書・山形市史274、山形県史518(留守文書)	*	*
103	?1600(慶長5)年10月1日	最上義光書状	伊上州(留守政景)	留守文書・山形市史273・県史524	*	*
104	?1600(慶長5)年10月3日	最上義光書状	伊上州(留守政景)	留守文書・山形市史274・県史524・竪紙	*	*
105	?1600(慶長5)年10月8日	最上義光書状	秋藤(秋田実季)	秋田家文書、山形市史272、横手山形市史史料編古代・中世595、『山形県史』1003-1005・切紙	C1	*
106	?1600(慶長5)年10月13日	最上義光書状写	竹貫三河守	『山形県史』下565(会津四家合考所収文書)	?	?
107	?1600(慶長5)年10月15日	最上義光書状	伊上野(留守政景)	留守文書・山形市史273・折紙	C1	*
108	?1600(慶長5)年10月17日	徳川家康書状写	最上義光	県史下、575	*	*
109	?1600(慶長5)年10月20日	最上義光書状	伊上州(留守政景)	留守文書・山形市史274・竪紙	*	*
110	?1600(慶長5)年10月22日	最上義光書状	伊上州(留守政景)	留守文書・山形市史274・折紙	C1	*
111	?1600(慶長5)年10月24日	徳川家康書状写	最上義光	県史下、576	*	*
112	?1600(慶長5)年11月8日	最上義光書状	伊達政宗	伊達文書・山形市史182・183、大日本史料12-13、581	C	*
113	?1601(慶長6)年3月27日	最上義光書状	田辺内記	雞肋編所収文書(巻200)・山形市史213・石川文書・山形市史282・横折紙	C2?	*
114	?1601(慶長6)年3月27日	最上義光書状写	広川喜右衛門	雞肋編所収文書(巻200)・山形市史213・横折紙	C2?	*
115	?1601(慶長6)年3月27日	最上義光書状写	藤田守右衛門	雞肋編所収文書(巻200)・山形市史214・横折紙	C2?	*
116	?1601(慶長6)年3月27日	最上義光書状写	佐藤喜兵衛	山形県史400、目の幸所収文書・横折紙か	C2	*
117	?1601(慶長6)年6月21日	最上義光書状	下勘七郎	鶴岡市立郷土資料館・横折紙	*	*

最上義光文書の古文書学 判物・印判状・書状 (松尾 剛次)

no	年月日	文書名	受取人	典拠・参照	花押形式	印判形式
39	?1588 (天正 16) 年 2 月晦日	最上義光書状	岩屋能登守	秋田藩家蔵文書・山形市史 253、山形県史 475・堅紙	*	B2
40	?1588 (天正 16) 年 3 月 9 日	徳川家康書状写	最上義光	県史下、571	*	*
41	?1588 (天正 16) 年 3 月 17 日	徳川家康書状写	最上義光	県史下、572	*	*
42	?1588 (天正 16) 年 3 月 17 日	徳川家康書状写	最上義光	県史下、572	*	*
43	?1588 (天正 16) 年 3 月 28 日	最上義光書状	中山図書助	藤井文書・山形市史 200 (本間美術館) 山形県史 407・408・堅紙	*	B2
44	?1588 (天正 16) 年 4 月 6 日	徳川家康書状写	最上義光	県史下、572	*	*
45	?1588 (天正 16) 年 5 月 3 日	徳川家康書状写	最上義光	県史下、572	*	*
46	?1588 (天正 16) 年 5 月 17 日	最上義光書状	小介川治部少輔	県史 164・山形市史 289	*	B2
47	?1588 (天正 16) 年 7 月 8 日	最上義光書状	東	伊達文書・山形市史 265・266・堅紙 2 紙継	*	*
48	?1588 (天正 16) 年 7 月 18 日	最上義光書状	小介川治部大輔	秋田藩家蔵文書・山形市史 251・『山形県史』所収文書・山形市史 290	*	B2
49	?1588 (天正 16) 年 7 月 19 日	最上義光書状	戸蒔甲斐守	古文書雑纂 1、東史影本、県史 445	*	B カ
50	1588 (天正 16) 年 7 月 25 日	最上義光過所	末吉平次郎	県史下 581、東末吉文書・折紙	*	B
51	?天正 16 (1588) 年 8 月 13 日	最上義光書状写	仁賀保兵庫頭	秋田藩家蔵文書・山形市史 242	*	B2 カ
52	?天正 16 (1588) 年 8 月 25 日	最上義光書状	上下句長史	戸川安章氏所蔵・山形県史下 533・堅紙	*	B2
53	?1588(天正 16)年 9 月 9 日	最上義光書状写	葛西(晴信)	県史 166、古川市史 7、172	*	B
54	?1588(天正 16)年 10 月 11 日	最上義光書状	奥山丹波守	秋田藩家蔵文書・山形市史 250、横手山形市史 443、県史 465・堅紙	*	B2
55	?1588(天正 16)年 10 月 11 日	最上義光書状	戸蒔右京亮	戸蒔文書・山形市史 184・185・堅紙	*	B2
56	?1588(天正 16)年 10 月 11 日	最上義光書状	三坂越前守	三坂文書・山形市史 276・堅紙	*	B2
57	?天正 16 (1588) 年 11 月 5 日	最上義光書状	鈴木能登守	県史上 223	F	*
58	?1588(天正 16)年 11 月 8 日	最上義光書状	三坂越前守	三坂文書・山形市史 276・堅紙	*	B1
59	?1588(天正 16)年 18 日	最上義光書状	東	伊達文書・山形市史 266・267・268・269	*	*
60	?1588(天正 16)年	最上義光書状	東カ	伊達文書・山形市史 260・堅紙	*	*
61	?1588(天正 16)年	最上義光書状	東(よな沢たけこ)	伊達文書・山形市史 262・堅紙 2 紙継	*	*
62	?1589(天正 17)年 1 月 12 日	最上義光書状	石川内膳正(昭光カ)	越後古文書集雑文書・山形県史 917・918、『新潟県史 資料編 4 中世 2』332 頁・堅紙	*	B2
63	1589(天正 17)年?年 2 月 5 日	最上義光書状	玄悦	伊達文書・山形市史 269・堅紙	*	B2
64	1589(天正 17)年?年 2 月 12 日	最上義光書状	ひかし	伊達文書・山形市史 263・264・265・堅紙 4 紙継	*	*
65	1589 (天正 17) 年 2 月 20 日	最上義光安堵状	青木総兵衛(カ)	青木文書・山形市史 182・堅紙	*	C
66	?1589 (天正 17) 年 3 月 1 日	最上義光書状	ひがし	伊達文書・山形市史 262・堅紙 2 紙継	*	*
67	?1589 (天正 17) 年 13 日	最上義光書状	ひかし	伊達文書・山形市史 260・261・堅紙 2 紙継	*	*
68	?1589 (天正 17) 年 17 日	最上義光書状	ひかし	伊達文書・山形市史 259・堅紙 2 紙継	*	*
69	?1590 (天正 18) 年 2 月 4 日	徳川家康書状写	最上義光	県史下、573	*	*
70	?1590 (天正 18) 年 3 月 22 日	徳川家康書状写	最上義光	県史下、573	*	*
71	?1590 (天正 18) 年 4 月 27 日	最上義光書状	下国	松沢文書・山形市史 200・堅紙	*	B2
72	?1590 (天正 18) 年 7 月 4 日	最上義光書状	浅野(長政)	県史 993、大日本史料 12-13、581	A	*
73	?1591 (天正 19) 年 5 月 3 日	最上義光書状	?	庄司喜与太(大石田)氏所蔵、県史 169、吉江文書の原本・横折紙	B1	*
74	?1591 (天正 19) 年 7 月 28 日	相馬義胤書状写	最上義光	県史 446	?	?
75	?1591 (天正 19) 年 8 月 12 日	最上義光書状写	小介川治部少輔、仁賀保兵庫頭、滝沢又五郎、岩屋能登守、内越宮内少輔、	秋田藩家蔵文書 43-114・山形市史 249	B1	*
76	?1591 (天正 19) 年 9 月 3 日	最上義光書状	?	庄内古文書影写集 2、県史 15 上 358・堅紙	*	A
77	?天正年中 4 月 27 日	最上義光書状	片倉小十郎	片倉文書(東大史料)・山形市史 280、県史 848	*	B2

最上義光関連文書

no	年月日	文書名	受取人	典拠・参照	花押形式	印判形式
1	1570 (永祿 13) 年 1 月 吉日	最上義光言上状	立石寺	立石寺文書・山形市史 169	A	*
2	1572 (元亀 3) 年 3 月 17 日	最上義光知行宛行状写	萩生田弥五郎	秋田藩家蔵文書・山形市史 238・堅紙	A	*
3	?1577 (天正 5) 年 8 月 24 日	最上義光書状	白鳥長久カ	『武田喜八郎著作集 1』248 頁、天正 4、5 年頃とする・堅紙	*	B
4	?1578 (天正 6) 年 5 月 10 日	最上義光知行宛行状写	里見越後守	県史上 146	?	?
5	1579 (天正 7) 年 8 月 28 日	最上義光祈願状	湯殿山カ	県史上 258・山形市史 287・堅紙	A	*
6	?1581 (天正 9) 年 4 月 10 日	最上義光書状	和田美作守	安倍文書 (『湯沢山形市史』の口絵)・山形市史 258・堅紙	*	B1
7	?1581 (天正 9) 年 5 月 (梅) 16 日	最上義光書状写	(砂越) 也足軒	県史上 361	A?	*
8	?1581 (天正 9) 年 5 月 (梅) 19 日	最上義光書状写	西野修理亮 (道俊)	旧『山形県史 巻 1』(山形県内務部、1920) 636・山形市史 287	*	B
9	1581 (天正 9) 年 8 月 5 日	最上義光知行宛行状	神主 (神保) 八郎	専称寺文書・山形市史 162・堅紙	*	A
10	1581 (天正 9) 年 9 月 12 日	最上義光知行宛行状	卯鶴	高橋文書・山形市史 257・堅紙	*	C
11	?1582 (天正 10) 年 3 月 22 日	最上義光書状写	庭月和泉守	県史上 925	*	B
12	?1582 (天正 10) 年 8 月 7 日	最上義光書状	大崎殿 (義隆)	横手市史史料編古代・中世 417、古川市史 7、154	A	*
13	?1582 (天正 10) 年 11 月 25 日	最上義光書状	下国 (愛季)	『山形県史』所収文書・山形市史 288・堅紙	A	*
14	?1583 (天正 11) 年 4 月 1 日	最上義光書状写	古口 (秋穂飛驒)	県史上 162、山形市史 212	F	*
15	?1584 (天正 12) 年 2 月 21 日	最上義光書状	関口能登守	秋田藩家蔵文書・山形市史 238	*	B2
16	1584 (天正 12) 年 3 月 4 日	最上義光知行宛行状	山家九郎二郎	安倍文書・山形市史 258・堅紙	*	C
17	?1584 (天正 12) 年 5 月 13 日	最上義光書状	高森 (留守政景)	砂金文書、県史 528 頁、仙台市史 1 (別冊)・堅紙	A	*
18	?1584 (天正 12) 年 6 月 12 日	伊達政宗書状	最上義光	兵庫県立博物館・堅紙	*	*
19	?1584 (天正 12) 年 5 (梅) 月 27 日	最上義光書状	片倉小十郎	片倉文書、県史 848	*	B1 カ
20	?1585 (天正 13) 年 5 月 2 日	最上義光書状	庭月	国会図書館文書・山形市史 279、県史上 925・堅紙	*	B1
21	1585 (天正 13) 年 8 月 26 日	最上義光知行宛行状	鈴木九郎二郎	鈴木文書・山形市史 179・堅紙	*	B1
22	1586 (天正 14) 年 1 月 1 日	最上義光寄進状	立石寺衆徒	立石寺文書・山形市史 169・堅紙	*	B1
23	?1586 (天正 14) 年 1 月 7 日	最上義光書状	東禅寺筑前守	湯田川大塚甚内氏所蔵、古代・中世史料上巻 198、口絵に写真あり、『山形県史』377・堅紙	*	B1
24	?1586 (天正 14) 年 7 月 3 日	最上義光書状	伊泉大膳亮	山形市史 161、山形県史 444・堅紙 (鳥の子紙)	*	B1
25	? 1586 (天正 14) 年 8 月 5 日	最上義光書状	伊達 (政宗)	伊達文書・山形市史 269、県史 573・堅紙	*	B1
26	1587 (天正 15) 年 2 月 28 日	最上義光知行宛行状	境介次郎	岡田文書・山形市史 182、『河北町の文化財』河北町教育委員会、2004、122・堅紙 (鳥の子紙)	*	C
27	?1587 (天正 15) 年 5 月 11 日	最上義光書状	堀江長門守	堀江文書・山形市史 272、県史上 849、仙台山形市史 1、430・堅紙	*	B1
28	?1587 (天正 15) 年 6 月 14 日	最上義光書状	三坂越前守	三坂文書・山形市史 275・堅紙	*	B1
29	?1587 (天正 15) 年 6 月 18 日	最上義光書状	三坂越前守	三坂文書・山形市史 275・堅紙	*	B1
30	?1587 (天正 15) 年 7 月 2 日	最上義光書状	勝間田右馬亮	慈光明院文書・堅紙 (鳥の子紙)	*	B1
31	?1587 (天正 15) 年 10 月 22 日	最上義光書状	西野修理亮 (道俊)	藤田文書 (東大史料影写本)・堅紙か	*	B2
32	?1587 (天正 15) 年 11 月 24 日	最上義光書状	西野修理亮	本間美術館文書・山形市史 199・堅紙	*	B2
33	1588 (天正 16) 年 1 月 24 日	最上義光知行宛行状	?	吉田文書・山形市史 190	*	B
34	?1588 (天正 16) 年 2 月 1 日	最上義光書状	石川長門守 (隆重)	石川文書 (東大史料)・山形市史 281	*	B2
35	?1588 (天正 16) 年 2 月 6 日	最上義光書状写	庭月和泉守	県史 163	*	黒印カ
36	?1588 (天正 16) 年 2 月 12 日	最上義光書状写	?	経眼古文書所収文書、県史 403・404	*	B
37	?1588 (天正 16) 年 2 月 13 日	最上義光書状	沼辺 (隆茂)	武田文書・山形市史 168、山形県史 223・224、慈光明院文書・堅紙 (鳥の子紙)	*	B2
38	?1588 (天正 16) 年 2 月 16 日	最上義光書状写	庭月和泉守	県史上 925・山形市史 289	*	B

- * 45 井岡寺については、大沢敦志『井岡寺縁起』（井岡寺、二〇〇九）参照。
- * 46 鶴岡市郷土資料館「S1511」。本資料の所在を教えてくださいいただいた鶴岡市郷土資料館の秋保良氏に感謝の意を表します。
- * 47 本間勝喜『床内藩』（現代書館、二〇〇九）第三章による。
- * 48 「享保最上義光黒印状写」は末尾が欠けており作成の理由がはっきりしない。だが、鶴岡市郷土資料館所蔵「少将出羽守最上義光黒印状写」（遠藤正和算史料26）は「享保最上義光黒印状写」を完全に写しており、それにより「享保最上義光黒印状写」作成の理由がわかる。
- * 49 「享保最上義光黒印状写」に基づいて『荘内史料集 古代・中世史料 上』（鶴岡郷土資料館、二〇〇二）二九九・三〇〇頁に黒印状が図表化されている。
- * 50 たとえば鶴岡般若寺の場合（表171）は寺の「堪忍分」（維持費）として最上義光の倉米（直轄倉）が支給されている。
- * 51 『雞肋編所収文書』（巻51）『山形市史史料編1最上氏関係史料』（前注（2））V二〇八頁。
- * 52 『山形市史史料編1最上氏関係史料』（前注（2））V二三〇頁。
- * 53 田中淑子氏所蔵文書。
- * 54 「最上義光関連文書」表の「典拠・備考」欄の甲・乙・丙という記述参照。
- * 55 「金峰神社文書」「山形市史史料編1最上氏関係史料」（前注（2））V二二七頁の原頼秀添状の字と乙の筆跡は似ている。
- * 56 『山形市史史料編1最上氏関係史料』（前注（2））V二〇三頁。本文書の写真が『最上義光歴史館開館記念展図録』（山形市教育委員会、一九八九）に掲載している。
- * 57 『山形市史 中巻 近世編』（前注（1））V、六三頁）では最上義光の兵が慶長五（一六〇〇）年頃一万名であったとするが、『最上記』「於天童原馬揃之事」では庄内の家臣の騎馬数は二五〇騎だったという。
- * 58 佐藤進一『新版 古文書学入門』（前注（3））V一六二・一六三頁。
- * 59 『山形市史史料編1最上氏関係史料』（前注（2））V一六五頁。
- * 60 鶴岡市立郷土資料室所蔵「日枝神社文書」二。
- * 61 『鶴岡市史資料編 荘内史料集 古代・中世史料 上』（鶴岡市、二〇〇二）。
- * 62 「寛永諸家譜（最上氏）」（『山形市史史料編1最上氏関係史料』（前注（2）））
- V）九頁。
- * 63 『新編 庄内人名辞典』（庄内人名辞典刊行会、一九八六）の原美濃頼秀、進藤但馬安清の項目参照。
- * 64 最上義光歴史館のホームページ「最上家臣余録」を参照されたい。
- * 65 『山形市史史料編1最上氏関係史料』（前注（2））V一六一頁。
- * 66 『鶴岡市史 上巻』（鶴岡市役所、一九六二）一六一頁。
- * 67 『山形市史 中巻 近世編』（前注（1））V六三頁。
- * 68 『山形市史 中巻 近世編』（前注（1））V六六頁によれば、本城豊前守の四万五千石を最高に、一万石以上の上級武士が一五人もいた。
- * 69 『鶴岡市史 上巻』（前注（66））V一九五頁。
- * 70 『飽海郡誌 上巻3』（名著出版、一九七三）一七七頁参照。

付記

本稿作成に際して、井岡寺、慈光明院、光明寺他の御協力を得ました。記して感謝の意を表します。

と記したのは、花押が捺されていることはわかっているが、どの型のかかわらないものである。

- * 10 大沢慶尋『青葉城資料展示館研究報告 特別号』（青葉城資料展示館、二〇〇一）三三頁では元龜元年に義光が家督を継いだとする。
- * 11 大沢『青葉城資料展示館研究報告 特別号』△前注(10)▽四六頁では、萩生田を「最上義光分限帳」に見える高百石の義光配下の下級武士とする。
- * 12 『山形市史史料編1最上氏関係史料』△前注(2)▽二三八頁。
- * 13 『東根市史 編集資料 第八号 里見家文書 1』（東根市、一九八〇）一頁。
- * 14 『東根市史 編集資料 第八号 里見家文書 2』△前注(13)▽一頁。
- * 15 『山形市史史料編1最上氏関係史料』△前注(2)▽九三頁では里見(東根)景佐の子源右衛門(親宜)が「高巻万式千石」と記載されている。里見氏については、『東根市史 通史編上巻』（東根市、一九九五）二九五頁など参照。
- * 16 平清水氏は「最上義光分限帳」には見えない。だが、武田喜八郎のご教示によれば山形市内の長源寺に伝わる「最上義光分限帳」には見えるという。ただ、残念なことに長源寺の「最上義光分限帳」を見ることができない。
- * 17 『山形市史史料編1最上氏関係史料』△前注(2)▽一七四頁。
- * 18 『山形市史史料編1最上氏関係史料』△前注(2)▽一七四頁。
- * 19 『山形県史 古代中世史料1資料編15上』△前注(2)▽三五三頁。
- * 20 『新編庄内人名辞典』（庄内人名辞典刊行会、一九八六）の「下勘七郎」の項参照。
- * 21 史料(14)・(15)のように、平清水氏には慶長八年段階ではA型花押が捺された横折紙の判物から、慶長一五年では縦紙の判物が出されている。それは平清水氏が千石扶持から三千石扶持の武将へ出世したことによるのである。
- * 22 印判状については佐藤進一『新版 古文書学入門』△前注(2)▽など参照。
- * 23 『山形市史 中巻』△前注(1)▽一五〇～一五三頁。
- * 24 鈴木「最上義光の印判状」△前注(1)▽参照。
- * 25 『山形市史史料編1最上氏関係史料』△前注(2)▽一六二頁。
- * 26 庄内古文書影写集所収文書『山形県史 古代中世史料1』△前注(2)▽三五八頁。
- * 27 『山形市史史料編1最上氏関係史料』△前注(2)▽一六二頁。
- * 28 『山形市史 中巻』△前注(1)▽一五一頁。
- * 29 武田『武田喜八郎著作集 巻1』△前注(1)▽二〇三頁。
- * 30 安部俊治「庄内占領を記す未紹介の最上義光書状について」(『本間美術館だより』五号、一九九九)によればB1型とB2型とは天正一五年一〇月の庄内占領を画期として変化があり、B1型からB2型へ変わったとする。表では、No.56の最上義光の一一月八日附三坂越前守宛書状が天正一五年一〇月以後でB1型の印章が捺されている。しかし、内容的には天正一五年一〇月以前でもよい。後考を期したい。
- * 31 『山形市史史料編1最上氏関係史料』△前注(2)▽一六九頁。
- * 32 『山形市史史料編1最上氏関係史料』△前注(2)▽一七〇頁には本最上義光寄進状の写真が掲載されている。
- * 33 『山形市史史料編1最上氏関係史料』△前注(2)▽一七〇頁。
- * 34 『日本国語大辞典6』（小学館、二〇〇一）の「七徳」による。
- * 35 『日本国語大辞典』、鈴木「最上義光の印判状」△前注(1)▽九頁。
- * 36 『山形県史 古代中世史料1』△前注(2)▽三三〇頁。
- * 37 鈴木「最上義光の印判状」△前注(1)▽。
- * 38 武田『武田喜八郎著作集 巻1』△前注(1)▽二〇三頁。
- * 39 武田『武田喜八郎著作集 巻1』△前注(1)▽二四四頁に写真がある。
- * 40 その事情とは、光明寺が一時期無住となり、火災もあったりしたので、最上義俊にもどされた。これについては、松尾「近世の仏教7」(『大法輪』二〇一三年一月号)参照。
- * 41 『山形市史史料編1最上氏関係史料』△前注(2)▽二五七頁。
- * 42 『山形市史史料編1最上氏関係史料』△前注(2)▽には、史料(12)のような遠賀神社関係の文書は翻刻されていない。大沢敦志氏より井岡寺文書の貸与を受け、調査することができた。ご協力に感謝の意を表します。
- * 43 井岡寺文書(『山形市史史料編1最上氏関係史料』△前注(2)▽)二二八頁。
- * 44 井岡寺文書。前注(42)参照。

に支配をゆだねた地域の支配が進んだ時期で、義光による判物・印判状の発給が少なかったことによるのだろう。こうした判物・印判状と書状との関係は他の東北の戦国大名にも当てはまるかもしれない。

さらに、それらが、寺社宛に数多く伝来していることから、従来は最上義光の宗教心の篤さを示すものとされた^{*69}。ところが、それらは、慶長一七(一六一二)年五月九日付黒印状一〇点(表141~150)のように武士にも出されている。管見に及んだ残存例は一〇点とはいえ、二〇〇人を超える武士にも出されたと推測される。とりわけ、横折紙にC型黒印状は、大量発給に使われたものであり、それが大量に出されたのは、最上義光の信仰心の篤さを示すというよりも、慶長一七(一六一二)年五、六月が、庄内を含めた最上領五七万石における最上氏支配の確立を告げる画期であったことを示すものである。

もつとも、この慶長一七(一六一二)年の黒印状は、江戸時代においても決定的な意義を有した。元和八(一六二二)年の最上家改易以後に入部した酒井家は、義光黒印状を有する寺院を保護した。酒井家の寄付により朱印状をいただいた寺院とともに、そうした寺(社)領の売買・質入れを禁じた^{*70}。それゆえ、最上義光の黒印状は江戸時代においても重要な意義をもったのである。それこそ、村山・最上地方のはほとんど残っていないのに対して、庄内地方には義光黒印状が多数残存し、先述した「享保最上義光黒印状写」などが作成された重要な背景であったといえよう。

*1 菅田慶恩『奥羽の驍将―最上義光』(人物往来社、一九六七)、『山形市史 中巻 近世編』(山形市、一九七二)。栗野俊之『戦国大名最上氏の領国形成と羽州探題職』(『駒沢史学』二八、一九八二)。最上義光文書の古文書学的考察は、『山形市史 中巻 近世編』の執筆者の一人であった武田喜八郎の著作集である『武田喜八郎著作集 巻1 山形県文化史の諸研究』(小松印

刷所、二〇〇七)が詳しい。それは基本的な研究と評価できる。しかし、典拠が示されておらず、追検証が困難である。また、依拠した文書も一〇〇を超える程度に過ぎない。鈴木勲「最上義光の印判状 特に伝馬印証状を中心として」(『羽陽文化』一〇七、一九七八)、片桐繁雄「最上義光の風景」(山形商工会議所、二〇〇九)も参照。拙稿「山形市宝光院と文殊菩薩騎獅像」(『山形大学大学院社会文化システム研究紀要六』、二〇〇九)、拙稿「最上義光にみる生き方」(山形大学都市・地域学研究所編『山形学』(山形大学出版会、二〇一一)、保角里志「南出羽の戦国を読む」(高志書院、二〇一一)も参照。なお、『横手市史 史料編 古代・中世』(横手市史、二〇〇六)も大いに参考となった。

*2 『山形市史史料編1最上氏関係史料』(山形市、一九七三)、『山形県史 古代中世史料1資料編15上』(山形県、一九七七)。『山形県史 古代中世史料2資料編15下』(山形県、一九七九)。

*3 武田『武田喜八郎著作集 巻1』(前注(1))V一七六頁。

*4 ここでは最上義光が発給または受信した文書のことである。なお、本稿では、義光の跡を継いだ家親、家信の文書は扱っていない(別の機会に論じる予定である)。彼らはほとんど花押を捺した判物と書状を出している。

*5 判物、印判状については佐藤進一『新版 古文書学入門』(法政大学出版会、一九九七)、有光友學編『戦国期印章・印判状の研究』(岩田書院、二〇〇六)など参照。

*6 山室恭子『中世に生まれた近世』(吉川弘文館、一九九一)二二九頁など。

*7 大石直正『東北大名の書状と印判状』(『中世日本列島の地域性』(名著出版、一九九七)。

*8 平成二五(二〇一三)年時点で、最上義守(義光の父)、義光、義康(義光の長男)、家親(次男)、家信(孫) 関係文書は四〇〇点を超える。山室氏が依拠したのは二六四点のようである。

*9 花押と印判の分類は『武田喜八郎著作集 巻1 山形県文化史の諸研究』(前注(1))V一七九~一八二頁に、ひとまず従った。ただし、武田氏は典拠などを明記していないために、すべての文書を再調査せざるを得なかった。また、所有者が代わっていたり、散逸していたり、残念ながら、すべての最上義光文書の原本調査ができなかった。「最上義光文書」表の花押欄でF

徴として判物、印判状よりも花押や印判の据えられた書状が多い点を指摘されている。そのことは、最上義光文書については、判物に限れば見えるが、印判状と比較すればあてはまらない。

管見に及んだ最上義光書状は一四二例で、残存する判物・印判状の総数よりも少ないが、比較的多数残っている。そのうち、花押が据えられたものは五七例がある。それらのうち、不明のもの一二例を除くとA型花押が据えられたものは六例、B型花押は三例、C型花押は二七例、D型は二例、E型は七例ある。C型花押の書状が多いことがわかる。しかも、C型のうち、九例は横折紙が使われている。

他方、印判が据えられた書状は六二例あり、そのうち、不明のもの一例を除くと、A型の印判が据えられたのは一例、B型の印判は四六例、C型の印判は一四例である。すなわち、B型が圧倒的に数が多いことがわかる。とすれば、先述したようにB型は基本的に書状用に使用されたものであったと考えられる。

ところで、史料(19)の某年五月五日付最上義光書状^{*65}は、新関因幡(一六一六二四)から送られた端午の節句の祝物(板物二反と酒肴)への礼状である。新関因幡は、「最上義光分限帳」によれば、知行高六五〇〇石の武将で、慶長六(一六〇一)年以降最上氏改易まで、鶴岡城代であった^{*66}。

史料(19)

以上
為端午之祝儀、板物式端・酒肴到来候、幾久珍重目出候、猶重而可申越候、謹言

五月五日

義光(小黒印)

新関いなはとのへ

その文書は、横折紙(下部は裁断されている)に、C型小黒印である。端午の節句のお祝いの際には、義光のもとに家臣たちから数多くの祝儀が届き、一斉に礼状を書いたはずである。とりわけ、家臣が一万を超えるようになる^{*67}、横折紙にC型の小黒印を使ったと推測される。とすれば、本文書は、慶長六年以降最上氏改易(一六二二)年までのものとなる。

おわりに

以上、最上義光の判物、印判状、書状について分析した。残存する最上義光の文書分析からも、判物と比して、比較的多くの書状が出されたことがわかる。とりわけ、天正期には多くの書状が残っている。

また、当初、判物で出されていた知行宛行なども印判状で出すようになるが、慶長六年以降においても判物で知行宛行を行っているように、印判状が判物にとってかわってしまったわけではない。それは、有力家臣団(万石を超える石高を有する家臣が一五人^{*68})の存在が、印判状による知行宛行や安堵などを嫌い、より義光の人格性が表れる判物を好んだことによると考えられる。

ところで、先述のように印判状は、戦国大名の官僚制発展の指標とされる。最上義光は天正九(一五八一)年以来印判状を発給した。とりわけ慶長五(一六〇〇)年の長谷堂合戦(奥羽の関ヶ原合戦と言われる)に勝利し、江戸幕府体制下で五七万石の大大名となると、横折紙にC型印判状を庄内地域などに大量発給した。それは、有力家臣に支配をゆだねた村山地域とは異なり、庄内地域は慶長六年以後に義光が新たに獲得した地域で、有力な家臣がおらず、義光の吏僚(原頼秀、進藤安清ほか)を使った官僚的支配が容易であった地域であったからであろう。他方、天正期に書状が多いのは、その時期は村山、新庄といった結局は有力家臣

横折紙に小黒印であり、おそらく大量発給された文書のうちの一点と考えられる。

村山地域には、最上義光文書の残存が少ない。だが、この常念寺文書から判断すると、最上義光は、村山地域においても、慶長一六年五月二日付で、翌年庄内地域で行ったように、土地の寄進を一斉に行つたと推測される。

ようするに、慶長一六、一七年は最上領五七万石における最上氏支配の確立を告げる画期であつた。

第三節 切紙のC型小黒印状

ところで、C型小黒印状には、切紙のものもある。管見によれば、表のように六点あり、いずれも慶長一六(一六一一)年八月二日付のものである。

史料(18)の文書は、「日枝神社文書」で、私が新たに発見した最上義光文書である*60。もつとも、それは、『鶴岡市史資料編 庄内史料集 古代・中世史料 上』*61において、すでに翻刻・紹介されてきたが、それでは、残念なことに年付けの下にある最上義光の黒印が見過ごされてきた。

ところが、日枝神社文書の現物を見ると、年付けの下に最上義光の黒印がある。それゆえ、最上義光文書といえる。

史料(18)

覚

一、 御まほり

一、 あふき 式ほん

一、 銀子 三匁

以上

つるか岡

下ノ山王大夫

慶長十六亥年八月十二日

(義光黒印)

御位之御しうきとして、わさとまてにさしあけ申され候、御めてたふく

(原)の

(進藤)の
たちま

最上義光は、慶長一六(一六一一)年三月三日付で従四位上少將に就任した*62。すなわち、切紙のC型小黒印状は、いずれも従四位上少將就任へ対する御祝儀への礼状で、原美濃頼秀、進藤但馬安清が義光の命令を奉じている。内容は受取状であるが、年付けがあるように、単なる私信ではなく、公的な意味があつたと考えられる。とはいえ、奉行が義光の命令を奉じており、用紙は切紙が使われている点に大きな特徴がある。

とりわけ、史料(18)の文書は、写ではなく、原史料(大きさは縦三四・二、横一七・二)で大変貴重である。原美濃頼秀、進藤但馬安清は、各々、尾浦(大山)城代下秀久、亀ヶ崎(酒田)城代志村光安の家臣であつた*63。原美濃は大山城主下対馬守(治右衛門)の家老、進藤但馬は亀ヶ崎城主志村光安・光惟の家老であると考えられている*64。本文書からも、彼らが最上義光の意を受けて、庄内支配の実務を担う吏僚であつたことがわかる。

第四節 花押や印判の据えられた書状

先述のように、大石直正氏は、伊達政宗文書などから、東北大名の特

(15)と、先の井岡寺の義光印判状と比較すると、いずれも筆跡が異なり、三人の右筆の存在が明らかとなる。すなわち、義光が自ら印判を据えているが、他の部分は別人が書いたのである。これは当時、義光くらいの大名になれば、よくあることである。大名たちは、自分で書くことは珍しいほどで、右筆という秘書的な人物に代書させていたのである。義光もそうであった。

とすれば、その右筆に少なくとも三人いたことになる。仮に、甲と乙と丙としよう。そういう目で、既知の慶長一七年六月四日附の最上義光文書の原史料の写真などを見ると、やはり甲・乙・丙三人の右筆の手で書かれている^{*54}。現時点では、乙が原美濃頼秀らしい^{*55}が、甲と丙の人物は特定できていない。それは今後の課題である。原美濃頼秀とともに、庄内支配の実務を担当した進藤但馬といった吏僚かもしれない。

さらに注目すべきことに、史料(16)のように、慶長一七年五月九日にも横折紙のC型印判状が武士に対しても多数出されている。

史料(16)^{*56}

仮遣之知行之事、式百五十石、但四物成、永代可致安堵者也、仍如件

慶長十七年

五月九日

大津藤右衛門とのへ

義光(小黒印)

史料(16)は、最上義光が慶長一七年五月九日附で大津藤右衛門に対して、先に仮に遣わしていた生産高二百五〇石で、年貢率が四割の土地を永代に安堵することを伝えている。その文書の様式は、横折紙に小黒印という具合に、慶長一七年六月四日附最上義光寄進状と同じである。また、史料(16)の筆跡は先述の丙のものである。そうした文書は一〇点が伝わっている。すなわち、武士に対しても発給されている。庄内は、慶長六年以後、新たに獲得した地域であり、庄内の二〇〇を越える武士

^{*57}へも出されたのであろう。

とすれば、C型黒印は、横折紙と併用した場合は、大量発給の際に使われたと考えられる。そもそも、徳川家康は、慶長五(一六〇〇)年九月の関ヶ原合戦に勝利したが、最上義光は家康に味方したために、慶長六(一六〇一)年には庄内地方も獲得し、五七万石の大大名となった。その結果、文書の発給方式に関しても、最上領統治のために、原則が確立していたと考えられる。

ところで、古文書学的には、横折紙は、縦紙に比較して薄札であり^{*58}、大量な発給に向いている。さらに、C型黒印も、B型のものよりも、はるかに小型で、捺しやすものである。それゆえ、大量発給に際してC型の小黒印と横折紙がセットで使用されたのではないかと考えられる。

もしこうした仮説が成り立つとすれば、慶長六年以後において、C型黒印と横折紙のセットの文書が一点でも残っていたとすれば、その時期に一〇〇点をも超える大量発給がなされたのではないかと推測される。

山形市の常念寺文書には、史料(17)のように、横折紙の慶長一六(一六一)年五月二二日付の最上義光C型黒印状が残っている^{*59}。

史料(17)

乍少中野之内知行百石之所、進之候、地之有所、伊豆備後お尋尤候目出候、

慶長十六年

五月廿二日 義光(黒印)

常念寺

参

すなわち、最上義光が常念寺(現、山形市)に中野の内の百石の知行地を寄進したことを伝えている。本文書は、慶長六年以降の文書で、かつ

飽海郡ごとに、寺社、御子、百姓までに出された最上義光の黒印状が書写されている。その数は一二七箇所であった。ところが、享保六年の際には、七箇寺・社の黒印状が見つからず、享保一一年に、焼失などの理由を添えたうえで、石高数(生産高)のみを書いて提出している。

これにより、一二七通の黒印状の写と、現物は焼失したが、写しが取られていた最勝寺分を合わせて一二八通の黒印状の写を知ることができた。その結果、現物ではない写だとしても、一二八通(そのうち七四点は未知)の最上義光文書を見いだすことができた。それらは、すべて慶長一七年六月四日附の最上義光知行寄進状であり、ようするに寺社ほか土地を与えることを内容としている。先述の井岡寺文書のような義光C型印判状が一二八通以上も同一日附で一斉に出されたことがわかる。

この「享保最上義光黒印状写」は、江戸時代のもので、最上義光研究では従来ほとんど注目されてこなかった*49。しかしながら、「享保最上義光黒印状写」と残存する現史料との比較によって慶長一七年六月四日附最上義光知行C型小黒印状の全体像がほぼわかるという意味で大いに重要な史料である。

まず注目されるのは表を見れば明らかなく、寄付の対象により大きく三形式の文書があったことがわかる。すなわち、後述する例外*50はあるにせよ、寺院には「灯明供物之料」として、神社関係者には「神前掃除等之料」として土地を寄付し、その土地の年貢率は五割であった。さらに、数は少ないけれど土地ではなく蔵米が寄付される場合もあった。

先述の史料(11)・史料(12)は、井岡寺とその鎮守遠賀神社に対する寄付であり、前者は寄付目的が「灯明供物之料」、後者は「神前掃除等之料」として土地を寄付している。こうした「灯明供物之料」、「神前掃除等之料」を名目とするのがほとんどだが、例外的に史料(13)、史料(14)のような例もある。

史料(13)*51

為御堪忍分、蔵米六拾五表進覧候、仍如件

少将出羽守

慶長十七年六月四日

義光

庄内鶴岡般若寺侍衣印

史料(14)*52

御寺領合百三拾八石八升四合、但半物成、此内七拾九石四合者、添川之内二有之、其外者倉米二而進之候、永算万安、禱当家之延長可給者也、仍如件

少将出羽守

慶長十七年六月四日

義光(小黒印)

庄内鶴岡

常念寺

史料(13)は般若寺(鶴岡市)に、史料(14)は常念寺(鶴岡市)に出された最上義光黒印状である。それらはいずれも寺院だが、「御堪忍分」「御寺領」という名目で寄付がなされている。注目されるのは、蔵米(義光の直轄の蔵米)からも支給されることがあったのである。

次に注目されるのは、筆跡の相違から三人の右筆の存在がわかる点だ。

史料(15)*53

為神前掃除等之料、式石之所、但半物成附置候、弥可抽勤節者也、仍如件

慶長拾七年

少将出羽守

六月四日

義光(小黒印)

下山添村之

八幡役者免

紙幅の関係から写真は省略せざるを得なかったが、史料(14)と史料

少将出羽守

慶長十七年

六月四日 義光

井岡村

御子

史料(11)は、最上義光が、慶長一七(一六二二)年六月四日付けで、「灯明供物之料」として、「貳拾石八斗七升」(それは、「半物成」すなわち、年貢はその土地からとれる収量の半分)の土地を井岡村の観音仏供灯明分に寄付したことを表している。史料(12)は最上義光が「神前掃除料」として三石五斗四升貳合の地を御子に寄付したものである。

井岡寺は、大日山井岡寺といひ山形県鶴岡市に所在し、真言宗智山派の寺院である。井岡寺は、寺伝によれば、天長二(八二五)年に淳和天皇第三皇子基貞卿が阿伽井坊遠賀廻井寺として開いたといふ^{*45}。

この井岡寺には、慶長一七年六月四日付けの最上義光寄進状が、原史料八点・写一三点も伝わっている。写一三点の内、五点は井岡寺鎮守遠賀神社に関わる文書で、明治の廃仏毀釈に際して写が作られて、原史料は神社へ渡され、今はないという。このように井岡寺には、二一点、その内八点は原史料という数多くの最上義光文書(小黒印)が伝わるようになった。史料(11)などの原史料の方は、既知のもので、いずれもすでに『山形市史』で紹介されている。他方、史料(12)など遠賀神社に関わる文書五点は明治の写しではあるにせよ、作成の理由がはっきりしている最上義光文書の写であるにもかかわらず、一切無視されてきた。それらの五点の文書は、遠賀神社に関わるもので、いずれも「神前掃除等之料」として土地を寄付したものである。宛名の「御子」という表現からも、遠賀神社に関わるものであることがわかる。

井岡寺文書は、そうした二一点もの最上義光文書を伝えるだけではな

い。それらが、いずれも、裁断がなされていないために、オリジナルの形態を知ることができるという意味でも貴重である。先に触れた史料(11)の大きさは、縦三五・七、横五三・九センチである。他の井岡寺の最上義光文書も、ほぼ縦三六・〇、横五四・〇センチ前後である。しかも、横折紙に使用している。現存する最上義光文書の多くは、写であったり、現物も、裏打ちの際に裁断されて、オリジナルの状態を知るのは困難であるが、井岡寺文書により、慶長一七年六月四日付の最上義光黒印文書の形態的な分析が可能となる。ようするに、紙の大きさは、縦三六・〇、横五四・〇センチの紙を横折紙に使用し、縦二・二、横一・一センチのC型黒印が捺されたと考えられる。

第二節 横折紙のC型小黒印状

ところで、鶴岡市郷土資料館には、表紙に「左衛門尉領内庄内式郡之内最上出羽守殿黒印所持之寺社有之候、右黒印之写^{*46}」(享保最上義光黒印状写)と略すと書かれた冊子がある。その表紙の意味するのは、「左衛門尉、すなわち第六代庄内藩藩主酒井忠真^{*47}の領内である庄内二郡の内、最上義光の黒印状を所持している寺社があり、その黒印状の写」というものである。ようするに、史料(11)、史料(12)のような慶長一七年六月四日附の最上義光寄進状を持っている寺社を書き上げ、各々の黒印状が書写されている。それは、当初、享保六(一七二二)年の「町歩御帳改め」に際して奉行所に黒印状の提出が求められたが、その際に黒印状が見つからなかった七か寺分も加えて、庄内藩の御用につき享保一一(一七二六)年に書き上げられ、江戸に提出された^{*48}ものだ。

それには、「右、田川郡・飽海郡の内、黒印所持の寺数は合わせて六八か寺、社家数は五九人、ただし御子あるいは百姓なども社家の人数の内書き加えている。都合一二七か所」とある。庄内二郡である田川郡、

して書かれた寄進文言の筆跡と文禄三(一五九四)年七月七日付の寄進文言の筆跡とは全く同じであり、義光のB型印判は寛永八(一六三二)年の再寄進に際して捺されたと考えられる。そこで、ここでは一つの仮説を出しておきたい。

すなわち、A型とB型はC型によってとって代われ、しだいに発給されなくなつた、と推測される。というのも、C型というのはA型・B型から分かれたと考えられるからだ。C型がA型の真中の「七得」(B型は「七得」ではないが、「七」の部分であることは明らかである)。

以上、最上義光の四種類の印判について見てみた。従来は、B型が目されてきた。だが、それはほとんどが書状用に用いられている。他方、天正九年九月以来慶長期まで発給されるなど最も使用頻度が高いC型の役割こそ大いに注目される。そこで、以下、C型印判に注目する。

第二章 C型小黒印の印判状

第一節 C型小黒印状

先述したように、C型は、最も使用頻度が高く一六八例も管見に及んでいる。とりわけ、安堵、知行宛行、寄進などを内容とするいわゆる印判状は一五三例、書状は一五例と印判状が圧倒的に多いことが特徴といえる。そこで、C型の黒印が捺された印判状を見てみよう。

まず、指摘できるのは、C型印判状の用紙に注目すると縦紙、横折紙、切紙の三種類があることだ。

史料(10)*⁴¹

今度山内之儀、壹廻之奉公付而、安藤九郎兵衛成敗之地為取置候、於末代可致知行候也、

義光(小黒印)

天正九年辛巳九月十二日

卯鶴殿

史料(10)のように、天正九(一五八一)年九月一二日付で卯鶴に対して「安藤九郎兵衛成敗之地」を宛行っている。これが最も早い時期のC型印判状であるが、縦紙でまず出されたことが注目される。

ところが、慶長期にはC型印判状が横折紙で出されている。そこで、横折紙のC型印判状を見てみよう。とりわけ、慶長一七(一六一二)年六月四日には、前年の検地を踏まえて、庄内二郡と由利郡内の寺社・武士のみならず有力農民である肝入らに対して、一〇〇通以上の土地寄進状を発給した。それらは、いずれも横折紙に、C型黒印(小黒印)が捺されている。

史料(11)と史料(12)は、井岡寺(山形県鶴岡市)に伝わった文書*⁴²である。

史料(11)*⁴³

為灯明供物之料、貳拾石八斗七升之所、但半物成、令寄進候了、永算万安可被奉祈当家之延長者也、仍如件、

少将出羽守

慶長十七年

六月四日 義光(小黒印)

井岡村

観音仏供灯明分

史料(12)*⁴⁴

為神前掃除等之料、三石五斗四升貳合之地、但半物成附置候、弥可抽勤節者也、仍如件、

仕候、五百地佐藤中務丞、壹貫五十地東海林内匠、八百地同右馬助、五百地同二郎兵衛柱之分荒屋二畑參百地、斎藤太郎衛門尉、都合貳貫八百五十地二候、從此地毎年油伍斗七升宛罷出候、(中略)油無斷絶様可有之候、彼是以神慮、御親子寿福増長・武運長久・如意成就之加護、所仰之状、仍如斯

山形近習

浦山源左衛門尉

光種(花押)

天正拾四年丙戌正月一日

史料(9)は、史料(8)を受けて同日付で最上義光の近習浦山光種が出した添状である。史料(8)では大まかな寄進内容しか書いてない。この浦山の添状によって具体的に重澄郷内の畑であつて、荒屋が作人で、佐藤中務丞等が領有する「二貫八百五十」の土地から、「毎年油伍斗七升」を取るといった具体的な寄進内容が記されている。このように義光の宛行状や寄進状が出されると、義光の近習や担当奉行の添状が出されたと考えられるが、この天正一四年正月一日の寄進のケースは、義光寄進状とその寄進実施過程がわかる貴重な事例である。

次に注目されるのは、B型の印判の据えられた文書の大部分は書状で、宛行状、寄進状など、いわゆる印判状は四例しかない点である。すなわち、後述のC型と比較してB型は書状に多く用いられたようである。この点は注意すべき事柄であろう。

C型は、楕円形に「七」と「得」の文字がある小黒印である。この七得は、七徳のことであろう。すなわち、「春秋左伝」宣公一二年(紀元前五九七年)によれば、武の七つの徳を意味するという。その七徳とは、暴を禁じ、兵を治め、大を保ち、功を定め、民を安じ、衆を和せしめ、財を豊にすることである^{*34}。最上義光は、そうした武の七徳を理想としたの

であろう。

C型は、表のように天正九(一五八一)年九月一二日以後、慶長一八(一六一三)年七月二五日まで発給されているのが確認されている。すなわち、義光文書の全体を理解するうえで鍵となる印判である。C型は種々の用途に用いられている。本稿では小黒印とも表記する。管見に及んだものはC型は一六八例と印判の据えられた文書の中でもっとも数多く発給された。

D型は、A-C型とは大きく異なり、文字は「山紀樞」とある。山は山形、紀は道、樞はかいばおけ、または馬小屋の意味である^{*35}。D型は、伝馬印で大沼大行院に伝わった慶長五(一六〇〇)年四月日付け文書^{*36}(伝馬印証)に見られる。この伝馬印判状については、鈴木勲氏の研究^{*37}が詳しいので、詳しくはそれに譲る。こうした伝馬印証は数多く出されたはずだが、現在は二例しか知られていない。他の一例はB型の印判が捺されている。

ここで、とくに問題とするのは、A型とB型とC型との関係である。A型は、先述のように天正九(一五八一)年八月五日のものとの無年号(天正一九年頃か)の文書の二点しか残っていない。また、B型は、天正期(一五七三〜九二)に限って出されたと考えられている^{*38}。他方、C型は、天正九年九月以来見られ、慶長期まで出され続けている。

それは、単なる史料残存性の偏りの結果とも考えられ、以後も、A型やB型の黒印状が出された可能性は残る。実際、文書ではないが、光明寺に寄進された『遊行上人絵巻』には、文禄三(一五九四)年七月七日付で義光のB2型印判が据えられており^{*39}、一見すると、B型は、天正期に限ってだされたというのは問題があるかもしれない。しかし、『遊行上人絵巻』は、最上義光によって文禄三(一五九四)年七月七日付で一旦、光明寺に寄進されたが、事情があつて^{*40}最上義俊により寛永八(一六三一)年七月一五日付で再び寄進された。この寛永八年の再寄進に際

A型で管見に及んだものは、「専称寺文書」の天正九(一五八一)年八月五日付「最上義光知行宛行状」*²⁵と無年号八月三日付け、天正一九(一五九二)年か▽書状*²⁶の二点のみである。

天正九(一五八一)年八月五日付の文書は、その形態は豎紙である。内容は以下のようなものである。

史料(7)*²⁷

山邊南分之内、仁千束仁百五十かり為取置候、末代可致知行候也

(黒印)

天正九年辛巳八月五日

神主八郎殿

すなわち、義光が神主八郎に山邊南分の二千二五〇疇の土地を宛行つたものである。つまり、知行宛行状で、主従関係において最も重要な事柄を扱っている。以上のように、A型の印判状は、当初は判物でなされた知行宛行にも使われている。

B型の二つの印判は、ほとんど似ているが、『山形市史 中巻』で論じられたように、七の文字の太さなどで相違がある*²⁸。それゆえB1型とB2型と2つに分けられている。

B型の印判は、表のように天正五(一五七七)年の白鳥長久宛義光書状(3)以来見られる。B型の印判の据えられた義光文書で、管見に及んだものは五〇例がある。先学は、B型の印判状は、B1型、B2型ともいづれもほぼ同数の使用が見られ、内政・外交で使い分けられたとは考えがたい*²⁹とされてきた。しかし、B1型は一五例、B2型二四例、いづれか不明一一例である。

このように、不明が一一例あるが、B2型の方が多い点に注意される。また、時期的には天正二五(一五八七)年一〇月を画期として、例外はあ

るにせよ、それ以前にはB1型、以後はB2型が捺されている。例外はいずれも年欠文書であり、B2型が使用されていることから、その年代を天正一五年一〇月以後と訂正すべきかもしれない。安部俊治氏はB1型を前期鼎型印章、B2型を後期鼎型印章とされるが、ほぼそれは支持できよう*³⁰。この天正一五年一〇月は最上義光が庄内を一時的に支配した時である。以前にもまして数多くの印判状が出されたはずで、B1型の印判に代えてB2型印判が使われるにいたったのかもしれない。

史料(8)*³¹

立石寺常灯断絶之間、今度為油田、重澄之郷之内に畑仁貫八百五十地、於末代令寄附候、衆中無如在可被挑法灯事^(マツ)、要候、仍為後日之状、如件

天正十四年丙戌正月一日

立石寺

衆徒中

高楡小僧丸

義光(印判)

史料(8)は、天正一四(一五八六)年正月一日付で出された最上義光寄進状で、B1型の最上義光黒印が捺されている*³²。義光は天正一二(一五八四)年に天童氏を打倒した。その際、立石寺は兵火に罹り不滅の常灯が断絶した。それに対し、義光は常灯を維持すべく、油田として、「重澄之郷之内に畑仁貫八百五十地」を永久に寄付したのである。

史料(9)*³³

立石寺法花堂常灯寄進之状

抑彼灯火之事、伝聞、本山之法灯相統雖及数百歳、近年断絶候、山形依存御祈禱、則窺上意、常燈油之分奉寄進地之事、重澄之内畑作人荒屋堪忍

史料(6)*¹⁹

去年以來其本二相詰、萬氣遣無心元候、然者酒田も事澄、無残所候間、急度庄内へ可罷下候、本田佐渡殿へも得御意候間、氣遣あるましく候、修理殿へも暇乞を可申候、恐々謹言、
眼病故不及判形候

(慶長六(一六〇二)年カ) 六月廿一日 義光

下勘七郎とのへ

史料(6)は、義光が尾浦城(現、山形県鶴岡市)代下次右衛門の養子下勘七郎に宛てた書状である。下勘七郎は二〇〇〇石を賜るほどの有力家臣である*²⁰。これは書状の場合であるが、「眼病の故に判形に及ばず候」と花押を据えなかつた理由を末尾に書いている。書状ですら有力家臣に出す際は花押を据えるべきという意識があつたのであろう。

ところで、紙の用法に注目すると基本的には縦紙の判物から折紙の判物へ変化していることに気づく。A型のは縦紙(表1、2、5、129)と横折紙(121)のがある。B型のは、横折紙のみ(81)。C型の判物には縦紙(85)、横折紙(118、119)、牛王宝印が一例(95)、E型は横折紙が一例(292)ある。

縦紙と横折紙とは、縦紙の方が横折紙よりも厚札とされる。まず、縦紙の判物が出され、のちに、横折紙の判物へと変化していった*²¹ことはいえるであろう。その背景に、最上義光の戦国大名としての成長、権力基盤の確立があつたことは想像にかたくない。次に、義光の発給した古文書のうち印判状*²²に注目しよう。

第二節 最上義光の印判状

最上義光の印判についても、『山形市史 中巻』*²³の優れた研究があ

る。それによれば、朱印がなく黒印ばかりであることや、黒印に三種類のものがあることが明らかにされた。しかし、その後、伝馬印*²⁴が発見され、最上義光の印判は四種類あることがわかつている。その四種類というのは、A型とB1型とB2型とC型とD型である。A型とは、図(6)のようなもので、B1型とB2型とは、図(7)と図(8)のようなもので、C型は、図(9)のようなもので、D型は図(10)の印判である。A型は、一見してB型とC型とを併せたような印判であることが注目される。すなわち、B型のような香炉形(鼎型ともいう)をデザイン化した印判(中に出羽・山形)であるとともに、その中心部にはC型の楕円形に「七」と「得」の文字がある。



図(10) D型



図(8) B2型



図(6) A型



図(9) C型



図(7) B1型

いる。妙見寺、飯田ともに村山盆地内、すなわち現在の山形市内で、最上氏の本領中の本領といえる。

その後は、史料(2)、史料(3)のように、慶長七(一六〇二)年七月二三日付で里見(東根)景佐に出したC型花押の判物まで、管見では判物は見られない。

史料(2)*¹³

依今度之奉公無比類、東根之地田畠合六千石但半物成也、畠者四分之一而千石分也、永代可致知行者也、仍如件

慶長七年

七月廿三日 義光(花押)

里見薩摩殿

史料(3)*¹⁴

東根之地内田畠合而参千石者、但千物成、畠者四分之一而九百石倉納二申付候条代官可申者也、仍如件

慶長七年

七月廿三日 義光(花押)

里見薩摩殿

史料(2)、史料(3)は、義光が慶長七(一六〇二)年七月二三日付で里見景佐に出したC型花押の判物である。

史料(2)からは田畠合わせて六千石が里見景佐に宛行われている。

史料(3)からは、最上義光の東根の蔵入地(最上義光の直轄地)三千石の管理を里見景佐にまかせていることがわかる。里見氏は、東根氏ともいい、「最上義光分限帳」によれば、知行高一万二千石であった有力家臣である*¹⁵。

また、つぎの史料(4)や史料(5)のように、A型花押の判物が慶長八(一六〇三)年、慶長一五(一六一〇)年に出されている。宛名の平清水氏は四千石もの土地を義光に与えられた有力家臣である*¹⁶。

史料(4)*¹⁷

千石事、令扶助之訖、永可有領知者也、仍如件

慶長八卯

四月十一日

出羽守

義光(花押)

平清水

史料(5)*¹⁸

村山郡内三千石事、山林共令扶助之訖、永可有領知者也、仍如件

慶長十五庚申六月廿六日

最上出羽守

義光(花押)

平清水下野殿

義光の判物は以上の史料他合わせて一一例しか管見に及んでいない。それは史料残存の偏りもあるにせよ、天正期以降には、支配領域の拡大と家臣団数の増加、官僚機構の整備も進んだ結果、印判状が判物よりも多数出されるようになっていったことがあるのは確かであろう。

だが、印判状が出されるようになってきたからといって判物が完全に出さなくなっただけではない。実際、史料(2)～(5)のように、慶長期になっても、義光は里見氏、平清水氏といった有力家臣に対しては判物を出している。一般的に言って、印判よりも花押の方が発給者の人格性をあらわしており、印判よりも判物の方が厚礼とされるが、有力家臣には判物を出し続けたのであろう。

文書を古文書学的に分析し、東北大名文書分析の一ケース・スタディとしよう。とりわけ、書状と印判状・判物との関係について、見通しをつけたい。

第一章 判物と印判状

第一節 最上義光の判物

まず最上義光の判物から分析しよう。最上義光の花押については、図のような、AからEの五種類あることが明らかにされている。ただし、E型は、後述するC型印判と併用される場合(表、338など、以下番号のみを記す)もあることが注目される。さらに、B型、C型はB1、B2型、C1、C2型に細分する見解も出されている*⁹。筆者はすべての史料の原本調査を試みたが、『山形市史』編纂の時点では原本が見られたのに、散逸してしまっていて現在では見ることができないものもある。その場合は、そうした区別はせずに、ただBとかCとかといった具合に表記している。

さて、最上義光の花押が据えられた文書は、表のように永禄一三(一五七〇)年一月日付の最上義光言上状以来六七例が伝存している。しかし、注目すべきことには、その大部分は書状であり、知行宛行、安堵、起請、感状などを内容とするいわゆる判物は、一一例という点が注目される。その花押はA型・B型・C型・E型である。とすれば、大石氏が伊達政宗文書の分析で指摘された書状が多いという東北大名の特徴は、現存する花押の捺された文書に限れば、最上義光についてもいえることになる。

判物の代表といえる知行宛行は、最上義光が元亀元(一五七〇)年に家督襲名して*¹⁰以後は数多く発給されたと考えられる。たとえば史料



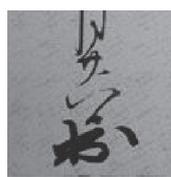
図(1) A型



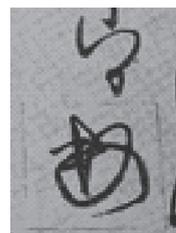
図(3) C型



図(2) B型



図(5) E型



図(4) D型

(1)のように元亀三(一五七二)年三月一七日付けで、萩生田弥五郎*¹¹に「妙見寺之内仁千疇、飯田之内千疇、妙見寺内畠一貫地」の土地を宛行っている。

史料(1)*¹²

此方罷越致奉公付而、妙見寺之内仁千疇、飯田之内千疇、妙見寺内畠一貫地相添候、於末代可致成敗候者也

義光(花押)

元亀三年三月十七日

萩生田弥五郎殿

史料(1)のように、義光という署名の下に先述のA型花押を据えて

最上義光文書の古文書学 判物・印判状・書状

松尾剛次

はじめに

戦国大名最上義光（一五四六―一六一四）に関しては、数多くの研究がある^{*1}が、ここでは、従来手薄であった古文書学的な視点から最上義光を見直してみる。最上義光関係文書については、『山形市史』、『山形県史』によって丁寧な収集が行なわれ、優れた分析もなされている^{*2}。しかし、『山形市史 中巻』は昭和四八（一九七三）年、『山形県史』は昭和五二（一九七七）年に刊行されるなど四〇年近くも前の成果である。『山形市史 中巻』の頃は一五五五点ほどの義光文書が見いだされたに過ぎない^{*3}。ここでは、それら以後に見えられた文書も加えて、最上義光関係文書^{*4}（表参照、全部で三三八例）を分析し直し、それらを通して最上義光による羽州支配のありように光を当てたい。なお、最上義光家は、義光が慶長一九（一六一四）年に亡くなって間もない元和八（一六二二）年には改易となった。そのため、最上義光関係文書の分析を通じて戦国大名から近世大名への展開を追うことができるので、最上義光関係文書に注目した。

ところで、戦国大名の発給文書は、印判状と判物の二つが注目されてきた。印判状というのは、文書の奥や袖に印章（印判）が据えられた所領の安堵、宛行、寄進を内容とする文書である。他方、判物は印章の代わりに花押が据えられた文書である^{*5}。

戦国大名発給文書の全国的な分析を行なった山室恭子氏^{*6}によれば、フォッサマグナを境にして西国の大名は判物を多く発給したのに対して、東国大名は印判状を数多く発給したとされる。戦国大名は、印判状と判物を出して、所領の安堵、宛行、軍役の命令、伝馬の特権付与、ようするに家臣団統制や領内支配を行っていた。印判状と判物は機能としては同じものである。山室説によれば、初めほどの大名も判物で出したのを、途中で印判状に切り替えていったという。その背景には、官僚制の整備と展開があると考えられている。

この山室説を踏まえて、大石直正氏^{*7}は伊達政宗文書の分析を行い、東北の大名は印判状と判物のみならず、花押や印判を据えた書状を数多くだしており、印判状と判物だけに注目したのでは、東北大名の特性を理解しがたいのではと指摘されている。後述するように、その指摘は示唆に富むものである。

だが、山室氏の研究では依拠した最上史料の収集が全く不十分^{*8}。なうえに、典拠が全くないことに示されるように、追検証すらできない。また不十分な文書収集に基づき、豊臣秀吉による全国統一樹立の天正一八（一五九〇）年を最上文書における画期とする。しかし、本文で述べるように、慶長一七（一六一二）年こそが一大画期であった。

また、大石氏の研究にしても東北の大名の文書といっても伊達政宗文書以外の大名の古文書分析は極めて不十分と言わざるをえない。そこで、伊達政宗とならぶ石高を誇る五七万石の大大名であった、最上義光

編 集 委 員

鈴 木 明 宏 (社会システム専攻科目担当)

赤 倉 泉 (社会システム専攻科目担当)

池 田 光 則 (文化システム専攻科目担当)

ライアン スティーブ (両専攻共通科目担当)

編 集 者	山形大学人文学部
発 行 者	〒990-8560 山形市小白川町一丁目4番12号
責 任 者	北 川 忠 明
印 刷 所	田宮印刷株式会社
発行年月日	平成26年9月30日

BULLETIN
of
Graduate School of
Social & Cultural Systems
at Yamagata University

No. 11

CONTENTS

Articles

- A Study of the Documents of Yoshiaki Mogami: Decrees and Letters.....Kenji MATSUO (1)78
Die Performativität und die Komödie von Karl Valentin.....Takanobu SETTSU 1
從小川尚義的著作來看國語意識.....中澤 信幸 17
An Examination of the Layout of Information Display Areas and Work Areas on
Wide Screen Displays.....MONMA Tadasuke, HONDA Kaoru 33

International Academic Conference

- Geoglyphs and Society in Nasca and Palpa: Recent Advances in
Archaeological Research.....Masato SAKAI 43

2013 : List of Graduate School Courses and Submitted Master's Theses45

Requirements for Contributors49

SEPTEMBER 2014